

第1節 防災体制の整備

計画の方針

市および防災関係機関は、災害発生後の混乱期に市民の生命を守り、被害の拡大を最小限にとどめるため、迅速な防災活動を開始する組織をあらかじめ整備しておく必要がある。

さらに、地域間の応援協力体制や市民・自主防災組織・企業防災組織間の相互扶助体制の整備についても十分な計画が必要である。

このため、市および防災関係機関は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図る防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していく。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 市の防災体制の整備	防災安全対策課、各課	
2 初動体制の強化	各課	
3 防災関係機関の防災体制の整備		各防災関係機関
4 地区防災計画の整備	防災安全対策課	市民（自主防災組織）
5 防災をめぐる社会構造の変化と対応	防災安全対策課	市民（自主防災組織）
6 減災計画の推進	防災安全対策課、各課	

1 市の防災体制の整備

市は、職員に対し、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう日ごろより訓練等を通じて、災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、地域防災計画に基づく災害応急対策に関する活動要領（緊急時対応マニュアル）等を整備し、さらに各課所室ごとに応急対策マニュアルを策定するように努める。

また、市の各部局は災害時に他の部局とも円滑に連携が図れるよう、日ごろから情報交換を緊密に行っておくとともに、研修および訓練を共同で行うことによって各部局間の連携体制の強化を図る。

災害時においては、行政機能が低下又は喪失した場合でも応急対策活動を行う一方、通常業務のうち、中断すると市民生活に重大な影響を及ぼす業務については、優先的に継続して行う必要がある。そのため、それらの業務を効率的に遂行する「秋田市業務継続計画（BCP地震編）（平成24年8月）」を策定している。

今後は、近年の大規模災害における教訓や防災基本計画に基づき、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信

手段の確保、重要な行政データのバックアップならびに非常優先業務の整理等について、継続的に業務継続計画の改訂を行う。

2 初動体制の強化

(1) 各部局の配備・動員計画

各部局長は所管部局の非常配備体制別職員名簿を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、そのつど速やかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図る。

ア 配備・動員計画の作成

各部局の配備・動員計画は、配備の種別ごとに、次の内容により作成する。

- (ア) 非常配備体制別職員名簿
- (イ) 職員参集（予定・報告）表
- (ウ) 職員動員伝達系統表

イ 報告

各部局長は、計画を作成もしくは修正したときは、随時総務部長に報告する

(2) 災害時初動マニュアルの活用

組織としての活動要領（緊急時対応マニュアル）に基づき、市職員一人ひとりの災害時初動マニュアルを作成し、参集段階からの各自の行動について習熟していく。

各部局長は、マニュアルを作成もしくは修正したときは、随時総務部長に報告する。

3 防災関係機関の防災体制の整備

防災関係機関は、平常時からそれぞれの業務に対応した災害予防体制を整備し、災害時には、自ら防災業務や防災活動を実施するとともに市の防災活動に協力する。

4 地区防災計画の整備

- (1) 市の地区居住者等が共同して、自発的に「地区防災計画」を作成し、秋田市地域防災計画（以下「本計画」という。）に当該地区防災計画を定めるよう提案を行った場合、秋田市防災会議において必要と認めるときは、「本計画」に当該「地区防災計画」を定める。

◆資料編 36-1 地区防災計画の指定

- (2) 市は、地区居住者等による地域の特性を踏まえた地区防災計画の作成にあたり、共助と公助の連携の観点から、必要に応じ、助言等の支援を行う。

※ 地区防災計画制度は、共助による地域防災力強化を目的とし、一定の地区の居住者および事業者（「地区居住者等」という。）が市防災会議に対して、市地域防災計画に地区

防災計画について定めることを提案することができる住民参加型の仕組みを採用した制度（災害対策基本法第42条の2 平成25年6月改正）

5 防災をめぐる社会構造の変化と対応

(1) 地域防災力の強化

市民の意識および社会環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が見られるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練の実施、防災思想の徹底等を図る。

(2) 女性参画の拡大

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、避難所の開設・運営マニュアルの作成過程や、訓練、検証などに多様な視点を導入するとともに、避難所運営組織や避難所窓口への配置など、防災に関する政策・方針決定過程および防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

6 減災対策の推進

市は、平成28年度～32年度を計画期間とする「新・県都『あきた』成長プラン」（第13次秋田市総合計画）を、平成28年3月に策定している。この計画の中において、「健康で安全安心に暮らせるまち」を将来都市像の一つとして掲げ、各種施策を推進することとしているほか、道路や上下水道などインフラ、ライフラインの整備を計画的に進めることにより、総合的な減災対策を推進する。

第2節

通信・情報連絡体制の整備

計画の方針

災害から通信および放送施設を防護するために、各防災関係機関は保有する施設の改善と保守体制の強化に努めるとともに、防災関係機関相互の通信確保を図る。

また、災害が発生した場合、被害内容や被災者に関する情報の収集と分析、対応の伝達・指示など、応急対策の速やかな実施を図るために、情報を円滑に流通させることが極めて重要となる。このため、防災関係機関は、情報の収集・伝達を、人・組織の面でも機器設備の面でも支障なく実行できる体制を整備する。

さらに、災害時には、通信施設の損壊や送電線の切断等によって通信機能への多大な被害が予想されるため、複数ルートによりバックアップされた情報通信システム等の検討を行うなど、防災関係機関との連絡や災害対策本部の情報収集・伝達機能の確保を図る。

また、市民への情報伝達については、簡潔でわかり易い表現とし、特に、要配慮者への配慮に重点を置くことが必要である。このため、平常時から計画的に訓練を実施し、検証を重ねて、情報伝達の改善を推進する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関	
1 通信施設の整備	市の施設	防災安全対策課、情報統計課、財産管理活用課、消防本部	
	警察無線施設		各警察署、各交番・駐在所
	電気事業者施設		東日本電信電話(株)、KDDI(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)
	放送事業者施設		(株)秋田放送、秋田テレビ(株)、秋田朝日放送(株)、(株)エフエム秋田、(株)秋田ケーブルテレビ
その他の通信施設		アマチュア無線ボランティア、タクシー会社等	
2 情報連絡体制の整備	情報収集・伝達ルートの確立	防災安全対策課 消防本部	防災関係機関
	気象情報等の収集	防災安全対策課	気象庁、国交省河川国道事務所、県河川砂防課等
	防災情報処理機能の充実	防災安全対策課 情報統計課	

1 通信施設の整備

(1) 市の通信施設の整備

災害時の通信の基本となる防災行政無線等の無線通信に加えて、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うため、様々なレベルの情報通信手段を活用したネットワークを形成する必要がある。

ア 通信施設の現況

市において災害時に情報収集又は情報連絡に使用する通信施設の現況は、次のとおりである。

- (ア) 秋田市防災行政無線（移動系）
- (イ) 災害時発信用優先電話
- (ウ) 非常緊急通話用電話
- (エ) 防災相互通信用無線機

◆資料編 12-1 防災行政無線の概要

〃 12-2 災害時発信用優先電話設置場所一覧表

イ 通信施設の整備・活用

(ア) 市民への情報伝達手段の整備

市が保有する防災情報通信施設としては、移動系無線と沿岸地域住民を対象とした津波警報サイレンがある。市は、さらに全市域を包括する新たな情報伝達手段の構築に努める。

(イ) 消防無線の有効活用

消防無線には周波数別に、主運用波、活動波、統制波がある。本市では、広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため統制波3波の有効活用を図る。

(ウ) 衛星電話やモバイルPCの配備

衛星電話やモバイルコンピュータによる通信などを活用し、音声の他、文字、映像等多様なメディアにより容易な状況把握が可能となるよう整備に努める。

(エ) 携帯電話のメール機能の活用

携帯電話によるメールを活用し、災害情報を関係職員等に一斉配信するなど、情報の共有化を図る。

(オ) 市保有施設へのWi-Fiの整備

災害時の情報収集および市民への情報提供を円滑に行うため、市保有施設へのWi-Fi整備を推進する。

ウ 通信施設の強化

情報通信設備の強化対策を十分に行い、災害時の機能確保に留意する。

(ア) バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

(イ) 非常用電源の確保

災害時の停電に備え、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。特に、防災

対策で必要不可欠なシステム（県総合防災情報システム、防災行政無線等）への非常用電源を確保する。

また、自家発電設備等については、必要な燃料の確保と定期点検等による機能の保持に努めるとともに、浸水時の対策に努める。

(ウ) 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施す。

エ 情報システム等の整備

災害対策本部情報システムや、防災行政無線を整備するとともに、モバイル映像伝送システム、ヘリテレ映像受信システム等の一体化した運用システムの構築を推進する。

(2) 秋田県が保有する通信施設

ア 秋田県総合防災情報システム

県は、県庁、地域復興局、県出先機関、市町村、消防本部およびその他の防災関係機関との間に、地震等地上災害に強い光ファイバーによる専用回線と衛星携帯電話回線の2ルートで防災情報システムを構成している。このうち、衛星携帯電話回線は専用回線のバックアップ回線である。

また、各機器には次の対策などが施されている。

- (ア) 耐震対策・・・通信設備の揺れ止めなど
- (イ) 停電対策・・・無停電電源装置の整備、非常用発電機の常備
- (ウ) 防雪対策・・・アンテナへの融雪装置の整備

表 2-2-1 県総合防災情報システムの現況

(平成 28 年 4 月現在)

【システム設置機関】

設置機関	県本庁（県庁統制局）	地域復興局（秋田を除く）	県出先機関（一部）	市町村	消防本部	防災関係機関（自衛隊）	計
箇所数	1	7	8	28	11 (※)	2	57

(※) 秋田市消防本部については、市とシステムを共有していることから、市町村機関として計上している。

イ その他の通信施設

ダムおよび発電所等に水防用および電気事業用等の無線通信施設を保有するほか、テレメーターシステム等固定・移動系各種通信システムがある。

(3) 警察無線施設

無線施設については、秋田県警察本部、秋田中央警察署、秋田臨港警察署、秋田東警察署、各交番・駐在所およびパトロールカー等に設置されており、各種災害の際には迅速に対処できる体制が整備されている。

(4) 電気通信事業者

ア 東日本電信電話株式会社（秋田支店）

東日本電信電話(株)秋田支店は、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築を図っている。また、災害発生時における通信確保のため、単一ルート等となっている交換所エリアの県内3箇所に「孤立防止用衛星通信装置」を設置しているほか、必要により臨時回線や臨時公衆電話を設置するため、ポータブル衛星通信車を配備している。

◎本章第31節「電話施設の強化対策」参照

イ 株式会社NTTドコモ（東北支社秋田支店）

(株)NTTドコモ東北支社秋田支店は、災害から防護する設備の防災対策を実施し、災害が発生した場合においても通信を確保するための通信網の整備を行っている。また、平常時から災害時の措置を定めている。

◎本章第31節「電話施設の強化対策」参照

ウ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（東北支店）

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)東北支店は、災害発生時の通信を確保するため、多ルートもしくはループ構成等による通信網を整備し、主要施設については、予備電源を設置している。

◎本章第31節「電話施設の強化対策」参照

エ KDDI株式会社（東北総支社）

KDDI(株)東北総支社は、大規模災害に備えて施設の防災対策を実施し、災害が発生した場合においても通信を確保するための車載型基地局・移動電源車・非常用発電機の配備等を実施している。また、平常時から災害時の措置を定めている。

◎本章第31節「電話施設の強化対策」参照

オ ソフトバンク株式会社（東北オフィス）

ソフトバンク(株)（東北オフィス）では、災害から防護するため、施設の防災対策を実施し、災害時の通信確保のために主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化等を行うとともに、災害時措置計画の作成、現行化を図っている。

◎本章第31節「電話施設の強化対策」参照

(5) 放送事業者

ア 株式会社秋田放送

(株)秋田放送は、施設の不燃構造化を実施し、放送機器や回線は二系統の設備とし、商用電源のほか非常用自家発電装置や無停電対策用バッテリーを設備している。また、取材通信経路確保のため、テレビはFPU（可搬型マイクロ波送受信装置）、SNG車（衛星番組伝送システム）を、ラジオは連絡用無線（150MHz帯・160MHz帯）を保有している。

イ 秋田テレビ株式会社

秋田テレビ(株)は、施設の耐震および防火構造等防災対策を実施し、放送設備や機器は現用・予備の二系統を設備している。また、停電時は、C V C F（無停電装置）および非常用自家発電機等による放送継続を可能としている。

ウ 秋田朝日放送株式会社

秋田朝日放送(株)は、施設の耐震および防火構造等防災対策を実施し、放送設備や機器は現用・予備の二系統を設備している。また、停電に備えU P S（無停電電源装置）および非常用自家発電装置等を設置している。

エ 株式会社エフエム秋田

(株)エフエム秋田は、施設の不燃構造化を実施し、施設には非常用自家発電装置、又は無停電電源装置を設置している。また、送信設備や送信機は、無線波を利用した現用・予備の二系統を設備している。

オ 株式会社秋田ケーブルテレビ

地上デジタルおよびB S系の放送受信の冗長化を図り、C S系放送は多重ルート構成としている。また、本社ヘッドエンドは防火設備を整備し、非常用自家発電装置および無停電電源装置を設置している。

(6) その他の通信施設

ア その他通信施設の現況

アマチュア無線、タクシー無線の協力体制の確立を図る。

イ 通信施設の確保

(ア) アマチュア無線ボランティアの確保

市(防災安全対策課)は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティアを確保し活動を支援する。

(イ) 民間無線の活用

民間無線の活用を図るため、タクシー会社、企業等災害時の情報収集の協力体制の推進を図る。

2 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集・伝達ルートの確立

ア 情報収集・伝達体制の整備

災害時には、警察や消防、自主防災組織の防災リーダー、さらに市職員を通じて市の災害対策本部に情報を集約し、被害状況の早期把握を行い、また、災害対策本部からは、各防災関係機関への指示や応援要請を行うとともに、市民の生命・財産を守り、的確な対応へと導くための情報を伝達することとなる。これらの情報収集・伝達が災害時にも有効に機能するよう、収集・伝達ルートの多重化や各機関の役割の明確化を図るほか次の事項に留意して整備する。

また、災害初期の混乱期に迅速な情報収集・伝達を行うため、あらかじめ情報関係の要

員を指定・確保しておく。

- (ア) 県総合防災情報システム、市防災行政無線（移動系）、Lアラート（災害情報共有システム）、衛星携帯電話、インターネット、ツイッター等のソーシャルネットワーキングサービス、防災ネットあきたや緊急速報メールの配信など、あらゆる情報通信手段を活用した被害情報等の収集および伝達。
- (イ) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の情報を自動的に市民への災害情報を広報できるシステムの構築に努める。
- (ウ) 職員の輪番制による24時間勤務を実施し、被害情報又は防災情報などの迅速な収集。
- (エ) 被害情報の収集ならびに伝達の確実性を期するため、通信手段・経路の多重化の促進。
- (オ) 情報の収集・伝達ルート of 多重化および各機関の役割の明確化。
- (カ) 東北総合通信局および東北地方非常通信協議会と連携した、非常通信計画の策定および無線設備の総点検による通信回線の途絶防止。また、非常通信訓練の実施を通じた非常通信体制の検証。
- (キ) インターネットやアマチュア無線の愛好家の協力を得た、情報収集・伝達体制の補強。

イ 多様な情報収集・伝達手段の活用

機動的な情報収集を行うため、必要に応じ、防災関係機関が保有し維持している多様な手段、例えば、自衛隊や海上保安庁の航空機や巡視船艇等による巡視情報、国土交通省のヘリコプターテレビシステムや交通監視システムなどによる情報が活用できるよう、日ごろから関係機関との連携を図る。

また、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、県総合防災情報システム等の情報通信設備の体制を整え、テレビ、ラジオ、パトカー、ホームページ（他市代理HP含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた多様な災害伝達手段の活用と周知を図る。

ウ 衛星通信、インターネット、地域防災無線等の通信手段の整備

衛星通信、インターネット、地域防災無線等の通信手段を整備し、民間企業、報道機関、市民等からの情報等の災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

また、地域衛星通信ネットワークや震度情報ネットワークおよび防災行政無線等を活用することにより、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

エ 情報の共有化

市は、情報の共有化を図るため、防災訓練等を通じ情報の伝達経路および連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討のうえ実践的な施策等の策定に努める。

(2) 気象情報の収集

市および防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策を実施するため、次の各機関からの気象情報の早期収集に努める。

表 2-2-2 気象情報の収集

収集先	収集内容
国	1 国交省の「川の防災情報」「秋田の川水位・雨量情報」による河川情報の収集 2 秋田地方気象台の注意報・警報および気象予報の収集 3 秋田地方気象台から危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報の収集 4 秋田地方気象台、国交省東北地方整備局等からのホットラインによる気象状況等の解説、および警戒避難への助言
秋田県	1 「秋田県総合防災情報システム」による気象情報の収集 2 「秋田県河川砂防情報システム」による河川情報、雨量情報（砂防）、土砂災害警戒情報の収集
民間	1 民間気象会社による気象予測情報収集 2 コンサルティングサービス
その他	1 その他関係機関の気象情報の収集

(3) 緊急地震速報の種類と発表基準

ア 緊急地震速報の発表

気象庁は、緊急地震速報として、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く発表する。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

また、テレビ、ラジオを通して市民に周知し、地震動による被害の軽減を図る。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置付けられている。

イ 緊急地震速報の区分と発表内容

気象庁における発表に当たっては「緊急地震速報」の名称を用いており、警報と予報の区分および発表内容については次のとおりである。

表 2-2-3 緊急地震速報の区分と発表内容

区分	名称	発表内容
地震動警報	緊急地震速報（警報）	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、震度4以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表する。

ウ 緊急地震速報および震度速報で用いる地域
秋田市は、「秋田県沿岸南部」に含まれる。

エ 緊急地震速報（警報）の発表条件・内容

(ア) 緊急地震速報（警報）を発表する条件

a 地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合

(イ) 緊急地震速報（警報）の内容

a 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名

b 強い揺れ（震度5弱以上）が推定される地域および震度4が推定される地域名（全国を約200地域に分割）。具体的な推定震度と猶予時間は発表しない。

(4) 防災情報処理機能の充実

ア 職員呼び出しシステムの整備

夜間、休日等に発生した災害に対する応急対策を迅速に開始するため、職員動員をより速やかに行う動員体制の徹底や連絡網の整備を図る。連絡方法については、緊急時職員参集システムから参集に係るメールを配信する。

イ 災害情報センター機能の整備

災害時の応急対策を効果的に実施するためには、災害対策本部に集積された膨大な量の災害情報を速やかに分析して、その基本方針を決定し、関係機関に対して的確に伝達することが重要である。

こうした一連の情報処理を迅速かつ確実にを行い、一刻も早い災害復旧を図るため、情報集約、情報分析、情報管理および意思決定の支援等中枢的役割を果たす災害情報センター機能の整備を研究する。

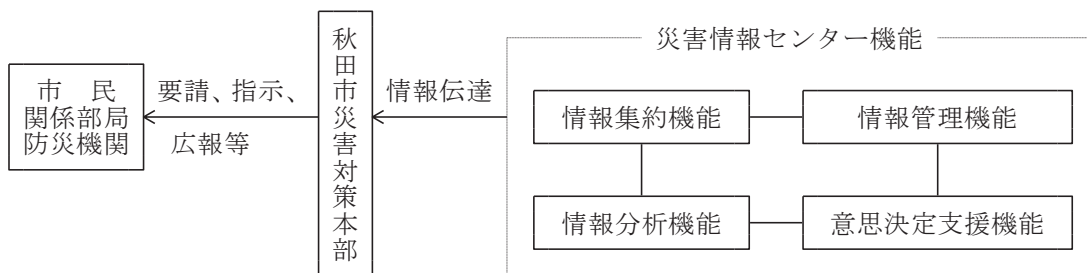


図 2-2-1 情報伝達体制

第3節

自主防災組織の充実

計画の方針

市民は、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、平時より災害に対する備えを心がけておくことが重要である。

特に、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、地震発生直後、自主防災組織や地域住民の協力により多くの人々が救助されている事例が報告されており、津波からの避難においても、地域住民の相互扶助は重要であるものと思われる。

このため、市は、災害時における地域住民による相互扶助の重要性について、性別、年齢等にかかわらず、多様なより多くの市民が自主的に考えることができるよう参加型の学習会や防災訓練等を実施し、自主防災組織の結成促進に努める。

また、住民の連帯意識に基づく自主防災組織と事業所との共同による地区防災計画の作成や、ボランティア団体等と連携した協力体制などについて積極的に支援する。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織およびその活動における女性の参画を促進するよう努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 自主防災組織の育成	防災安全対策課	市民（自主防災組織）
2 地域住民および事業者による地区内の防災活動の推進	防災安全対策課	市民（自主防災組織） 事業所
3 各機関等との連携	防災安全対策課、消防本部	市民（自主防災組織）、 企業、消防団、各機関

1 自主防災組織の育成

(1) 自主防災組織の現況

市は、自主防災組織の結成促進に向けて、未組織の町内会等に結成を働きかけるとともに、育成強化のため、地域活動時における指導やリーダー研修会などを実施している。

(2) 自主防災組織の育成計画

市（防災安全対策課）は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成に向けての働きかけおよび支援を積極的に行っていくため、以下の対策を実施する。

ア 普及啓発活動の実施

市（防災安全対策課）は、防災講話や各種研修会の開催、広報あきた、防災パンフレッ

トの配布等を通じ、市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発し、地域防災活動への参加を促進する。

イ 自主防災組織の編成

- (ア) 自主防災組織は、地域既存のコミュニティである町内会等を活用し、必要に応じて、ブロック分けをするなど、実行力のある組織体制の編成に努める。
- (イ) 何らかの防災活動を行っている組織を、その活動の充実強化を図ることにより自主防災組織として育成する。
- (ウ) 地区振興会、市民憲章、婦人団体、青年団体、PTA等、地域で活動している組織を活用して自主防災組織を育成する。
- (エ) 幼年消防クラブ等の活動を支援するほか、小・中学生等への防災知識の普及・啓発を通じ、将来の自主防災組織活動の素地を養成する。
- (オ) 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の役員等に女性が複数含まれるように努める。
- (カ) 自主防災組織は、下図に示す編成を基本とし、その地域の実情に応じた組織編成をとるものとする。

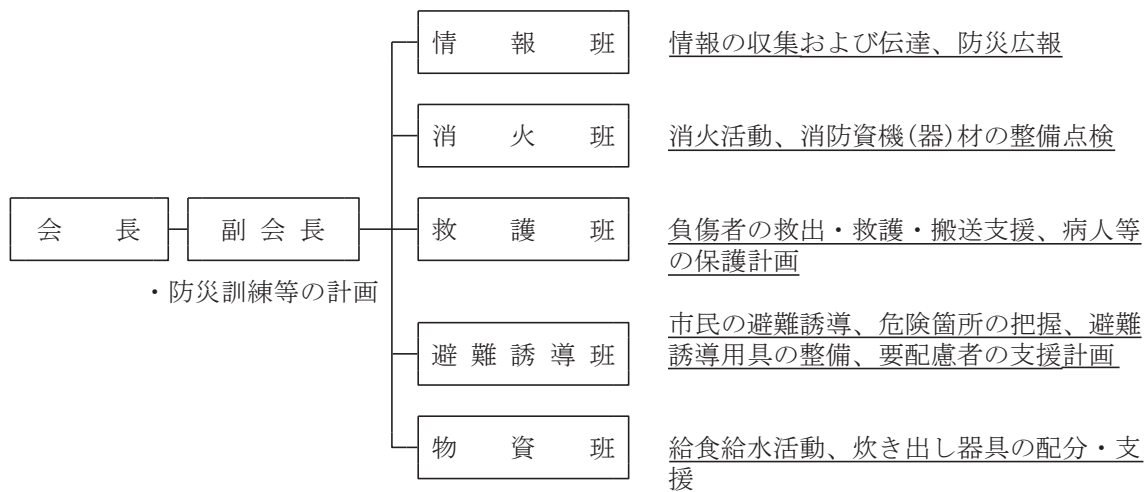


図 2-3-1 自主防災組織系統図

ウ 組織の規約

自主防災組織を円滑に効率よく運営していくためには、基本的な事項について統一的な自主防災組織規約を設けておく必要があるが、それぞれの地域の実情を踏まえた自主防災組織規約についても整備を働きかける。

エ 活動支援

- (ア) 市は、自主防災組織の計画する防災講話や防災訓練を積極的に支援するとともに、訓練等の工夫や取組みに関する情報提供に努める。
- (イ) 市は、自主防災組織の参加を含む防災訓練計画を策定し、市民に積極的な参加を呼びかけて、その防災意識の高揚や防災技術の向上に努める。

- (ウ) 市は、コミュニティ助成事業などの助成金を活用し、自主防災組織の防災資機材の整備を支援する。
- (エ) 市は、計画的にリーダー研修会等を開催して、市民が率先して自助ならびに共助による災害時避難行動を行う際に必要な技能・知識等の普及・啓発に努め、指導能力の向上を図る。
- (オ) 市は、自主防災組織間の連携を図り、防災技術等の向上および地震等の災害に伴う被害の軽減を目的とした自主防災組織連絡協議会の活動を積極的に支援する。
- (カ) 市は、県の自主防災アドバイザーを活用し、自主防災組織の活動の活性化を図る。

(3) 自主防災組織の活動

ア 自主防災組織の役割

災害時には、隣近所や町内会等の班など、地域に密着した地域の集まりの中でお互いに助け合うことが大切である。自主防災組織は、市や防災関係機関と協力し、それぞれの地域特性に応じた住民避難計画の作成や防災訓練の実施を行うなど、地域力を最大限に活かした活動が推進できるよう、市は支援に努める。

イ 自主防災組織に期待する活動内容

平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者を含めた地域市民のコミュニティの醸成、および地域の避難行動要支援者等の把握 2 災害教訓の伝承や日ごろの備え、および災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 3 情報収集・伝達、初期消火、避難および救出救護等の防災訓練の実施、市の計画する防災訓練への参加 4 火気使用設備および器具等の点検 5 消火用資機材の整備・点検 6 防災用資機材・応急手当用医薬品等の備蓄および管理 7 地域内の防災点検
発災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 初期消火の実施 2 情報の収集・報告、命令指示等の伝達 3 救出・救護の実施および協力 4 集団避難誘導の実施 5 炊き出しおよび救援物資の分配に対する協力 6 要配慮者の安全確保等

◆資料編 4-1 自主防災組織結成届出書

2 地域住民および事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の地域住民および当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市の防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

また、市は、地域住民等から地区防災計画の素案を受けた場合、必要があると認める時は、市の地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

3 各機関等との連携

(1) 自主防災組織、消防団、自衛消防組織の連携

市は、自主防災組織と地元の消防団、事業所の自衛消防組織が、平常時から相互の協力体制が確保されるよう支援に努める。

市および消防本部は、自主防災組織と事業所の自衛消防組織との平常時および災害時における協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるように努める。

(2) 消防職団員・退職者との連携

消防職団員の専門知識と退職者の豊富な経験は、自主防災組織の結成に関するノウハウ、また活動面における豊富な実践経験である。市は、これらの実績を踏まえ、消防職団員および退職者との連携を図るよう努める。

(3) 学術機関等との連携

市は、各防災関係機関のほか、秋田大学、秋田県立大学等と連携し、これらの学術機関が有する災害および防災に関する知識・知見などを研修会等の機会を捉え、広く市民に啓発を図るよう努める。

(4) ボランティア団体等との連携

市は、平常時から地域団体や、NPO等のボランティア団体との連携体制の整備に努める。

第4節 企業防災の促進

計画の方針

災害時における企業活動の停止は社会に与える影響は大きく、このため各企業は災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行うことの重要性に対する認識が必要である。そのため、市は、企業の災害時における防災対策の推進を働きかける。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 企業の役割	防災安全対策課	企業
2 企業への支援	防災安全対策課	企業
3 自衛消防組織の整備	消防本部	企業

1 企業の役割

災害時における企業活動の低下・停止は社会に与える影響が大きい。このため、市は、各企業が災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう要請する。また、防災体制の整備、防災訓練、事業所施設の構造強化や耐震化、設備の転倒防止等の地震対策、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進を働きかける。

(1) 事業継続と共に求められるもの

ア 生命の安全確保と安否確認

第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社など、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。

イ 二次災害の防止

製造業などにおける火災の防止、建築物・構造物周辺への倒壊防止、薬液の漏洩防止等、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組みが必要である。

ウ 地域との協調・地域貢献

災害が発生した場合には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の早期復旧を目指すことが望まれる。

また、企業がその特色を生かして地元地域の早期復旧や災害救援業務に貢献できる場合には、地元の地方公共団体との合意・協定の締結が社会的にも望まれる。

企業の社会貢献には以下の項目が考えられるが、企業価値の向上という面でも可能な対応を行うことが望ましい。

- (ア) 援助金の提供
- (イ) 避難者への自社の敷地や建物の一部開放
- (ウ) 保有する水・食料等の物資の提供
- (エ) 地元地域の災害救援事業を支援するために必要とされる技術者の派遣
- (オ) 社員のボランティア活動への参加
- (カ) 地域市民との共同による地区防災計画の作成や防災訓練の実施等、自発的な防災活動の推進

2 企業への支援

市は、事業継続計画（BCP）策定に関するセミナーの開催等や計画の策定に必要な被害想定やハザードマップ等の基礎データの提供により、各企業における防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取り組みに関する積極的な評価の実施などにより、企業の防災力の向上を支援する。

また、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練又は研修などへの積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う

(1) 事業継続計画の策定への支援

企業の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに必ず復旧させるための事業継続計画の策定が重要であるため、市は経営者に対して支援を行う。

具体的な対応の策定は、重要な要素をいかに防ぎよするか、又は重要な要素が万一被災した場合にどのような対応をするかの二つの観点から実施することが必要であり、策定に当たっては、以下の項目が特に重要とされている。

- ア 指揮命令系統の明確化
- イ 本社等重要拠点の機能の確保
- ウ 対外的な情報発信および情報共有
- エ 情報システムのバックアップ
- オ 製品・サービスの供給

(2) 教育・訓練の実施への支援

市は、企業が行政機関や地域と連携して次のような訓練を行い、事業継続計画を継続的に改善するよう働きかける。

- ア 基礎知識を与えるための教育
- イ 幹部社員を対象とした机上訓練・意思決定のための訓練
- ウ 避難訓練
- エ 消防訓練
- オ バックアップシステムの稼働訓練
- カ 対策本部設置訓練 など

3 自衛消防組織の整備

(1) 事業所の現況

消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「消防法」という。）第 8 条の規定に該当する防火対象物数は 2,229 であり、そのうち 89.6% (1,997 件) が自衛消防組織等を整備している。(H30.3.31 現在)

危険物取扱い事業所は、それぞれの自衛消防組織等を組織するものとしており、また、ガス取扱事業所では秋田中央LPガス協議会、高圧ガス地域防災協議会等の指導のもとに、自主保安体制を確立することとしている。

(2) 事業所の自衛消防組織の整備

事業所は、消防法第 8 条の規定により、「消防計画」を作成するときは、従業員、利用者の安全を確保し、的確な防災活動を行える計画とする。

また、事業所は、自主的な防災組織の編成に努めるとともに、周辺地域の自主防災組織と綿密な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。さらに、市は事業所等に対し、市が実施する防災事業等への積極的な協力と参加を求めよう、働きかける。

その具体的な活動内容については、おおむね次のとおりとする。

ア 防火管理体制の強化

学校・病院・大規模小売店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第 8 条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検および整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、避難誘導、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、統括防火管理者を選任し届出するよう指導するとともに、発災時には全体の消防計画に従い、統括防火管理者と各事業所の防火管理者が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

<活動内容>

- | |
|-----------------|
| 1 消防訓練 |
| 2 従業員の防災教育 |
| 3 情報の収集・伝達方法の確立 |
| 4 火災その他の災害予防対策 |
| 5 避難対策 |
| 6 応急救護対策 |
| 7 地域の防災活動への協力 |

イ 危険物施設および高圧ガスの関係事業者等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化および相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図れないことも考えられる。このため、消防本部は危険物施設管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。

第5節

防災知識の普及および防災教育の推進

計画の方針

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、市民一人ひとりの自覚と、平常時からの防災に対する構えと心がけが重要である。津波に関しては、「沿岸部で強い地震を感じたら急いで避難」という基本的な事項を周知徹底することも重要である。また、災害発生時においては、初期消火など自らができる防災活動をはじめ、自主防災組織などの地域コミュニティ団体等による防災活動、さらに企業および関連団体等による防災活動が、市および防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施とあいまって、被害の軽減に結びつく。

このため、市は、平常時から防災計画および防災体制、災害時の心得、避難救助の措置等について効果的な広報を行い、さらに市民に対して防災教育を行うことにより、防災知識の普及に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 対象者別教育要領	防災安全対策課、各課	防災関係機関、学校、事業所、市民、自主防災組織
2 市民に対する防災知識の普及	防災安全対策課、各課	市民、各機関
3 防災に関する意識調査	防災安全対策課	各機関

1 対象者別教育要領

(1) 防災関係職員に対する防災教育

市および防災関係機関は、応急対策を実施する防災関係職員および社員に対し、災害に関する豊富な知識、適切な判断力および柔軟な災害対応能力を養成するため、以下のような防災教育・研修を実施する。

ア 教育の方法

- (ア) 災害現場での実体験（視察・現地調査等の実施、災害ボランティアへの積極的な参加）
- (イ) 防災活動の手引き等印刷物の配布
- (ウ) 防災訓練の実施
- (エ) 図上演習（災害シミュレーション）の実施
- (オ) 市内LANを通じた防災教育、情報提供

イ 教育の内容

- (ア) 秋田市地域防災計画の概要
- (イ) 防災関係法令の運用

- (ウ) 災害の特徴と災害史、災害教訓
- (エ) 災害環境
- (オ) 防災知識と技術
- (カ) 危機管理
- (キ) 救命救急
- (ク) その他必要事項

ウ 応急対策活動の習熟

市および防災関係機関は、被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災関係職員に対しては、作業の流れや必要な手続、連絡先、配慮すべき事項等、現場での活動を具体的に想定した応急対策マニュアルを作成し、対策の周知徹底を図るよう努める。

エ 研修会および講演会の開催

市（防災安全対策課）は、災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

オ 防災士や気象予報士の養成、活用

市は、災害に対する十分な意識・知能・技能を有する職員を育成するために、防災士や気象予報士の資格取得を奨励し、取得者を防災対策の専門スタッフとして活用する。

(2) 学校等における防災教育

学校等においては、地域社会の実情および幼児・児童・生徒の発達の段階に即し、教育活動全体を通じた系統的・計画的な防災教育を推進する。

◎本章第7節「学校等教育施設の防災対策・防災教育」参照

(3) 防災上重要な施設の管理者等の教育

ア 防災教育の現況

防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育は、消防法等関係法令に基づき講習会等を実施して、資質の向上に努めている。

イ 査察等を通じての現場指導

防災上重要な施設については、定期的に査察を実施して、施設の改修、維持管理および災害発生時における対処要領等について指導する。

ウ 講習会・研修会等の実施

(ア) 防火・防災管理者に対しては、講習会、研究会、連絡会等を通じて、その職責を自覚させる。

(イ) 防災上重要な施設の管理者等に対しては、講習会、訓練等を通じて災害発生時における対処能力を向上させる。

<主な指導内容>

- ・事業所等の防災に関する計画
- ・過去の災害事例
- ・施設の構造

- ・緊急時における連絡、通報体制
- エ 防災に関する指導書、パンフレット等を作成配布

(4) 事業所における防災教育

ア 防災教育の現況

事業所における従業者等に対する防災教育は、消防訓練や講習会等を実施して、資質の向上に努めている。

イ 消防による立入検査と是正措置

施設・設備の不備欠陥を早期に発見し、出火および延焼拡大の危険要因を排除するため、消防による立入検査を通じて、次の事項を主眼とした事前指導を徹底する。

- (ア) 防火管理者選任義務対象の事業所はもとより、小規模な事業所についても、災害に対する事前対策と災害発生時の応急対策を効果的に行えるよう指導し、事業所における防火管理体制の確立を図る。
- (イ) 消防用設備等の機能に不備がないよう法定点検と自主点検の確実な実施について指導を強化する。
- (ウ) 火を使用する設備・器具等の安全管理を徹底し、自主点検の励行を指導する。
- (エ) 危険物・指定可燃物等の取扱いと適正管理の指導を行う。
- (オ) 事業所ごとに計画を立て、従業者等に対しての防災教育を実施するよう指導する。
- (カ) 事業所の消防計画および防災教育等の内容について、訓練、研修等の機会を通じて、実態に即した体制が確立されるよう助言、指導する。

ウ 講習会・研修会等の実施

- (ア) 防火・防災管理者に対しては、講習会、研究会、連絡会等を通じて、その職責を自覚させる。
- (イ) 事業所等の職員に対しては、講習会、訓練等を通じて災害発生時における対処能力を向上させる。

<主な指導内容>

- ・事業所等の防災に関する計画
- ・過去の災害事例
- ・施設の構造
- ・緊急時における連絡、通報体制

(5) 地域コミュニティにおける防災教育の促進

市は、町内会等、自主防災組織等の地域コミュニティにおける多様な主体の関わりにおいて、防災に関する教育・研修などを通じて普及促進に努める。

また、過去の津波被害の教訓など、長期的視点に立って広く市民に伝承されていくよう努める。

2 市民に対する防災知識の普及

(1) 防災知識普及の現況

防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、災害が発生しやすい時期、又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、おおむね次の時期に普及啓発活動を実施している。この際、津波や洪水のハザードマップを配布するとともに、防災カルテや地震防災マップを活用し、地域で想定される災害への正しい知識や避難行動等について理解・促進を図る。

表 2-5-1 防災知識普及の現況

項目	名称	実施期間
雪害対策に関する事項		12月～翌年3月
	雪崩防災週間	12月1日～12月7日
風水害対策に関する事項		6月～9月
土砂災害対策に関する事項	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
火災予防に関する事項	春季火災予防運動	4月第1日曜日～1週間
	秋季火災予防運動	11月第1日曜日～1週間
	山火事予防運動	4月1日～5月31日
	文化財予防デー	1月26日
水防・水難事故防止に関する事項	水防月間	5月1日～5月31日
	水難事故防止強調運動	7月1日～8月31日
その他の災害に関する事項	県民防災の日	5月26日
	県民防災意識高揚強調週間	5月20日～5月26日
	危険物安全週間	6月第1日曜日～1週間
	国民安全の日	7月1日
	防災の日	9月1日
	防災週間	8月30日～9月5日
	津波防災の日	11月5日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災ボランティア週間	1月15日～1月21日

(2) 防災知識の普及

印刷物の配布やDVD等の貸し出しを行うほか、講習会等により直接市民に対する防災知識の普及を図る。また、津波ハザードマップや洪水ハザードマップ等を活用し、浸水危険地域や避難行動について正しい知識の普及を図る。

ア 普及の方法

(ア) 印刷物による普及

市（防災安全対策課）および防災関係機関は、広報紙に防災関係記事を掲載し、また、

パンフレット等を作成し市民に配布するなどして、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。具体的には以下による。

- a 広報あきたによる。
- b 防災パンフレットを作成し、各世帯に配布する。
- c ポスター、チラシ等を利用する。
- d 災害別ハザードマップ等を作成し、周知する。

(イ) 講習会等の開催

市（防災安全対策課）および防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、市民に直接参加を呼びかけるほか、自主防災組織や事業所単位での参加も呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。また、特に防火管理者、危険物取扱者等に対しては講習会を催す。

なお、テキスト中心では十分な教育効果が得られにくいいため、できるだけ体験・参加型の催しを組み合わせる。

(ウ) 報道機関による普及

市（防災安全対策課）は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、防災計画および災害注意事項等の資料を提供し、普及についての協力を依頼する。

(エ) その他のメディアの活用

- a 防災に関するビデオ・フィルムの貸出
- b インターネット（市のホームページ）の活用

(オ) 津波シミュレーションシステムの活用

津波シミュレーション動画や津波避難行動シミュレーションシステムを活用した防災講話や避難の疑似体験により、津波に関する正しい知識や避難行動について理解・促進を図る。

(カ) 防災訓練を通じた教育

各種防災訓練を実施して適切な応急活動の修得と防災知識の普及を図る。

(キ) 生涯教育

各地域で行われる生涯教育の一貫として防災意識の普及を図る。

(ク) その他

県の自主防災アドバイザーを活用し、防災意識の普及啓発を図る。

また、県消防学校・防災学習館および地震体験車を活用し、防災意識の向上を図る。

イ 普及すべき内容

- (ア) 関係法および秋田市災害対策基本条例の趣旨（自助・共助・公助の理念等）
- (イ) 各種災害対策に関する知識（家具の転倒防止、初期消火用具の準備、食糧・飲料水の備蓄等）
- (ウ) 市地域防災計画の概要（特に市民の対応行動等）
- (エ) 行政機関、関係機関の連絡先
- (オ) 安否情報の提供機関、手段
- (カ) 自主防災組織と活動状況
- (キ) 区域内の災害危険箇所

(ク) 過去の災害の紹介および災害の教訓

(ケ) 災害発生時の心得

- a テレビ・防災ラジオ・防災ネットあきた等による避難情報および災害情報の収集
- b 非常食糧・飲料水（3日分）、身の回り品の備蓄、貴重品の整理
- c 避難誘導方法、避難場所、避難所の周知および徒歩による確認
- d 災害の様態に応じてとるべき手段・方法等
- e 地すべり危険箇所など、災害危険箇所の確認
- f 緊急地震速報、特別警報を受けたときの適切な行動
- g 大災害時の正常性バイアス等の心理的特性を踏まえた積極的避難行動

※正常性バイアスとは、災害などで目の前に危険が迫っていても、正常な日常生活の延長線上の出来事として捉えて、「自分は大丈夫」「まだ大丈夫」「どうせ大したことはない」などと考えてしまう人間の心理的な傾向のこと。

h 大地震から身を守るためのポイント

<地震の心得 10 か条>

■地震時

- ① まずわが身の安全を図れ

■地震直後

- ② 落ちついて火の始末（あわてず、冷静に）
- ③ 戸を開けて出口を確保
- ④ 火が出たらすぐ消火
- ⑤ あわてて外に飛び出さない
- ⑥ 狭い路地やブロック塀には近づかない
- ⑦ 山崩れ、崖崩れ、津波に注意

■地震後

- ⑧ 避難は徒歩で、荷物は最小限に
- ⑨ 協力しあって応急救護
- ⑩ 正しい情報を聞く。余震をおそれるな

(コ) 津波避難の留意事項

■一般向け

- a 強い地震を感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、気象台からの情報を待たず、直ちに沿岸部から離れた安全な高所に避難する。
- b 避難するいとまが無い場合は、すぐに、津波避難ビルなど、近くの鉄筋・鉄骨造の高い建物に上がる。
- c ラジオ、テレビ、広報車などを通じて正確な情報を入手し、適切な対応が図れるよう努める。
- d 自動車での避難は途中で交通渋滞に巻き込まれたり、地震による道路被害で通行できないおそれがあるので、近くに安全な高台が無い、要配慮者が一緒などのやむを得ない事情を除いては原則徒歩で避難する。

- e 津波注意報、津波警報、大津波警報（特別警報）が発表された場合には、たとえ地震を感じなくても、沿岸部から離れた高所に避難する。
- f 特に大津波警報（特別警報）が発表された場合は、身を守るために最善を尽くす。
- g 津波注意報の場合でも、海岸の危険な区域には立ち入らない。
- h 津波は繰り返し襲ってくることを十分認識し、津波注意報、津波警報、大津波警報（特別警報）が解除されるまで海岸には近づかない。
- i 津波は、第一波よりも後続波の方が高くなる場合がある。
- j 津波は河川をさかのぼって内陸深くまで浸入するので、津波の危険があるときは河川に近づかない。
- k 周囲に避難を呼びかけつつ自らが率先して避難行動を開始することは、自らの命を守るとともに、周囲が避難するきっかけになる。

■船舶向け

- l 強い地震を感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、ラジオ、テレビ、無線などを通じて正確な情報を入手し、適切な対応が図れるよう努める。
 - m 津波注意報、津波警報、大津波警報（特別警報）が発表された場合には、たとえ地震を感じなくても、到着時間にいとまがある時は、港外退避を行う。
 - n 特に大津波警報（特別警報）が発表された場合は、身を守るために最善を尽くす。
 - o いとまがない場合や港外退避できない小型船は、固縛するなど最善の措置を取る。
 - p 津波は繰り返し襲ってくることを十分認識し、津波注意報、津波警報、大津波警報（特別警報）が解除されるまで警戒を行う。
 - q 津波は、第一波よりも後続波の方が高くなる場合がある。
- (サ) 津波に関する想定・予測の不確実性
- a 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
 - b 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
 - c 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること。
 - d 一時的な津波避難所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

(3) 市民自ら行う防災知識の学習・心得

市民は、市および防災関係機関が開催する防災講演会や研修会、自主防災組織の活動などに積極的に参加するものとする。また、災害発生時の心得の習得や、災害教訓の伝承に努めるものとする。

(4) 被災者に対する知識

防災知識の普及啓発は、災害による被害事例や災害の発生メカニズムなど基礎知識の説明にとどまるものが多い。しかし、最も必要な知識は、自らが被災者となった場合の避難生活および生活支援に関することである。特に、被災者の生活支援、住宅の再建支援に関する公的又は民間金融機関における融資や貸付制度など、被災者の視点から捉えた知識が重要である。

ア 避難行動要支援者

避難行動要支援者は、災害から自らを守るために安全な場所への避難や災害時における一連の行動を取るために支援を必要とする人々である。避難行動要支援者には、高齢者を始め様々な症状の方がおり、症状に合わせた支援の必要性を知識として持つことが重要である。

◎本章第 19 節「要配慮者等の安全確保」参照

イ 避難者のプライバシー

避難所における避難者のプライバシーを確保することは、長期化する避難所生活において必要不可欠である。一方で共同生活上の交流や医療的な見守り等も必要であることから、避難生活のあり方等についてあらかじめ市民への普及が重要である。

ウ 女性への配慮

避難支援における女性への配慮について、避難所運営に女性が加わる等次第に改善させつつある。しかしながら、避難者自身も避難所は老若男女が共存する場であることを認識し生活することが必要不可欠であることから、あらかじめ市民への普及が重要である。

(5) 学術機関との連携

市（防災安全対策課）、防災関係機関は、秋田大学、秋田県立大学等と連携し、これらの学術機関が有する災害および防災に関する知識・知見などを研修会等の機会を捉え広く市民に啓発を図る。

3 防災に関する意識調査

(1) 意識調査の現況

市民等の防災に関する意識を正しく把握することは、防災対策上極めて重要である。これらの調査は市消防本部が日本海中部地震の際、電話回答による調査を実施したほか、研究機関により実施されている。

(2) 意識調査の実施

市（防災安全対策課）は、市民等の防災意識調査、アンケート等からの意見聴取など、必要に応じて適時実施する。

第6節 防災訓練

計画の方針

大規模地震等災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、市、防災関係機関、市民などそれぞれが、取るべき行動を想定した実践的な訓練を計画的に実施することが重要である。

防災訓練は、地域防災計画の熟知、防災関係機関の協力連絡体制の緊密化、防災関係機関と市民との協力体制の推進、市民に対する防災知識の普及啓発、ならびに地域防災計画の検証など副次的な効果も高く、さらには、防災関係機関をはじめ、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体および地域住民等との連携強化に繋がる。併せて、女性や要配慮者の視点で捉えた避難誘導や避難所生活など、実践に即した体験が得られる防災訓練を行うことにより、市民の防災意識の向上を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 防災訓練の実施	各課	防災関係機関
2 総合防災訓練	各課、消防本部	防災関係機関、市民、 自主防災組織、事業所等
3 その他の防災訓練	防災安全対策課、各課	
4 各関係機関等の訓練	防災安全対策課、消防本部	防災関係機関
5 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の訓練	防災安全対策課、各課	要配慮者利用施設
6 自主防災組織および市民等の訓練	防災安全対策課、消防本部	市民、自主防災組織、 事業所

1 防災訓練の実施

(1) 防災訓練の現況

市は、市地域防災計画に基づいて各種訓練を実施しており、災害応急対策に必要な実践的能力の向上はもとより、一般市民に対する防災思想の普及啓発の上からも、防災上極めて重要な役割を担っている。

(2) 訓練の区分

ア 図上訓練

各種災害を想定し、関係機関、団体の予防措置、応急対策など、実員を使って訓練を行うことが出来ない場合、又は、指揮能力を養成する訓練などを行う場合に、これを実施する。

イ 実践訓練

実際の災害を想定して、総合的、又は、個別的に実施する。

(ア) 総合防災訓練

災害想定に基づき、市内防災関係機関、関係団体および市民の参加による各種訓練を総合的に実施するものとし、原則的に市防災会議が関与して行う。

(イ) 個別訓練

防災関係機関、関係団体が個別にその事務に関連した訓練種目を選定して、訓練を実施する。

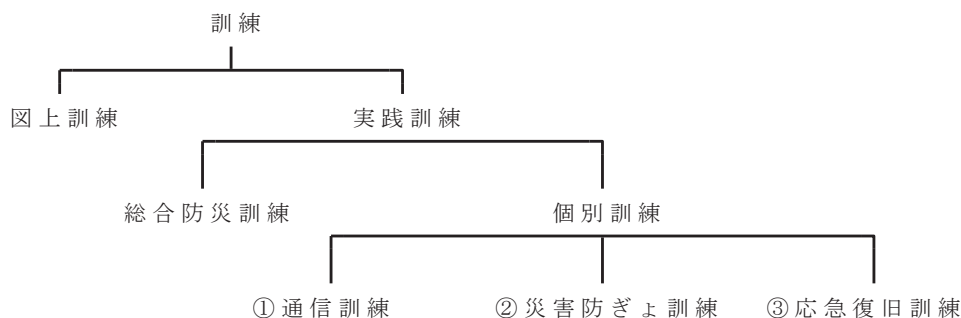


図 2-6-1 訓練の区分

(3) 個別訓練の種別

市は、次のような個別訓練を計画的に実施し、災害対応力の強化に努める。

ア 通信訓練

市は、災害の発生を想定し、災害情報の収集・伝達および被害状況の収集・報告等、迅速かつ的確な災害状況の把握を行い、防災体制を確立できるよう、防災業務無線および防災業務支援システムに接続される各種通信端末等について、定期的に通信訓練を行う。

また、有線および各種防災情報システムが使用不能になったときの通信連絡の確保についても十分な検討と体制の整備に努める。

イ 災害防ぎょ訓練

主として以下の訓練を実施する。

(ア) 災害情報収集・伝達訓練

(イ) 職員の動員訓練

(ウ) 災害対策本部設置、運営訓練

(エ) 緊急輸送訓練

(オ) 消防訓練

(カ) 水防訓練

(キ) 海難救助訓練

(ク) 特殊災害防災訓練（列車事故、トンネル火災、危険物の爆発事故、石油コンビナート基地火災等）

(ケ) 避難訓練（主として浸水想定区域から指定緊急避難場所等への避難）

(コ) 災害防ぎょ活動従事者の動員訓練

- (サ) 必要資材の応急手配訓練
 - (シ) 大規模停電を想定した訓練（非常用電源の位置や運用の確認、停電時における機能維持等）
 - (ス) 市町村共同による訓練
- ウ 応急復旧訓練
- 応急復旧訓練は、各施設管理者が実施主体となってい、市はその訓練に積極的に参加する。
- (ア) 鉄道、道路の交通確保
 - (イ) 復旧資材、人員の緊急輸送
 - (ウ) 決壊堤防の応急修理
 - (エ) 水道、ガス、電力、通信施設等の応急修理
 - (オ) 石油類等の流失防止等応急復旧

2 総合防災訓練

(1) 総合防災訓練の現況

防災週間にあわせ、各防災機関、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら市内各地において災害予防と災害応急対応を中心に実施している。

(2) 実施目的

各種災害が発生したことを想定し、市および防災関係機関、地域住民等が有機的に結合し、実効のある各種訓練を実施することにより、災害の予防と災害応急対策等の防災活動が迅速かつ的確に実施できるようにするとともに、市民の防災意識の高揚等を図る。

(3) 実施計画

毎年度、次に掲げる事項について実施要綱を定め、実施する。

ア 実施時期および場所

原則として防災週間中に、市内7地域を中心に毎年巡回して、防災関係機関、地域住民等の合同訓練を実施する。

イ 参加機関

- (ア) 市各部局
- (イ) 防災行政関係機関等
- (ウ) 自主防災組織、事業所等
- (エ) 地域住民

ウ 訓練項目

災害情報発表伝達、避難指示情報の伝達、災害対策本部設置、通信（情報収集）、航空偵察、火災防ぎょ（危険物施設、ビル、林野、街区）、初期消火、水防、負傷者応急手当、救護所設置、血液輸送、医薬品空輸、緊急交通路の確保（道路啓開・交通規制）、ヘリ輸送、避難所・福祉避難所の開設・運営、要配慮者の支援、備蓄物資の放出・流通備蓄の要請、

支援物資の受入・配給、炊き出し、自主防災組織の活動・支援、ボランティアの派遣要請・受入、災害救助法適用、緊急・特設公衆電話設置、電話・ＴＶ回線応急復旧、電力施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧、ＬＰガス応急復旧、水道施設応急復旧、応急仮設住宅の建設、事故車両救出救助、列車事故等。

3 その他の防災訓練

市の各種防災訓練は以下のとおり。

表 2-6-1 秋田市防災訓練計画表

区分	実施主体	実施時期	実施場所	実施方法
総合防災訓練	秋田市	防災週間	適宜	関係機関、地域住民が一体となって予想される災害に即応できるよう総合的に訓練する
津波避難訓練	秋田市	津波防災の日	沿岸部	沿岸部の市民や防災関係機関による津波避難訓練を行う。津波サイレン吹鳴検証等も併せて実施する。
水防訓練	秋田市	入梅前	雄物川 河川敷	必要に応じ国および県と合同で実施する
土砂災害 避難訓練	秋田市	適宜	適宜	土砂災害の警戒区域等の市民の避難訓練を行う
消防訓練	消防署 消防団	適宜	適宜	図上又は実践訓練、必要に応じ避難など他の訓練と並行して実施する
通信訓練	秋田市 消防署 消防団	県民防災意識 高揚強調週間	地域全域	気象警報・注意報等、災害情報、命令指示、報告要領を所用の通信手段を使って訓練する
動員訓練	秋田市 消防署 消防団	〃	適宜	応急対策を実施するため必要とする職員等を迅速に招集できるよう訓練、必要により通信訓練と並行して実施する
火災 避難訓練	各施設の 管理者	火災予防運動 県民防災週間 期間(春、秋)	各施設	被災のおそれのある地域から、または学校、病院、育児施設、福祉施設、集会所等の建物からの避難訓練、必要に応じ消防、水防訓練と並行して実施する
炊出し、 給水訓練	秋田市	防災週間	適宜	関係機関の協力を得て炊出し、給水について訓練、必要に応じ消防、水防訓練等と並行して実施する
医療救護 ・応急手当訓 練	秋田市	適宜	適宜	医療機関の協力を得て負傷者に対する医療救護訓練又は町内会等、事業所等による応急手当等を訓練、必要により他の訓練と並行して実施する
共同訓練	秋田市 他市町村	適宜	適宜	複数の市町村による共同訓練を実施する
停電想定訓練	秋田市	適宜	適宜	停電を想定した訓練を実施する

4 各関係機関等の訓練

(1) 防災関係機関の訓練

各防災関係機関は、各種訓練を独自に実施するとともに、必要に応じて、市と共同して訓練を実施する。あるいは市の訓練に参加・協力を行う。

(2) 関係施設の訓練

医療施設、教育施設、社会福祉施設、学校施設、工場、興行場、デパートおよびその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難・誘導、消火、通報などの各訓練を実施する。

また、事業所においては、地域の一員として、市、消防および地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

5 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の訓練

(1) 浸水想定区域内における要配慮者利用施設の訓練

水防法に基づき浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、要配慮者の避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を行い、洪水時等における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。また、市はこれを支援する。

(2) 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の訓練

土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、要配慮者の避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を行い、土砂災害の危険性が高まった際の施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。また、市はこれを支援する。

6 自主防災組織および市民等の訓練

津波や風水害等による被害は、局地的に発生することが多く、地震被害は地区によりその様相が異なる。そのため、地形、地盤、土地利用、建築物状況、道路状況、人口および防災施設状況等の地区の特性を踏まえて、自主防災組織等がそれぞれに工夫した訓練が実施できるよう、市は支援する。

(1) 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は地域市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟および関連防災機関との連携を図るため、市および消防の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難・誘導訓練等のほか地域の実情に応じ訓練種目を選定して行う。

また、自主防災組織等から指導協力要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関と連携し、積極的に自主防災組織等の活動を支援するよう努める。

訓練にあたっては、要配慮者への声かけ、情報共有などを含めるよう努める。

(2) 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市および防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚および防災行動力の強化に努める。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いなどに努める。

第7節

学校等教育施設の防災対策・防災教育

計画の方針

災害が発生した場合に、学校等における幼児、児童、生徒、学生、教職員等の安全確保のほか、施設の保全に関する迅速な対応が行えるよう、施設および体制の整備を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 防災体制の整備	教育委員会	各学校の施設管理者
2 学校等教育施設の整備	教育委員会	各学校の施設管理者
3 防災教育・訓練の実施	教育委員会	各学校の施設管理者
4 幼稚園の防災体制の整備等	子ども未来部	施設管理者等

1 防災体制の整備

(1) 防災計画の策定

校長等施設管理者は、市が示すハザードマップや防災カルテ等を参考に、学校敷地内や通学路等の危険場所を把握するとともに、年度初めに災害時における児童・生徒の避難、誘導等の計画を作成し、その徹底を図る。

(2) 教育施設の安全点検

教育施設については、施設、設備、器具、用具等について定期的に点検を実施し、常に使用できるように整備を図る。特にガス等露出配管部分については、安全点検を強化する。

(3) 指定通学路に面したブロック塀の安全対策

市は、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震で、ブロック塀の倒壊による児童の死亡事故が発生したことを受け、市内の指定通学路に面したブロック塀の調査を行っている。今後、調査結果を整理し、ブロック塀倒壊による事故防止を推進する。

(4) 連絡通信組織の確立

災害時における組織活動の円滑を期するため、全教職員の緊急時連絡網等を整備するとともに、休日および夜間、無人化している学校等については、警備会社等委託先との十分な連絡網を確立する。

(5) 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を明らかにしておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童生徒の引渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

2 学校等教育施設の整備

(1) 施設の構造強化

学校等の設置者は、建築基準法に基づき、校舎、体育館等について、必要に応じて点検や診断を行い、施設の状態に応じた補修・改築等に努める。特に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）の現行耐震設計基準（昭和56年6月施行）よりも前の基準により建築された校舎、体育館等については、必要に応じて耐震診断・耐力度調査を行い、対応を図る。

(2) 災害に備えた施設・設備等の整備

市は、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(3) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

市は、避難所として使用される学校施設において、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・整備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア 一般施設整備

- (ア) 備蓄倉庫の整備
- (イ) 避難場所の確保
 - 冷暖房施設を備えた部屋等の整備
- (ウ) 飲料水、生活用水等の確保
 - 受水槽の非常用水栓等の整備
 - 生活雑用水確保のための貯水槽等の整備
- (エ) 非常用電源施設の整備

イ 保健設備整備

- (ア) 救護所設置を念頭に置いた学校保健施設等の充実

ウ 情報連絡体制

- (ア) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入
- (イ) インターネット環境等の整備

3 防災教育・訓練の実施

(1) 防災指導の充実

- ア 防災知識の指導は、学校における教育課程に位置付けて実施する。特に、避難訓練や野外活動時の不測の事態に備えた対処の仕方等について、指導の徹底に努める。
- イ 学校の行事として、防災訓練等を行い、災害時における防災活動・避難等について習得するよう努める。
- ウ 防災上重要な教育施設の管理者等に対し、防災教育を実施しその資質向上を図る。特に、出火防止・初期消火・避難等災害時における行動力、指導力を向上させる。また、緊急時に対処しうる自衛防災体制を強化する。
- エ その他、教科指導や学級指導など教育活動全体を通じた系統的・計画的な防災教育の実施、防災リーフレットの活用などにより、学校における防災教育の充実を図る。

(2) 学校等を通じての防災知識の普及

- ア 現況
防災知識の普及については、各学校において計画的に実施されており、特に火災予防、避難方法などについては地域の実態等に応じた指導により、その徹底に努めている。
- イ 教員に対する防災教育
指導のための資料等の配布および心肺蘇生法等の指導者研修会を通して、教員の防災指導者としての資質向上を図る。
- ウ 児童生徒に対する防災教育
小・中学校においては、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、また、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。
- エ 防災訓練の実施
 - (ア) 防災訓練は、学校行事等に位置付けて計画し、全教職員の共通理解と児童・生徒の自主的活動を大事にしながら十分効果が得られるよう努める。
 - (イ) 防災訓練は、登下校中、授業中、校外学習活動中など、様々な場面を想定して計画的に実施する。なお、学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、児童生徒に周知しておく。
 - (ウ) 防災訓練は、学校の種別、規模等事情に応じて年3回程度実施する。
 - (エ) 防災訓練実施後は、当該訓練につき十分な検証を行い、関係計画の修正・整備を図る。
 - (オ) 防災訓練等では、同条件の学校間で対応の違いが無いよう、他校との情報交換を行う。

4 幼稚園の防災体制の整備等

施設管理者は、市が示すハザードマップや防災カルテ等を参考に、災害時等における幼児の避難、誘導等の計画を作成し、職員全員が共通の認識で災害時に対応できる体制を整え、徹底を図る。

施設管理者は、施設の整備や、防災教育・訓練について、上記の学校等での対応と同様、適切に実施する。

第8節

公共施設等の防災対策

計画の方針

市の施設や、福祉施設、病院等の公共施設の災害対応力の強化を推進する。これらの施設の管理者は各施設の維持管理体制を強化するとともに、計画的に施設の整備・改善に努め、施設防災の防護を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 市の施設	各課	
2 その他の公共施設等	福祉保健部各課、子ども未来部各課、秋田市保健所	社会福祉施設等の管理者、医療機関

1 市の施設

市の施設は、災害時における避難、救護、復旧対策活動等の拠点となる重要な施設である。その機能が発揮できるよう、保育所、小・中学校、高校、病院、消防署、公民館等、防災上重要な施設の各施設管理者は点検・診断を行い、計画的に補強、改修および建替えなどを検討し、順次実施していく。

なお、地震への備えとして、市は、「秋田市耐震改修促進計画」に基づき、順次、施設の耐震点検、耐震改修を進めていく。

また、災害時における電源の確保等、施設の安全性や対応力を高めるよう努める。

さらに、災害による行政情報の喪失を回避するため、税関係のシステムや住民基本台帳等について、磁気媒体等にバックアップデータを作成し、保管場所の分散化を図る。

2 その他の公共施設等

(1) 福祉施設

ア 現況

市内には、高齢者、障がい者等、災害発生時に自力避難が困難な人達が入所又は通所している社会福祉施設が803施設（平成30年4月1日現在）あり、介護や日常生活訓練を受けながら生活している。

また、認可保育所など多くの保育施設がある。

◆資料編 27-1 福祉施設一覧

イ 対策

(ア) 災害発生に際しては、地震情報や気象情報および避難情報や災害情報を入所者へ早期周知することが、災害の拡大を防ぐため有効な方法であるので、職員が迅速かつ冷静に

入所者への周知を図れるよう平素から訓練を実施する。

- (イ) 施設等管理者は、自衛消防組織を編成するとともに、消防機関等関係機関と災害対策について具体的な協議を十分行い、施設の実態に即した消防計画を策定し、この計画に基づいて定期的に避難誘導訓練を実施するとともに、職員全員が共通の認識で災害時に対応できる体制を整え、徹底を図る。
- (ウ) 防火管理体制については、定期的に施設の安全性および保安体制について自主点検を実施し、火災等の危険性の排除に努める。
- (エ) 地域住民と連携を密にして協力体制を確立し、災害が発生した場合、応援が円滑に得られるよう平素から地域住民の参加協力を得た防災訓練を実施する。
- (オ) 市の施設に準じて、建物の点検・改修および耐震点検、耐震改修を進める。
- (カ) 施設設置者は、自家発電装置等の非常用電源の整備に努める。

(2) 病院等医療施設

ア 現況

市内には、病院が 23 施設（平成 28 年 4 月 1 日現在）あり、傷病者の収容および治療ならびに予防対策指導等を実施して、市民の健康管理を図っている。

◆資料編 23-2 病院一覧表

イ 対策

(ア) 医療施設の自主点検の実施

災害予防について管理者が定期的に施設の安全性および災害時における機能確保等について自主点検を実施する。

(イ) 避難体制の確立

入院患者については、日ごろから病棟ごとにその状態を十分把握し、重症患者、新生児、高齢者など自力避難することが困難な患者について避難体制を確立する。

特に、休日、夜間における避難体制と、消防機関をはじめ関係機関への早期通報体制の確立を図る。

(ウ) 危険物の安全管理

石油類、医療用高圧ガス、放射性同位元素等の危険物については、災害発生時における安全管理対策を講ずる。

劇物および毒物については、容器の転倒、破損による流出などがないよう、安全な保管対策を講ずる。

(エ) 職員の防災教育および防災訓練の徹底

災害に備えて職員の業務分担を明確にし、防災教育を徹底するとともに定期的な防災訓練を実施する。

(オ) 施設の点検・改修の実施

市の施設に準じて、建物の点検・改修および耐震点検・耐震改修を進める。

(カ) ライフラインの確保

医療機関は、ライフラインの確保に係る貯水タンクおよび自家発電装置等の整備、災害時におけるライフライン等の優先使用および優先復旧の契約等に努める。

第9節 火災の防止

計画の方針

市（消防本部）は、火災による被害を軽減するため、消防力の充実強化、消防対応力の強化を図る。また、特に初期段階で重要となる市民および自主防災組織による初期消火能力の向上を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 一般家庭に対する指導	消防本部	市民
2 初期消火体制の確立	消防本部	自主防災組織
3 火災予防の啓発	消防本部	事業所
4 火災の延焼拡大の防止	防災安全対策課、消防本部	自主防災組織
5 消防水利の整備	消防本部	
6 消防力の強化	消防本部	自主防災組織、事業所、消防団

1 一般家庭に対する指導

(1) 指導の現況

市（消防本部）は、消防力の充実強化と併せ市民に対する防火指導の普及を図りながら、火災の未然防止に努めている。

特に、平成16年6月に消防法が改正され、住宅火災での逃げ遅れによる死者の減少を目的として、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられた。市（消防本部）は、引き続き、住宅用火災警報器の設置の指導に努めるとともに、安全装置付火気使用器具等の普及と消火器、消火用バケツの備え付け、水の汲み置きなどについての指導に努める。

(2) 一般家庭への予防対策

ア 出火の防止

市（消防本部）は、市民に対し、火災予防運動などあらゆる機会を通じ、出火防止を最重点とした防火意識の普及・啓発に努める。

また、大規模地震による火災は阪神・淡路大震災でも明らかなように、市内に同時多発的に発生するため、行政の消防力で対応できる範囲を超えてしまうことが予想される。

したがって、平常時から地震に備えた適切な出火防止策が図られ、地震発生後も速やかに的確な出火防止措置がとれるよう、各家庭への指導や防火上重要な施設への立入検査等を通じ、安全指導の徹底に努める。

＜一般家庭への防災指導事項＞

■火災

- 1 消火器、消火バケツ等消火器具類の普及
- 2 住宅用火災警報器の設置の徹底
- 3 火気使用場所の不燃化促進
- 4 カーテン、じゅうたんおよび寝具類等防災製品の普及促進
- 5 灯油類危険物の安全管理の徹底
- 6 異常気象時の火気取扱制限

■地震による火災

- 1 地震発生時は、まずわが身の安全を図ること。火を使っているときは、揺れがおさまってからあわてずに火の始末
- 2 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備およびガスを自動停止するマイコンメーターや漏電遮断器など出火防止のための安全な機器の普及
- 3 家具類の転倒防止措置、日用品等の落下防止措置の徹底
- 4 火を使う場所の不燃化および整理・整頓の徹底
- 5 防災カーテンなど防災製品使用の普及
- 6 灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底
- 7 消火器の設置、風呂水の汲みおきとバケツの備えなど消火用具の準備等の徹底

イ 出火防止知識の普及方法

市（消防本部）は、各家庭における出火防止に関し、以下の点について、その徹底を図る。

- (ア) 春秋の火災予防運動期間中、一般家庭を対象に、住宅用火災警報器の普及と維持管理、各戸の火災予防への取り組みについて指導する。
- (イ) 講習会や各種訓練等の機会を通じて、火災予防に関する規則等の徹底や消火器の使用方法、初期消火の方法等について指導を行い、火災時の出火防止措置や初期消火活動についての的確な知識の普及を図る。

2 初期消火体制の確立

地震や火災の規模が大きくなると、消防機関等の消防力をもってしても十分な消火活動が不可能となる可能性がある。したがって、市民は自主防災組織を中心に「自らの地域は自らで守る」という気概のもと、炎上出火や延焼拡大に至らないうちに消火できるよう、初期消火体制の確立に努める。

(1) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ等の消火資機材を備えとともに、防火用水の

確保、風呂水のため置きなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(2) 消防用設備等の適正化

消防法により市内の防火対象物に設置される消防用設備等については、過去の災害事例や調査研究データを参考にしながら、災害発生時有効にその機能が発揮されるよう、対応方法について、さらに指導の徹底を図る。

(3) 消火器具の普及

各家庭における初期消火体制を整えるため、消火器、三角バケツ、水バケツ等の備えを呼びかける。

また、小規模事業所等における初期消火体制を確立するため、それぞれの消火形態に適応した消火器具の設置を指導する。

3 火災予防の啓発

(1) 防火管理者等の育成・指導

ア 防火管理者

防火管理者については、毎年、防火管理の資格取得講習会を実施して、資格者を養成し、所属事業所の消防計画を樹立させ、自主防災管理の徹底を図る。

イ 危険物施設関係者

市（消防本部）は、危険物取扱者をはじめ、危険物施設の関係者に対し、次の事項を実施する。

- (ア) 危険物安全週間中における消火訓練の指導
- (イ) 危険物取扱者の火災予防に対する講習会の実施
- (ウ) 施設および消防用設備等の適切な維持管理の徹底

(2) 建築物の火災予防

ア 一般建築物の火災予防

一般建築物のうち、消防法第7条に規定した建築物の同意事務に際して防災上の指導を行う。

その他の一般住宅についても、機会あるごとに、出火防止のための指導を徹底する。

イ 特殊建築物等の火災予防

建築基準法に定める特殊建築物および消防法に定める防火対象物については、同意事務、消防用設備等の着工・設置届および防火対象物使用開始届に伴う検査等に際して、防災上の指導を行う。

ウ 立入検査

市（消防本部）は、立入検査の実施に当たっては、災害に対する平素の心構えや火災時の被害を想定した指導も行い、不備欠陥については、是正措置を講ずる。

- (ア) 随時立入検査
通常事務を行うために必要に応じて行う立入検査
 - (イ) 定期立入検査
定期的に行う立入検査
 - (ウ) 特別立入検査
火災予防上特に必要とする場合において行う立入検査
- エ 火災予防条例等の周知徹底
- 秋田市火災予防条例（昭和 48 年 6 月条例第 27 号）等の周知徹底を図るとともに、燃料器具等の管理指導を行う。

(3) 危険物施設の安全化

市（消防本部）は、危険物施設における構造設備の強化、耐震化および安全性の向上を図る。

また、貯蔵、取扱いの保安管理を指導し、危険物施設の安全化を推進する。

◎第 5 章第 3 節「危険物等事故対策計画」参照

(4) 石油コンビナート等の事故防止対策

ア 防災対策の推進

石油コンビナート等特別防災区域として、政令で指定された秋田地区の特定事業所における災害の発生および拡大防止等については、関係法令および石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 31 条に基づく「秋田県石油コンビナート等防災計画（昭和 52 年）」により総合的な防災対策の推進を図り、もって、特別防災区域に係る災害から市民の生命、身体および財産を保護する。

イ 予防対策

石油コンビナート等特別防災区域においては、大量の石油、高圧ガス、毒物・劇物等の危険性物質が貯蔵取扱いされている。このため万一事故が発生すると、大災害にも発展しかねない要素を含んでいる。これまでに発生した石油コンビナート災害の事故原因については、

- ・操作ミス
- ・設備の老朽化
- ・設計時の安全配慮不十分

などがあげられる。

これらの危険性の増大に対処し、市は、災害の発生を未然に防止するため、石油等の危険性物質を貯蔵したり、取り扱う施設の設計建築、適正配置および防火設備資機材等の整備ならびに特定事業所の保安管理体制、区域内における防災協力体制、さらに防災訓練、防災対策の調査研究等の予防対策を整備強化して実施するよう安全対策の推進について指導する。

◎第 5 章第 9 節「石油コンビナート事故対策計画」参照

(5) 薬品等による出火防止

引火性の薬品類を取り扱う事業所、学校、病院、研究所等の実態調査に努め、以下のとおり、保管の適正化を指導する。

主な指導事項	1 化学薬品容器の転倒落下防止措置 2 化学薬品収納棚の転倒防止措置 3 混合混触発火性物品の区分貯蔵徹底 4 化学薬品等収納場所の整理整頓 5 初期消火資機材の整備
--------	---

(6) 工業炉の出火防止

工場の溶鉱炉、製油所等の工業炉などの消火困難な火気使用施設が出火に至った場合は、大量かつ高温の熱源を有するため、その消火方法は特異なものに限定され、初期消火は極めて難しく、適切な初期対応を失すれば急激に延焼拡大する危険性も内包している。このような考えに立って、市内における工業炉の実態調査をはじめ、使用環境の調査を行い、それに基づいて必要な対策を検討し、出火防止の対策を推進する。

◆資料編 14-9 火災危険区域表、火災危険区域図

4 火災の延焼拡大の防止

火災の延焼拡大を防止するために、消防力の強化、消防計画の整備および建築物の不燃化等の一層の充実が必要である。

(1) 建築物の不燃化

市は消防の見地から市街地の危険度を調査して都市の等級を決定し、また建築物の不燃化を図るために、市街地再開発事業、街路事業の促進について指導する。

(2) 延焼拡大の防止対策

市は、次の対策を推進する。

ア 消防計画の充実

消防計画の作成に当たっては、特に木造家屋の密集度、消防活動のための道路の状況等に応じ、消防活動が的確に実施できるようにする。

イ 予防査察の実施

消防長又は消防署長は、平常時から関係の場所への立入等、予防査察等を実施して災害時の対応について現場指導する。

ウ 自主防災組織の育成強化

平常時から自主防災組織を育成強化し、火災の発生時に連携・協力して活動できるよう啓蒙する。

5 消防水利の整備

(1) 消防水利の現況

災害発生時には、水道施設の損壊等によって消火栓の断水や機能低下、又は道路や建物等の損壊によって消防車両の通行障害が発生するなど消防活動が制約されることが予想されるため、自然水利の確認ならびに防火水槽の整備を計画的に実施している。

(2) 消防水利の整備

市（消防本部）は、火災に備え、消火栓に偏ることなく、耐震性防火水槽の計画的配備を推進し、木造家屋の密集地、避難場所および避難路の周辺等を優先的に整備する。

また、河川、池、沼等の自然水利およびプール等の消防活動上有効な水利は、あらかじめ関係者と協議のうえ、消防水利としての活用を図り、水利の多様化および適正配置に努める。

6 消防力の強化

市（消防本部）は、地震被害想定を考慮し、木造家屋の密集状況など、地域ごとの特性に配慮しながら、効率的な消防力の増強を図れるよう、次の消防組織および施設の強化策を推進する。

(1) 消防組織の拡充強化

市（消防本部）は、木造住宅の密集、道路、水利の状況等地域の特性に応じて適切な消防活動が図れるよう、計画的に常備消防組織の拡充・強化を進める。

また、地域防災力の要となる消防団の強化に努め、人員や機械器具の充実、教育訓練の実施とともに、消防団の防災拠点となる機械器具置場等の整備充実を図る。

(2) 消防署所の整備

市（消防本部）は、最近の市街化の動向や、地域の特性を踏まえ、各方面の火災に対し迅速な活動が図れるよう、消防署所の適切な配置、施設・設備の近代化等を推進し、消防体制の強化を図る。

(3) 消防力の整備充実

地域の危険度に応じた適切な消防活動が行えるよう、消防車両、消防機械器具等の充実を図るとともに、消防団の活性化と機動化および自衛消防組織との連携強化を図る。

第10節 水害対策

計画の方針

台風や豪雨、地震等により、河川やため池等が決壊し、又は破損した場合は、水害となって大きな被害をもたらす可能性が大きいことから、「秋田市水防計画」に基づき、水防要員の確保と水防資機材の備蓄に努めるほか、未改修河川の整備促進を図る。

また、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、ハザードマップや防災カルテ等により水害リスクの周知に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 洪水ハザードマップ	防災安全対策課	
2 避難対策	防災安全対策課、各課	各施設管理者
3 河川施設	防災安全対策課、道路建設課、消防本部、消防団、農地森林整備課	秋田地域振興局建設部 秋田河川国道事務所 土地改良区
4 国、県との連携強化	防災安全対策課、各課	県総務部、建設部 秋田地域振興局総務企画部、建設部、農林部 秋田河川国道事務所 秋田地方气象台
5 ダム施設		秋田地域振興局建設部
6 ため池施設	農地森林整備課、道路建設課	秋田地域振興局建設部、農林部 土地改良区
7 水路	農地森林整備課、道路建設課	土地改良区

1 洪水ハザードマップ

市（防災安全対策課）は、台風や豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、国や県によって作成された洪水浸水想定区域に基づき、洪水ハザードマップを雄物川、新城川、草生津川、旭川、太平川、猿田川、岩見川について作成している。

今後市は、国や県の洪水や高潮に関する浸水想定区域の修正に伴い、ハザードマップの逐次更新を行う。

また、市民に水害の危険性を正しく認識してもらうため、ハザードマップを市ホームページで公開するとともに、防災講話や自主防災リーダー研修会を通じ、浸水想定区域等の周知徹底を図る。

2 避難対策

(1) 避難情報の発表・伝達と避難所等の周知

ア 避難情報の発表基準

市は、洪水ハザードマップや国、県によって公表されている避難判断水位に基づく避難勧告等の判断・伝達マニュアルを整備するとともに、秋田河川国道事務所および秋田地域振興局との連携によりタイムライン（防災行動計画）を整備し、避難情報の発令に活用する。

◆資料編 13-3 水位情報周知河川および避難判断水位

イ 避難情報の伝達手段

市は、避難情報の伝達手段として、市防災行政無線などの通信施設の整備・高機能化などの促進を図る。

ウ 避難路・指定緊急避難場所および指定避難所の周知

市は、想定される洪水の被災を受けない避難路、指定緊急避難場所および指定避難所（民間の宿泊施設を含む）を災害ハザードマップに掲載するとともに、住民説明会の実施、広報紙への掲載、さらに統一的な図記号等を利用した、分かり易い誘導標識や案内板などを設置し、市民に対する周知徹底を図る。

(2) 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設における避難体制の確保

ア 要配慮者施設における洪水予報等の伝達体制

市は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「水防法」という。）第 15 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難を確保すべき施設を確認し、洪水予報等の伝達方法を定める（該当施設の名称および所在地については、資料編を参照のこと）。

イ 洪水予報等の伝達手段

市は、洪水予報等を伝達する要配慮者利用施設に対して直接、電話・FAX・電子メールのほか緊急告知ラジオを用いて洪水予報等を伝達する。

ウ 避難確保計画の策定

浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者等は、水防法第 15 条の 3 の規定に基づき、避難確保計画を作成し、市に報告する。市は、計画作成に対する必要な助言等により、その進捗を図る。

◎本章第 19 節「要配慮者等の安全確保」参照

(3) 浸水想定区域内に位置する地下街等や大規模工場等における避難体制の確保

ア 地下街等や大規模工場等における洪水予報の伝達体制

市は、水防法第 15 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、浸水想定区域内に位置する地下街等で、当該施設の利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難を保つべき施設を確認し、洪水予報等の伝達方法を定める。

また、浸水想定区域内に位置する大規模工場等の所有者又は管理者から申出があった施

設についても、洪水予報等の伝達方法を定める

イ 避難計画の策定

浸水想定区域内に位置する地下街等および大規模工場等の所有者又は管理者等は、水防法第15条の2、第15条の4の規定に基づき、避難確保計画を作成し、市に報告する。市は、計画作成に対する必要な助言等により、その進捗を図る。

(4) 集落等の孤立防止

市は、県と協力し、豪雨・洪水などから地区又は集落の孤立を防止するために、迂回路や通信手段、生活必需品等の備蓄など必要な事項を定める。

◎本章第18節「孤立集落対策」参照

(5) 在宅の要配慮者の避難支援

市は、要配慮者の避難支援を安全・確実に実施するため、平成22年3月に「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」を作成している。

今後は、防災対策の現状を踏まえ、「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン（平成27年3月改訂）」の改定を適宜行う。

◎本章第19節「要配慮者等の安全確保」参照

(6) 訓練の実施

市は、市職員、医療機関、町内会等・自主防災組織などの地域コミュニティ団体および関係機関等に積極的な参加を呼びかけ、避難誘導訓練や避難所運営訓練の計画的な実施に努める。

さらに、訓練結果を検証し、職員の動員体制・役割、組織体制、ならびに必要な資機材等の見直しなど現実に対応できる活動体制の整備を図る。

3 河川施設

(1) 河川の現況

市を流れる主な河川としては、雄物川、新城川、草生津川、旭川、太平川、猿田川、岩見川等がある。各河川にはそれぞれ多くの支流があり、山地を浸食、開析して谷をつくり、盆地内部には広い平坦地を形成している。

◆資料編13-1 秋田管内河川図

(2) 河川施設の整備

ア 市（道路建設課）は、現在改修中の河川については早期完成を図るとともに、緊急度の高い河川については風水害を考慮した河川施設の整備に努め、「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づいた耐震診断および耐震補強を実施する。また、国や県の管理河川については、関係機関に要望し、その早期実現を期する。特に河川堤防については、耐震補強工事を推進する。

イ 市は、各河川管理者に対し、流下能力を確保するため、堆積土砂の除去や伐木などの適切な維持管理について、継続的に要望する。

(3) 重要水防箇所の巡視

秋田市には、重要水防箇所が 15 河川 60 区域指定されている。(平成 25 年度現在) 大雨等の際には、雄物川については国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所、県管理河川については秋田地域振興局建設部と連絡を取り、消防本部および消防団の協力を得て重要水防箇所を重点に巡視し、安全管理に努める。

◆資料編 13-2 重要水防区域一覧表

(4) 水防資機材の整備

市は、水防倉庫の整備を図り、必要資機材を備蓄する。

(5) 排水施設の整備

ア 市(道路維持課、道路建設課、農地森林整備課、下水道整備課)は、短時間に多量の降雨に対処するため側溝、雨水路の清掃、整備対策を講ずる。

イ 市(都市計画課)は、大規模宅地開発においては「秋田市宅地開発技術指針(平成 28 年 5 月 2 日以降)」等により調整池等を設けて雨水対策に万全を期す。

(6) 洪水予報システムの活用

市は、県が整備する雨量および河川水位などのデータを関係機関に迅速・的確に伝達する「洪水予報システム」や「河川砂防情報システム」を活用するとともに、市管理河川に水位計を増設し、洪水の予測等に活用する。

4 国、県との連携強化

市は、雄物川および県管理河川の減災対策協議会ならびに古川流域の総合的な治水対策協議会のほか、地域特性に応じ、国や県と連携、協力して減災のための目標を共有し、ハードおよびソフト対策を総合的に推進させる。

5 ダム施設

(1) ダム施設の現況

県で設置している旭川ダム、岩見ダムでは洪水調整を行っている。

(2) 対策

ア 洪水の発生又は発生のおそれのある場合は洪水警戒体制をとり、下流の洪水被害の軽減のため、ダムの操作規則等に基づき、ダムでの貯留を実施する。

- イ 地震発生時には、ダムの管理者はただちにダム本体や取付部周辺山地、貯水池周辺地の臨時点検を行い異常の有無を確認する。
- ウ ダム操作によって下流の水位が著しく変化するおそれのある場合は、あらかじめ関係機関へ通知するとともに、一般市民に対しサイレンやスピーカー放送をもって警報する。
- エ 災害時、動力については予備発電施設を、通信についてはN T T回線および無線通信施設を活用する。

表 2-10-1 ダムの整備現状

名称	所管・事業主体	所在地	有効貯水容量(m ³)	完成年月
旭川ダム	県	秋田市	4,200,000	S48.3
岩見ダム	県	秋田市	16,000,000	S54.3

6 ため池施設

(1) ため池施設の現況

農業用ため池は、そのほとんどが築造された年代が古く、年々老朽化の傾向にあり、また最近の農村は高齢化が進み、さらには兼業農家が増加して管理体制が弱体化し危険となったものもある。これらのため池が決壊した場合は大きな被害をもたらすおそれもある。

(2) 対策

- ア 農林水産省の作成する「ため池管理マニュアル（平成27年10月）」および「ため池群を活用した防災・減災対策の手引き（平成29年9月）」を活用する。
- イ 市（農地森林整備課）は、老朽化したため池について農村地域防災減災事業等の制度を活用し、計画的な補強・改修に努める。
- ウ 市および県は、地震時や異常気象時の「ため池」の決壊を想定したため池ハザードマップを作成するとともに、「ため池」施設管理者等の関係機関相互における情報伝達体制の構築に努める。また、ため池ハザードマップにあわせた減災対策などの見直しを図る。
- エ 農業用ため池施設の管理者は、随時同施設の安全点検を行うとともに、気象情報等に留意し、特に災害の発生するおそれがある場合は、直ちに施設の点検を実施し、決壊等の防止に努める。
- オ 市および県は、「ため池」の規模、受益面積、下流状況（人家、公共施設等）による影響度などの観点から優先順位を設定し、耐震性を調査した上、必要に応じて貯水制限、補強工事、改修工事などを行い施設の安全使用、減災に努める。

7 水路

(1) 現況

放流先河川の水位上昇に伴い、水害被害の危険性がある。

(2) 対策

市は、気象情報(予測)に応じて、土地改良区等の水路を管理する者と連携を図る。

第11節 土砂災害対策

計画の方針

土砂災害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、市民の生命、財産の保全に努めることが重要である。このため、市では地すべり、急傾斜地、土石流の災害危険箇所の実態を把握し、避難体制の確立を図るとともに危険地域からの住宅移転等総合的な対策を推進する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 危険箇所の調査把握	防災安全対策課、農地森林整備課、道路建設課、道路維持課、建築指導課	秋田地域振興局建設部、東北森林管理局
2 土砂災害警戒情報	防災安全対策課	(県)総合防災課、(県)河川砂防課、秋田地方气象台
3 警戒避難体制の整備	防災安全対策課	
4 災害危険区域からの住宅移転	防災安全対策課、住宅整備課	
5 造成地の予防対策	都市計画課	
6 土地利用の適正化	防災安全対策課、都市計画課	
7 地盤情報の収集と活用	防災安全対策課、道路建設課	
8 連絡調整体制の整備	防災安全対策課	県、関係機関

1 危険箇所の調査把握

(1) 土砂災害警戒区域

ア 現況

土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策を推進している。(ここでいう「土砂災害」は、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりを発生原因とするもの)

なお、県により、土砂災害防止法にもとづく警戒区域および特別警戒区域が指定されている。

◆資料編 14-4 土砂災害警戒区域指定箇所表

イ 予防対策

市（防災安全対策課）は、県による土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を受けた場合、次の対策を促進する。

- (ア) 警戒区域ごとに特色を踏まえて警戒避難体制に関する事項（情報収集・伝達、予警報の発令、伝達、避難、救助等）を定める。
- (イ) 警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、避難を円滑に行うため、施設の管理者等は避難確保計画を整備するとともに計画に基づく避難訓練を行う。
- (ウ) 土砂災害警戒区域内の避難場所および避難所は、指定を取り消す。やむを得ず土砂災害や水害以外の避難所等として指定する場合は、その指定について周辺住民への周知を徹底する。
- (エ) 市は、土砂災害ハザードマップを作成し、区域に特有な土砂災害の形態を考慮して、避難基準、ならびに避難路、指定緊急避難場所および指定避難所を定めるとともに、インターネットへの掲載、説明会の開催等により市民へ周知する。
- (オ) 土砂災害特別警戒区域においては、居室を有する建築物について、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうかの建築確認を行う。

(2) 地すべり

ア 現況

地すべりは、第三紀層の分布する特定地域に集中している。当市では過去に大きな災害が発生してないが、危険箇所として10箇所が指定され、地すべりのおそれのある地域については調査のうえ、状況の把握に努めている。

<地すべり防止区域指定基準>

地すべり地域の面積が5ヘクタール（市街化区域又は用途地域では2ヘクタール）以上で、移動土塊が河川や道路、公共施設や人家等に到達し、被害を及ぼすおそれのあるもの。

◆資料編 14-1 地すべり危険箇所表

イ 予防対策

- (ア) 市（道路建設課）は、現在危険区域として指定されている箇所ならびに指定申請箇所については防止工事の早期着工を図るため、系統的な調査を行って危険箇所の把握に努め、県による対策事業の実施を促進する。
- (イ) 土地所有者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次の行為を行わないように指導する。
 - a 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸水を助長する行為
 - b のり切り、切土、掘さく又は盛土
 - c 立木竹の伐採
 - d 土石の採取又は集積
 - e その他災害を助長し、誘発する行為

(3) 急傾斜地

ア 現況

秋田市において急傾斜地崩壊危険箇所は、ランクⅠが197箇所、ランクⅡが239箇所となっている。

<急傾斜地の指定および指定基準の概要>

(ア) 指定手続き

急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずる地域および崩壊を助長誘発するおそれがある地域を、市長の意見を聞いて、県知事が指定する。

(イ) 区域の要件

崩壊のおそれがある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他に危害を生ずるおそれがあるもの、およびこれに隣接する土地のうち当該急傾斜地の崩壊が助長され、また誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地であること。

(ウ) 指定基準

傾斜度が30度以上、高さが5m以上の崖で、崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上ある区域、又は官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのある区域。

◆資料編 14-2 急傾斜地崩壊危険箇所表

イ 予防対策

市（道路建設課）は、土砂災害から市民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、県による急傾斜地崩壊対策事業の促進を図る。また、市が管理する道路や河川への被害を未然に防止することにつながる、局所がけ崩れ対策事業を実施する。

現在工事中の箇所については、早期完成を促すとともに、危険度の高い区域から順次対策事業が実施できるように努める。

(ア) 危険箇所の実態調査および防災パトロール強化

市（道路建設課）は、がけ崩れ災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、まず事前措置として危険予想箇所について地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態および崖崩れ等が生じた場合の付近の家屋に及ぼす影響などを調査し、随時パトロールを実施する。

(イ) 危険箇所の周知

市（道路建設課）および県は、危険箇所の周知および土砂災害に対する意識の高揚に努める。

(ウ) 所有者等に対する防災措置の指導

市（道路建設課）および県は、危険箇所調査の結果、必要に応じ危険予想箇所の所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなど改善措置をとるよう指導する。

(エ) 警戒体制の確立

豪雨時には、危険な兆候がないか警戒することが重要である。また、地震による土砂災害は、地震後時間において発生することもあり、地震発生後は危険度の高い斜面を中

心に、危険な兆候がないか警戒することが重要である。このため、平常時から、斜面の監視体制や通信手段等を確立しておく。

(4) 土石流

ア 現況

本市の河川上流は大半が急流河川で、ぜい弱な地質と森林の開発等により山地の荒廃が進み、融雪や豪雨により多量の土砂を流出させていることから、日ごろから土石流の発生が強く懸念されている。

現在、土石流危険渓流箇所として、ランクⅠが146箇所、ランクⅡが229箇所がある。

◆資料編 14-3 土石流危険渓流箇所表

イ 予防対策

市（道路建設課、農地森林整備課、防災安全対策課）は、地震による砂丘地帯の液状化および山腹崩壊、又はその後の降雨などによって発生する土石流対策を事業主体である県とともに次のとおり推進する。

- (ア) 土石流に対処するための砂防工事を促進する。
- (イ) 土石流危険渓流に関する資料を関係住民に提供するとともに標示板等の設置を促進する。
- (ウ) 土石流危険渓流の周辺住民へ警戒避難について指導する。
- (エ) 土石流に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、地震および降雨時の対応などについて、市民に周知徹底を図る。
- (オ) 新たに家屋の建築されることが予想される溪流についても必要があれば本計画に準じて、土石流災害の防止に努める。

(5) 山地災害

ア 現況

市域の森林は急峻な地形とぜい弱な地質のため、特に融雪、大雨等によって山腹崩壊や崩壊土砂の流出等、山地災害が発生しており、これを予防するために、保安林機能の向上および各種事業の促進に努めている。

現在、市域の山腹崩壊危険地区は204箇所、崩壊土砂流出危険地区は県管理分が251箇所であり国管理分が26箇所となっている。

◆資料編 14-6 崩壊土砂流出危険箇所表

〃 14-7 山腹崩壊危険箇所表

イ 予防対策

県では、融雪や大雨、地震等に起因する災害の発生、水需要の増大に伴う森林整備の必要性、良好な生活環境、自然環境への要望の高まりなどに対応するため、森林整備保全事業計画に基づき、緊急かつ計画的に対策を促進することとしている。

- (ア) 災害に強い地域づくり
 - a 豪雨、地震等多様な自然現象に起因する山地災害に応じた予防対策の推進
 - b 人家集中地区、重要なライフラインが存在する地区等について警戒避難に資するた

- めの対策を含め重点的な治山事業の実施
- c 治山事業施工地等の適切な維持管理の推進
- (イ) 水源地域の機能強化
- a 水源の確保を図るため、複層林等の非皆伐林と、渓流水を地中に浸透させる治山ダム等の水土保持施設の一体的な整備の計画的かつ効果的な推進
- b ダム等の資源地域の森林について、林床植生の生育促進等を含めた土砂流出防止対策の推進
- c 森林と溪流・湧水等が一体となって、良質な水の供給や美しい景観の形成に資するよう、溪畔林の造成等の積極的な実施

表 2-11-1 関係機関の連絡先

機関名称	担当課	連絡先住所	電話	F A X
秋田地域振興局	農林部 森づくり 推進課	秋田市 山王四丁目 1-2	860-3381	860-3386

2 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や市民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また市民の自主避難判断に役立てることを目的として、秋田県と秋田地方気象台が共同して作成、発表する情報である。

(1) 土砂災害警戒情報の発表および解除

土砂災害警戒情報は、秋田県と秋田地方気象台が共同して発表する情報であり、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表および解除される。

また、大地震の際は、揺れによる地盤のゆるみなどを考慮した発表がなされる場合がある。

表 2-11-2 土砂災害警戒情報の発表および解除基準

発表基準	<p>発表基準は、大雨特別警報、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準値に達したときとする。</p> <p>この際、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表するものとする。</p> <p>なお、地震や火山噴火等により現状の基準を見直す必要があると考えられる場合には、秋田県建設部と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。</p>
解除基準	<p>解除基準は、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の第2タンク貯留量の降下状況や土砂災害危険箇所の点検結果等を鑑み、秋田県建設部と秋田地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。</p>

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報が発表された場合は、秋田県総合防災情報システムにより、秋田県総合防災課から市および消防本部に伝達される。

さらに、降雨量、土砂災害危険度情報（土砂災害危険箇所マップ、土砂災害危険度情報）をインターネットなどにより、市および市民に提供される。

また、予兆現象の通報については、市民および関係機関相互における連絡体制を整備し、情報の共有化を図る。

3 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害危険箇所の周知

土砂災害ハザードマップなどの関係資料を市民に提供し、市民への周知徹底を図る。

(2) 警戒・避難に関する情報の周知

降雨量や警戒避難基準等については、市広報紙などを通じ、市民への周知を図る。災害の予兆現象に関する情報は、市民と情報の共有化に努め、避難行動の迅速化を図る。

(3) 危険箇所の巡視・パトロール

土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は豪雨等により土砂災害の発生が予測されるときは、土砂災害危険箇所を重点的にパトロールを実施し、当該箇所での災害発生の兆候についての的確に把握する。

(4) 避難情報の発令

大雨等による斜面の崩壊や地震動により緩んだ地盤への降雨浸透による斜面の崩壊が予想される場合、大雨警報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報などの防災気象情報、個別の溪流や斜面の状況、さらに秋田県河川砂防情報システムの雨量データ等により総合的に判断し、避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））を発令する。

また、次の予兆現象が確認された場合は、市民の自主避難を指導する。

表 2-11-3 地すべり等の予兆現象

	予兆現象
地すべり	1 地面にひび割れができる 2 沢や井戸の水が濁る 3 斜面から水が噴出する
がけ崩れ	1 がけからの湧き水が濁る 2 がけに亀裂が入る 3 小石が転がり落ちる
土石流	1 地鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかり合う音が聞こえる 2 雨が降り続けているのに川の水位が下がる 3 川の水が濁る。流木が混ざりはじめる

(5) 注意報、警報および避難情報の市民への伝達

注意報、警報および避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））は、迅速かつ正確に市民に伝達し、周知されるようにするほか、異常発生時には市民自らの確に通報・避難ができる体制をとるよう指導する。

市は、市民に対して広報車等により警報を伝達するとともに避難誘導に当たる。その際、要配慮者には十分配慮する。

(6) 緊急調査結果に基づく土砂災害緊急情報の周知

深層崩壊や河道閉塞など重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域および時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については県が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行う。緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域および時期に関する情報（土砂災害緊急情報）について、国や県から市が通知を受けたときは、県と連携し地域住民に周知する。

(7) 市民の自主的避難の指導

市は、土砂災害が発生するおそれ、又は発生した時の市民の自主的避難の方法等について、避難訓練か防災講話などあらゆる機会を通じて指導する。

避難の方法については、溪流を渡らない、がけ付近は避けるなど、安全な避難経路・方法を市民に周知する。

(8) 避難の場所

土石流、がけ崩れ、地すべり等によって被害を受けるおそれのない場所であり、避難人家からできる限り近距離にある場所を指定緊急避難場所に指定する。

(9) 避難計画の策定

土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者等は、土砂災害防止法に基づき、避難確保計画を作成し、市に報告する。

◎本章第 19 節「要配慮者等の安全確保」参照

4 災害危険区域からの住宅移転

(1) 現況

災害危険区域については、各種の事業を実施して安全の確保を図っているが、防護の対象に対して多額の費用を要する場合、又は工事によっても安全を確保できない場合は、安全な場所への移転等について指導している。

(2) 対策

災害危険区域の居住者に対し、住宅の建設および土地の取得等、移転に要する費用の一部を補助する等の援助を行い、その移転を促進する。

移転助成のための制度は次のとおりである。

ア 防災のための集団移転促進事業

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

◆資料編 15-1 秋田市災害危険区域に関する条例

5 造成地の予防対策

(1) 災害危険度の高い区域の開発抑制

急傾斜地崩壊危険区域等、災害危険度の高い区域内の土地については、原則として開発計画を認めない。

(2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配および土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良等の指導を行う。

6 土地利用の適正化

(1) 防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保

市（都市計画課）は、市内の土地利用について災害危険度の把握を的確に行うとともに、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を指導する。

(2) 土砂災害危険箇所の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

市（防災安全対策課、道路建設課）および県は、防災カルテ等により土砂災害危険箇所の周知を図るとともに、砂防法（明治30年法律第29号。以下「砂防法」という。）等の適切な運用を図る。

7 地盤情報の収集と活用

地盤災害の防止のためには、その土地の性状を知ることが重要である。地盤、地質、地形等に関する調査は様々な機関により実施されていることから、これらのデータの収集・整理を進め、各種の行政施策へ反映させていく。

(1) 地盤情報の収集・整理

市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集・整理し、地盤災害の危険度の把握に役立てる。当面、学識経験者・有識者等の指導のもとに、市が行う事業により取得される地盤情報等の電子納品物を対象に整理を進める。

(2) 地盤情報の公開

収集整理されたデータについては、データベース化を図り、個人情報の保護に留意しつつ、可能な限り公開を図るよう努め、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等として公開に努める。

8 連絡調整体制の整備

県は、土砂災害に関する諸施策を効率的・総合的に実施するため、国および県の関係機関で構成する総合土砂災害対策推進連絡会を設置し連絡調整を図っており、市は、県との協力、連携を積極的に図る。

第12節 風害対策

計画の方針

市内の沿岸地域は砂浜海岸が多く、冬季には北西からの強い季節風による飛砂を防止するため、砂防林（赤松）が植樹されている。しかし、この砂防林は、数年来松食い虫の被害による立ち枯れが発生しているため、市は国や県と協力して砂防林の植樹・再生に関する事業の早期実施を図ることが重要である。

また、市は、台風等の暴風による被害を防止するため、気象情報を的確に把握して建物の補強など臨機応変の措置を講じ、風害の予防を図る。さらに、台風等に起因するフェーン現象に対する火災予防および日本海低気圧からのびる寒冷前線や発達した積乱雲の通過による局地的な突風や竜巻等の被害防止に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
予防対策	防災安全対策課、農業農村振興課、農地森林整備課、教育委員会総務課、消防本部	漁業協同組合、学校等の管理者、消防団、市民等

1 風害の種類

(1) 台風

市の地域に来襲する台風は、年に数回程度であり、本市に被害をもたらす台風の多くは、玄界灘から日本海に抜けて速度を上げながら北北東に進路をとり、北東北や北海道に接近又は上陸する台風である。

近年の地球温暖化の進行により台風の発生数は減少するといわれているが、これに相反して大型台風の増加が予想されている。

また、海面水温は日本海においても上昇しており、これがさらに上昇し続けると、日本海に抜けた台風は勢力を維持したまま本市に接近又は上陸する最悪のシナリオが予想される。

(2) 日本海低気圧

春・秋の季節の変わり目において、日本海を急速に発達しながら接近・通過する、いわゆる「日本海低気圧」が台風クラスに発達し、住宅の損壊、停電、船舶の座礁などの被害が多く発生している。

(3) 竜巻

竜巻の発生は、強い寒冷前線の通過と地形が相乗的に組み合わさったときとされている。県内では、主に海岸沿いに発生しており、時には竜巻特有の狭い範囲で住家の全壊などの被害が発生している。

(4) フェーン現象

台風や温帯低気圧の進行位置により、奥羽山脈を越えた東風、又は南東を中心とする風が県境の山を越えて吹き下ろす「フェーン現象」は、建物火災や林野火災の発生原因の1つである。

(5) 塩害

台風や日本海低気圧の接近や上陸に伴い、塩分を含んだ強風や降雨による農作物、農業施設への被害、さらに電力施設に付着し、絶縁破壊による停電が発生する。

2 予防対策

(1) 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

市は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、気象情報の確認や身を守るための知識の普及啓発を図る。

ア 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報について、平時からテレビ・ラジオ等により確認することを心がける。

竜巻などの激しい突風に関する気象情報については、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、気象台から発表される。

イ 身を守るための知識

台風から身を守る為には、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守る為には、次に示すような事象に留意するとともに、行動を心がけ、頑丈な建物内に移動するなど安全確保に努めることを周知・啓発する。

(ア) 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- a 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- b 雷鳴が聞こえたり、電光が見えたりする。
- c ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- d 大粒の雨やひょうが降り出す。

(イ) 発生時に屋内の場合

- a 窓やカーテンを閉める。
- b 大きな窓ガラスの下や周囲には近づかない。
- c 家の1階の窓の無い部屋に移動する。

d 丈夫な机やテーブルの下に入るなど身を小さくして頭を守る。

(ウ) 発生時に屋外の場合

a 物置や車庫、プレハブの中は危険なため避難場所にしない。

b 建物のシャッターを閉める。

c 頑丈な構造物の物陰に入って身を小さくする。

d 電柱や太い樹木であっても、倒壊することがあり危険なため近づかない。

◎気象庁「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」参照

(2) 監視・情報収集体制の整備

ア 監視体制

台風の接近や上陸予想、又は発達した低気圧に関する気象情報などの発表を基に、庁内関係部局、消防本部、関係機関などと連携した監視体制に入る。

イ 警戒態勢への移行

災害の発生予測から発生までの状況を見極め、監視体制から警戒態勢など段階的な移行を行い、被害情報の収集に努め、迅速な応急対策を実施する。

(3) 竜巻等突風情報の伝達

市は、竜巻注意報情報が発表された場合、市民に対し、安全な建物等への回避行動を促すため、防災ネットあきたにより注意喚起情報を伝達する。

(4) 各機関における対策

ア 市および消防本部

(ア) 風に強い森林を作るため、スギ人工林においては適正な間伐の実施および複層林の造成等を進め、広葉樹林においては改良等の整備を行うなど、多様な森林の造成を行う。

(イ) 防風保安林の整備・拡充を行い、強風による被害の軽減を図る。

(ウ) 台風時のフェーン現象に対し、次の火災予防対策を実施する。

a 火災予防の広報、査察を実施して警戒心を高揚させる。

b 必要により火災警報を発令するとともに、必要な人員を招集して出動体制を強化する

c 消防資機材および消防水利の点検を実施する。

d 消防団員は分団区域の警戒を実施する。

(エ) 台風の襲来に伴って降る大雨による被害を防止するために、水防対策を確立する。

イ 漁業協同組合

漁業協同組合は、注意報、警報を的確に把握し、必要により漁船所有者に出漁中止又は帰港等の指導・通報を行う。また漁船所有者は、漁船の係留、漁網および漁具等の流失防止に努める。

ウ 学校等の管理者

学校等の管理者は校舎、建物および設備を点検し老朽部分を補強するとともに、児童生徒の登校中止又は集団下校等の安全措置を実施する。

エ 市民等

- (ア) 家屋等の管理者は、建物の倒壊防止のため、次の措置を実施して安全を図る。
 - a はずれやすい戸や窓、弱い壁は筋かい、支柱等で補強する。
 - b 棟木、母屋、梁等をかすがいで止め、トタンは垂木を打ち、煉瓦は上にも針金で補強する。
 - c 建物周辺の倒れるおそれのある立木は、枝下ろしをする。
 - d 強風下では屋根に登らない。また、外出は控える。
 - e 必要により避難の準備をする。
- (イ) 台風の襲来するおそれがある場合は、登山や海釣りなどを見合わせさせるとともに、常日ごろからラジオを携行するよう指導する。

第13節 雪害・寒冷対策

計画の方針

市および防災関係各機関は、雪害ならびに融雪期における防災業務の障害を克服するため、情報の収集および広報活動の徹底を図る。

また、適切な事前対策の樹立と災害発生に際し、迅速、的確な関係機関の連携により、一人暮らし高齢者などの要配慮者への除排雪支援や市民への情報提供に努め、安全な市民生活の確保と被害の拡大防止に努める。

さらに、積雪期は、他の季節に発生する地震に比べ、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想されることから、市および防災関係機関は総合的な雪対策の推進により、地震被害の軽減を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 冬期交通の確保	道路維持課、生活総務課	各道路管理者、各警察署
2 なだれ防止対策	防災安全対策課、農地森林整備課、道路維持課	各施設管理者 秋田地域振興局建設部
3 生活安全対策	防災安全対策課、農地森林整備課、道路維持課、消防本部	市民、秋田地域振興局建設部
4 除排雪支援体制の整備	防災安全対策課、生活総務課、福祉総務課、長寿福祉課、障がい福祉課、道路維持課	自主防災組織、秋田市社会福祉協議会
5 堆雪場等の確保	道路維持課、公園課	
6 農林漁業対策	農地森林整備課、農業農村振興課	秋田地域振興局農林部
7 文教対策	教育委員会	県教育委員会
8 スキー場対策	公園課	スキー場の施設管理者
9 積雪期の災害予防対策	防災安全対策課、道路建設課、道路維持課	各道路管理者、関係機関

1 冬期交通の確保

(1) 冬期交通の現況

除雪対策により冬期交通を確保し、地域産業の振興や市民生活の安定を図っている。

(2) 実施機関

一般国道	直轄指定区間：秋田河川国道事務所 指定区域外：秋田地域振興局建設部
県道	秋田地域振興局建設部
市道	秋田市建設部道路維持課

(3) 幹線道路の確保

市（道路維持課）は、積雪時における市民の安全と交通の確保を図るため、一般交通に供している道路は、毎年除排雪計画を定め実施する。

市（道路維持課）は、除排雪の効率化を図り管理区分にとらわれない「相互乗入」の体制を構築し、また豪雪により市のみでの対応では困難な場合は、国や県に対し支援を要請する。

道路の除雪の稼働基準や作業時間帯等については適宜見直しおよび検討を行い、作業の効率化を図る。

(4) 市街地の除雪

市街地の除雪に当たっては、国、県、市ならびに関係機関団体は、屋根の雪下ろしの時期、堆雪場の指定、搬送方法等について相互に連絡し、除雪作業の調整、受益者ならびに市民の協力を得て、除雪実施の円滑化を図る。

中心市街地については、消融雪歩道のネットワーク化を図り、歩行者の利便性の向上に努める。

(5) 市民等への情報提供等

市は、広報紙やホームページ、チラシ等により、市民が利用できる堆雪場の現状や道路の除雪時期等の情報提供に努める。

県は、雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった場合、「雪下ろし注意情報」を発表し、報道等を通じて、市民に注意を喚起することとしている。

(6) 交通指導取締り

積雪時における主要道路の交通を確保し、交通事故を防止するため、秋田中央警察署、秋田臨港警察署および秋田東警察署は、積雪時における道路交通対策要綱に基づき、夏用タイヤ装着車に対する冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）への交換指導など、交通指導取締りを実施する。

ア 交通状況の把握

警察は、県、市と連携を図りながら交通状況の把握に努め、緊急交通路の確保に当たる。

イ 緊急通行車両以外の通行禁止

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は

制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

ウ 交通規制の実施

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、被災地周辺の隣接県警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(7) 鉄道輸送の運行確保

雪害による列車の運転阻害を最小限度にとどめるため、防雪および除雪体制の確立、設備および機械類の整備増強、雪害状況に対する運転計画の策定等により運行を確保する。細部については、東日本旅客鉄道(株)秋田支社の「雪害対策計画」による。

(8) バス運行の確保

市(道路維持課)および秋田中央交通(株)は、市が行う除雪対象路線における定期バスの運行を確保する。

(9) 除排雪デーの設定

市長は、市除排雪計画に基づき町内会等、関係団体等による地域ぐるみの除雪日を設け、町内や学校周辺の通学路の一斉除排雪を行う。

2 **なだれ防止対策**

(1) なだれ危険箇所の現況

市のなだれ危険箇所(豪雪地帯で見通し18度以上、高さ10m以上の斜面で想定被害区域内に住宅や建物に影響を及ぼす箇所)は、136箇所あり、特に大雪や融雪によって大きななだれが発生するおそれがある。このため、なだれによる住家の破壊、道路の途絶などにおいては過去に被害がなくとも警戒を必要とする。

また、豪雪時には、地すべり、急傾斜地崩壊危険地域においても警戒体制が必要である。

◆資料編 14-8 なだれ危険箇所表

(2) 警戒・避難体制の確立

市および関係機関は、市民への危険箇所の周知、積雪情報の収集とその情報の市民への提供等について、積雪期間を通じて実施する。

なだれ危険箇所周辺の集落および道路においては、災害が発生した場合、直ちに警戒および避難できる体制を確立する。

また、宿泊施設事業者は、なだれから観光客の安全を確保するため、相互に連絡できる通信手段の確保に努める。

なお、なだれにより孤立集落が発生した場合、市は、円滑に県や自衛隊、消防機関の関係機関と協力体制の確立を図れるよう、平常時から関係機関との協力体制を整備する。

◎本章第18節「孤立集落対策」参照

(3) なだれ防止施設の整備

市（道路維持課、農地森林整備課）は、なだれ危険箇所については、各所管ごとになだれ防止のための対策事業を計画的に推進する。また、斜面やトンネル入口部などで、雪庇（せっぴ）や吹きだまり、雪しわ、ひび、こぶが出来ているときは、人為的に雪を崩落させるなど、雪崩の発生を未然に防止する。

(4) なだれ危険箇所のパトロール

市（道路維持課）および関係各機関は、なだれ危険箇所について適時パトロールを実施し、状況の把握に努めるとともに、積雪深70センチメートル以上になったとき、又は大雪や融雪等のためなだれの被害が予想される場合は、なだれ、がけ崩れ、地すべり等危険地域の重点的監視と被害の防除に努める。また、融雪期にもパトロールを実施し積雪表面の点検を行う。

◆資料編 16-1 雪害対策要領

〃 16-2 雪害対策本部

3 生活安全対策

(1) 市民安全対策の現況

市および関係各機関は、積雪時における市民の生活安全対策のため、雪害に係る事故の防止に努めている。

(2) 地域コミュニティの対応

豪雪時に要配慮者は、自身による除排雪が困難となることから、町内会や自主防災組織等の地域コミュニティが適切な対応をとることが必要である。

そのため、地域コミュニティは、地域の実情に応じた防災活動を以下のとおり行う。

ア 降雪前からの準備

(ア) 地域の情報収集・伝達体制の確立

(イ) 防災知識の普及

(ウ) 防災資機材の備蓄・管理

イ 降雪期における対応

(ア) 地域内の被害状況の情報収集

(イ) 市民に対する防災情報の伝達

(ウ) 救出救護の実施・協力

(エ) 要配慮者への支援

(オ) 「除排雪デー」における地域ぐるみの一斉除排雪

(3) 人命および建物被害の防止

市（農地森林整備課、道路維持課、消防本部）は、積雪、なだれ等による人身事故および建造物の損壊を防止するため、次の事項の対策と指導を徹底する。

<p>指導事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市は、なだれおよび落雪の危険地域に対する立ち入りや通行を制限し、保護柵を設けるとともに、必要により警戒員を配置する。 2 避難道路確保のための除雪を励行する。 3 道路の除雪等により排水溝をせき止めないよう留意する。 4 克雪住宅の普及のため、融資制度等による支援を行う。 5 屋根の雪処理中の事故防止を呼びかける。 6 住宅等において常に非常口を確保するよう呼びかける。
<p>市民の対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 アーケード等建築物の管理者は屋根の雪下ろしを適期に実施する。 2 一人暮らし老人世帯等の要配慮世帯の雪下ろし、除雪については、地域関係者およびボランティア等の協力を得て実施する。 3 木造老朽建物は降雪時に補強工事等の実施に努める。 4 避難道路の確保のため除雪を励行する。 5 新築、リフォームにあたって、屋根雪処理に配慮した克雪化に努める。

(4) 雪害予防知識の普及

雪害予防知識の普及を図るため、広報あきた、新聞、テレビ、ラジオ等を利用した効果的な広報を行い意識の高揚に努める。

(5) 市民に対する情報提供体制の整備

市は、市民に対する情報提供体制を構築するため、除排雪に関するコールセンターの設置、GPSを活用した情報提供体制の整備、地域情報員の活用、町内会長等への緊急連絡体制の整備、様々な情報媒体の活用等を行う。また、市民による携帯端末からの情報提供体制の構築を検討する。

(6) 空き家への対応

市は、積雪による倒壊等により周辺に被害を及ぼすおそれのある物件を把握し、積雪時に危険と考えられる空き家所有者に対しては、適正管理の指導を行う。

4 除排雪支援体制の整備

(1) 要配慮者に対する除排雪支援

市（防災安全対策課、福祉総務課、長寿福祉課、障がい福祉課）は、屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処置が困難な要配慮者に対しては、近隣住民や自主防災組織等、地域の助け合いによる支援を行うなど、相互扶助体制の確立を図る。

また、高齢者雪寄せ支援事業および高齢者等の雪下ろし支援事業を周知する。

(2) 除排雪におけるボランティア活動

ア ボランティア登録の要件

除排雪ボランティアは、雪に対する経験や気象の変化による危険性の理解が必要であり、積雪寒冷地の在住者や経験者が望ましい。

イ 安全の確保

毎年除排雪作業により、次のような事故が発生しており、ボランティアに対しては事故防止対策と現場指導の実施が必要である。

- ・ 滑落事故・・・屋根の雪下ろし作業中によるもの
- ・ 落雪事故・・・気温の上昇に伴い、屋根から滑り落ちる雪（一部氷結した雪）によるもの
- ・ 交通事故・・・ロータリー車、グレーダーなど重機に巻き込まれるもの

ウ 健康対策

積雪寒冷環境下における屋根の雪下ろし、除排雪など運動量の激しい作業は、体力の著しい消耗や低温時の発汗などにより、脳血管疾患や心疾患などを発症する引き金となり、状況によっては死亡に至る場合もある。このため、市、市社会福祉協議会および関係機関は、除排雪ボランティア活動の実施に当たり、天候や体調等、無理のない範囲での活動となるよう配慮が必要である。

エ ボランティア活動保険への加入

除排雪にかかわる防災ボランティア活動の参加者は、ボランティア活動保険に加入するものとし、保険料は募集者の負担とする。なお、ボランティア保険では、心疾患、脳血管疾患等の疾病については、保険の対象外である旨を説明する。

(3) 秋田市社会福祉協議会による除雪支援

- ・ 除雪機器の貸出（除雪機、融雪機、軽トラック等）
- ・ 危険箇所の除雪ボランティア
- ・ 町内会等一斉除雪のボランティア保険料の補助（年1回）

(4) 除排雪資機材の準備等

市は、除排雪のための資機材の貸し出しや、除雪作業に対する燃料支給の制度を周知するとともに、除雪作業に対する燃料等の助成や小型除雪機購入への補助等を行う。

5 堆雪場等の確保

現在、一般開放用の堆雪場として、旧空港跡地、秋田港埋立地、雄物川右岸など5箇所を確保している。

今後は新規堆雪場を確保するほか、街区公園等の堆雪場としての開放、現在の堆雪場出入口の整備等を行うとともに、流雪溝の設置等を検討する。

6 農林漁業対策

(1) 農林漁業対策の現況

積雪による農業用施設や樹木等の直接被害のほか、消雪の遅れによる越冬作物被害や春作業の遅延による被害が出る場合もある。

(2) 予防対策

市（農業農村振興課）は、積雪による農林水産業・畜産関係の被害を軽減するため、下の対策を促進するよう農・漁業協同組合等に対して指導する。

ア 農作物対策

- (ア) 消雪促進
- (イ) 樹木および棚被害の防止
- (ウ) 野ねずみ、カモシカ等による被害の防止
- (エ) 病虫害の防除

イ 農作業用施設対策

- (ア) 施設の補修、補強の実施
- (イ) 施設の屋根および軒下の排雪
- (ウ) 消雪パイプおよび流雪溝の設計推進

ウ 畜産関係対策

- (ア) 畜舎の保全管理
- (イ) 越冬飼料の確保
- (ウ) 牛乳等畜産物の集出荷の円滑化
- (エ) 草地の維持管理
- (オ) 家畜疾病等の防止

エ 水産関係対策

- (ア) 養殖魚介類の育成管理の強化
- (イ) 水深の維持、また屋根をかける等越冬池の整備
- (ウ) 積雪時における通水、地下水の確保

オ 林業関係対策

- (ア) 適正な間伐の実施

7 文教対策

(1) 文教対策の現況

教育委員会は、児童、生徒の安全と学校教育、社会教育施設等の雪害を防止するため、情報の収集と関係機関との連絡調整を図り、除雪等を実施している。

(2) 予防対策

ア 連絡

系統的に一元化し、迅速、的確に行う。

イ 火災予防

- (ア) 煙突接触部、残火の始末に留意する。
- (イ) 火の不始末を防止する。
- (ウ) 責任者による巡回を励行する。
- (エ) 水源の確保と消火器材の整備点検をする。

ウ 危険防止

- (ア) 雪囲い等の場合、避難口を閉鎖しないよう留意する。
- (イ) 避難道路を除雪する。
- (ウ) なだれ箇所を表示、警戒（体育館、屋根等を含む）を行う。
- (エ) 悪天候時における児童・生徒に対する休校措置を実施する。
- (オ) 集団登下校には、必要に応じ引率者をつける。
- (カ) 水槽等は標示する。
- (キ) 危険場所には標示し、遊びを禁止する。

エ 通学道路の確保

道路の除雪については、秋田地域振興局建設部などと連絡を密にする。

オ 学校施設等の保護

- (ア) 屋根の雪降ろしを励行する。特に木造体育館、老朽校舎に留意する。
- (イ) 防災施設等を補強する。
- (ウ) 水源、消火器の整備点検に努める。
- (エ) 防火、防災思想の徹底を図る。

カ 社会教育施設等の保護

- (ア) 防災施設の除雪を励行する。
- (イ) 防災施設を補強する。
- (ウ) 避難口の標示、除雪に努める。
- (エ) 防災思想の普及、徹底を図る。

キ 社会体育施設等の保護

- (ア) プールの水の処置と除雪に努める。
 - a プールは満水とする。
 - b 適宜プール内面の氷割りに努める。
- (イ) 防災施設の除雪を励行する。

- (ウ) 防災施設を補強する。
- (エ) 避難口の標示、除雪に努める。
- (オ) 防災思想の普及、徹底を図る。
- ク 文化財の保護
 - (ア) 消防関係者との連携を図る。
 - (イ) 常時監視体制を確保する。
 - (ウ) 防災施設の除雪を励行する。
 - (エ) 文化財保護関係者等との協力体制の充実を図る。
 - (オ) 文化財の修理、補強に努める。
- ケ 冬山登山の指導
 - (ア) 高校生の冬山登山に対する適切な指導、助言をする。
 - (イ) 冬山登山の基礎訓練を実施する。
 - (ウ) 登山服装を点検する。
 - (エ) 登山届出を励行する。

8 スキー場対策

(1) 市が行う対策

- ア スキー客を対象とした緊急指定避難場所、避難路および指定避難所の指定
- イ スキー客および宿泊客の避難誘導について、統一的な図記号を利用したわかり易い誘導標識や案内板の設置
- ウ スキー場の孤立、又は負傷したスキー客に対する救助・救急対策など

(2) スキー場の施設管理者が行う対策

- ア リフト・ロッジ施設の耐震対策および維持管理の徹底
- イ ゲレンデの雪崩防止対策、ならびに巡回による雪崩発生危険箇所の早期発見および雪の除去
- ウ 駐車場およびアクセス道路の除排雪の徹底
- エ スキー客の一時避難場所および避難施設の指定
- オ 市および関係機関との通報連絡体制の整備

9 積雪期の災害予防対策

積雪期の地震等への災害予防対策は、除排雪体制の整備や雪に強いまちづくりなど、雪対策に関する総合的、かつ長期的な推進によって確立されるものである。

今後も市民および関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

(1) 除排雪・施設整備等の推進

ア 道路交通の確保

地震時には、各機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大が予想されるため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、交通状況を把握するとともに除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進する。

(ア) 除雪体制の強化

- a 市（道路維持課）は、除雪体制を強化するため、各道路管理者相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。
- b 市（道路維持課）は、迅速な除雪と除雪水準の向上を図るため、地形や除雪の状況等自然条件に適した除雪機械の増強を促進する。

(イ) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- a 市（道路建設課、道路維持課）は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。
- b 市（道路維持課）は、なだれ等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・なだれ防止柵等の施設の整備を促進する。

表 2-13-1 関係機関の連絡先

機関名称	担当部局	連絡先住所	電 話	F A X
東北地方整備局 秋田河川国道事務所	秋田国道維持出張所	秋田市泉字登木 73-3	862-2276	864-9040
秋田地域振興局建設部	企画建設課 道路建設班	秋田市山王四丁目 1-2	860-3441	860-3836
	保全・環境課 道路保全班		860-3472	

イ 消防水利の整備

積雪厳寒期には、積雪や凍結などにより、消防水利の確保に困難をきたすので、市は、積雪期に対応するため、消火栓標識の整備に努める。

ウ 克雪住宅の普及等

市および県は、屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。また、市は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

(2) 緊急活動体制の整備

ア 冬期間の緊急輸送道路の確保

各道路管理者は、相互に協力して、積雪期の地震の初動活動に必要な冬期間の緊急輸送道路の確保に努める。

イ 通信手段の確保

市は、地震から通信施設の被災による通信の途絶を防止するため、情報通信施設の地震防護対策を計画的に実施する。

また、中山間地域にては、集落の長、消防団長との通信手段を確保するため、防災行政無線の携帯機又は衛星携帯電話等の整備を図る。

ウ 積雪期の避難場所、避難路の確保

市（道路維持課、防災安全対策課）は、積雪・堆雪に配慮した体系的街路を整理し、市街地の日常生活道路の除雪を計画的に実施するとともに、流雪溝・融雪施設等のネットワーク化を促進して、避難路の確保を図る。

エ 除排雪・暖房用資機材の備蓄

市は、防寒着、防寒用長靴、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボードなどの防寒・除排雪用資機材の備蓄に努める。

また、市は、電源を必要としない暖房器具、燃料等の暖房用資機材の備蓄に努める。

オ 航空輸送の確保

孤立集落からの情報収集および物資輸送については、ヘリコプターなどの航空機が最も有効な手段の1つである。市は、孤立が予想される集落又は隣接地区に、緊急離着陸ヘリポート場を確保するとともに、ヘリポート、ならびにアクセス道路の除排雪に関する連絡・実施体制を整備する。

第14節 地震対策

計画の方針

市は、地震による建築物等の倒壊、損壊の被害を防止・軽減するため、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下、「都市計画法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「建築基準法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下、「耐震改修促進法」という。）およびその他の法律に基づき、地域の特性を生かした整備手法を適切に適用し、建築物等の耐震化や不燃化の促進を図る。

また、地震時においては、ブロック塀の倒壊や建築物の外壁および窓ガラス等の落下による被害が予想されることから、所有者または管理者への指導等により、被害の防止に努める。

さらに、大規模地震では、地盤の液状化による被害が発生しており、そのメカニズムを解明し、対策を講じることが重要な課題となっている。

地震において液状化現象の発生が予想される地域にある公共施設については、適切な液状化対策を講ずることにより、被害の軽減に努めるものとし、その他の一般の建築物等については対策知識の普及を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 建築物等の耐震・不燃化	建築指導課、消防本部、防災安全対策課、各課	各施設管理者、市民
2 ブロック塀等対策	建築指導課、各課	各施設管理者、市民
3 落下物対策	建築指導課、各課	
4 液状化対策	建築課、建築指導課、各課	関係機関

1 建築物等の耐震・不燃化

(1) 秋田市耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進

秋田市では平成19年12月に秋田市耐震改修促進計画を策定（平成28年3月改定）した。この計画では市内全体の耐震化率を、住宅については平成32年度までに90%とし、多数の者が利用する一定規模以上の建築物については平成32年度までに95%とすることを目標としている。

現行の耐震基準に適合しない昭和56年5月以前に建てられた住宅・建築物について耐震化を進めるとともに、市所有特定建築物においては、平成26年度末の耐震化率97%から平成32年には耐震化率100%にすることを目標として、耐震改修を推進する。

なお、建築関係団体等との連携を図り、秋田市耐震改修促進計画の目標を達成するための施策および取組みに関する情報交換等の場として、建築関係団体・建築関係教育機関・行政

機関で構成する「秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会」を平成 20 年 5 月に設置し、住宅・建築物の耐震化を推進している。また、秋田市耐震改修促進計画の策定に係る必要事項について、庁内の連絡体制を構築し、関係課所室の協力を得て、耐震改修促進計画を策定することを目的とする「秋田市耐震改修促進連絡会議」を平成 19 年 8 月に設置している。

(2) 防災上重要な建築物の強化

ア 防災上重要な建築物の現況

防災上重要な建築物は、耐震改修促進法第 14 条第 1 号に定める特定建築物および災害時における避難、救護、応急復旧等に関する活動拠点として使用される施設であり、現在、耐震性能の強化を順次推進している。

なお、防災上重要な建築物の主な施設は、以下に示す施設である。

- (ア) 災害対策本部が設置される施設（庁舎等）
- (イ) 医療救護活動の施設（病院）
- (ウ) 応急対策活動の施設（消防署、庁舎等）
- (エ) 避難収容施設（学校、体育館等）
- (オ) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、身体障がい者社会参加支援施設等）

表 2-14-1 市所有特定建築物の耐震化の現状

(平成 27 年 3 月末現在、単位：棟)

	総数 a	新耐震 棟数 b	旧耐震 棟数 c	旧耐震棟数のうち			c のうち 除却され た棟数 g	耐震化率 (b+e+f+g) /a
				c のうち 耐震診断 実施棟数 d	d のうち耐 震性が確認 された棟数 e	d のうち 耐震改修 実施棟数 f		
学 校 等	323	143	180	154	44	107	26	99%
病 院 等	1	1	0	0	0	0	0	100%
公 営 住 宅 等	71	53	18	18	7	11	0	100%
庁 舎 等	59	31	28	21	8	6	2	80%
計	454	228	226	193	59	124	28	97%

旧耐震棟数：昭和 56 年 5 月以前に建築された特定建築物

新耐震棟数：昭和 56 年 6 月以降に建築された特定建築物

イ 防災対策

防災上重要な建築物の各管理者は、災害直後の初動時においても、できるだけ平常に近い状態で施設を使えるよう、日ごろの保守管理を徹底し、設備等施設全体について被害を予防する対策を講じる。

また、各管理者は、施設の耐震診断・点検等の実施に努め、必要な耐震補強・改修などを行うよう努める。

ウ 緊急輸送道路に面した建築物の耐震化

市は、緊急輸送道路に面した建築物の耐震化を重点的に図る。

(3) 住宅・建築物の災害予防

ア 住宅・建築物の現況

建築関係法令等の徹底により、近年の住宅・建築物の安全性はかなり高い水準に達しつつあるが、建築基準法の耐震規定の改正（昭和56年6月）よりも前に建築されたものについては、現行の建築基準法の耐震基準に適合しないものが多く存在し、地震によって、大きな被害を受ける危険性が高いと考えられるので、耐震性の強化を図る必要がある。

また、建築基準法の防火・耐火規定の改正以前に建築されたものについては、大きな被害を受ける危険性が高いと考えられるため、住宅防火診断等を行うなど広報、啓発に努めている。

イ 住宅・建築物の耐震化の促進

(ア) 特定建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市（建築指導課）は、百貨店、ホテル、劇場など多数の者が利用する一定規模以上の既存建築物について、所有者への耐震化の必要性や効果の意識啓発や、耐震診断・耐震改修に関し指導を行い、耐震性の確保に努める。

(イ) 住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市（建築指導課）は、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施していくために、所有者等の理解を求め、耐震化についての知識の普及・啓発を行う。特に、リフォーム工事や増改築時は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と併せて耐震改修を実施することのメリットについて情報提供を行い、リフォームにあわせた耐震改修の誘導を行う。

また、秋田市木造住宅耐震改修等事業を促進するとともに、制度の適宜見直しを図る。

住宅の所有者に対しては、住宅に係る所得税減税や固定資産税の減額等、耐震改修促進税制の周知を図る。

市内の火災危険区域については「木造住宅が密集している地区」と位置付け、重点的に耐震化すべき区域として、地区内の建築物の早期耐震化を計る。

(ウ) 新築および増改築の建築確認

新築および増改築される建築物については、建築確認の際に、耐震に関する法令等の周知徹底を図る。

(エ) 産・学・官の連携による耐震改修の推進

産（建築関係団体）・学（地元大学等の研究者・学生）・官（本市）が連携して、地震による人的被害や物的被害を防止・軽減させ、市民の安全・安心を確保するため、様々な施策および取り組みを、秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会の活動を中心に行っていく。

ウ 住宅・建築物の地震対策

(ア) 耐震診断および耐震改修等の指導

市（建築指導課）は、住宅・建築物の耐震性等について、耐震診断および耐震改修等

に関する事項を指導する。

- a 市民からの地震対策に関する一般的な相談には、建築指導課が当たる。また、市民からの問い合わせに応じられるよう建築関係団体の協力を得て「耐震診断相談窓口」を開設する。
- b パンフレット、リーフレット、啓発ビデオ等を活用して、住宅等の地震対策について指導する。
- c イベント等において相談会を開設することにより、耐震診断や耐震改修の促進を図る。
- d 指導に当たっては建築技術者および関係団体等の組織を活用する。
- e 個別事情により住宅の耐震改修が困難な場合、地震による建物の倒壊から人命を守ることができるよう、家具の固定など簡易な対策等について、情報提供に努める。

表 2-14-2 建築関係団体連絡先

機関名称	連絡先	住所電話	FAX
一般社団法人 秋田県建築士事務所協会中央支部	秋田市山王三丁目 1-7	865-1225	865-1293
秋田中央建築士会	秋田市山王中通 2 丁目 3-8 アトリオン 5 階	836-7850	836-7852
公益社団法人日本建築家協会東北支部秋田地域会	秋田市中通 3-3-26-408 T P S まち創り研究室	837-9670	837-9670
一般社団法人秋田市建設業協会建築部会	秋田市山王二丁目 10-4	864-0220	864-0316
協同組合あきた安心リフォーム協議会	秋田市大町二丁目 6-29	865-1411	874-9241
秋田市地質調査業協会	秋田市茨島二丁目 1-27	862-4691	862-4719

(イ) 地震保険加入の啓発

市民に対し、地震保険が被災にあった場合の生活の安定に寄与することを啓発する。

エ 空き家等の災害対策

市内の空き家等について、老朽化した危険空き家等を把握するとともに、所有者を特定し必要な措置を取るよう指導を行う。

オ 特殊建築物、昇降機の地震対策

(ア) 定期報告制度および維持保全計画の作成

建築基準法に基づき、一定規模以上の特殊建築物等およびエレベーター、エスカレーター等の昇降機について、定期報告制度および維持保全計画の作成など、その徹底を図り、維持保全に対する認識の向上に努める。

(イ) 改善指導の実施

建築物の防災性能の保持および既設エレベーターの耐震改善など、防災上必要な指導、勧告を行う。

カ 建築物の耐火性の向上

市（建築指導課、消防本部）は、建築物の新築・増改築に際して、建築基準法に基づく指導を行うとともに、次の法制度体系等を通じ、建築物の耐火性の向上に努める。

(ア) 既存建築物に対する改善指導

百貨店・旅館等の不特定多数の人が集まる特殊建築物の防災性能を適正に維持保全するため、防災、避難所等の防災査察を通じ指導するとともに、建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活用により、建築物の安全性の確保と施設改善を指導する。

表 2-14-3 建築物の現況

		昭和 56 年以前の 建築棟数	昭和 57 年以降の 建築棟数 (現行耐震建築基準に 沿って建築されたもの)
木造建物		65,327	61,125
非木造 建 物	低層（3階以下）	4,105	11,277
	中高層（4階以上）	279	432
合 計		69,711	72,834

平成 25 年 1 月 1 日秋田市資料による集計（建築面積 10 m²以上のみ）

(イ) 防火・防災対象物定期点検報告制度および自主点検報告表示制度による指導

防火・防災優良認定証および防火自主点検済証の交付に際し、建築構造、防火区画、避難階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

また、耐震性の向上を図るための指導もあわせて行う。

(ウ) 消防同意制度の活用

建築基準法および消防法の規定による消防同意制度（建築許可又は確認する権限を持つ特定行政庁等が、許可等をする前に所轄の消防長又は消防署長の同意を得る制度）を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る

(4) 家具類等の転倒防止

ア 現況

地震によって家具等が移動、転倒し、また柱や壁に掛けられた時計、装飾品等が落下して、人的被害や火災発生の原因となるおそれがあり、今後、家具類等の倒壊防止の周知徹底を図る必要がある。

イ 対策

(ア) 家具類等は、固定金具、転倒防止金具、テープ等で固定、連結し転倒を防止する。

(イ) ピアノや電気製品等はキャスタ、又は金具で移動を防止する。

(ウ) 食器類の収納に留意し、また、ガラス周辺から転倒しやすい物品を除去し、ガラスの飛散を防止する。

2 ブロック塀等対策

(1) ブロック塀等倒壊危険箇所の把握

ア ブロック塀の現況

ブロック塀等の安全性については、建築基準法に基づき指導等を行い、耐震性の確保を図っているが、既存のものについては、地震に対してぜい弱であるものが多い。

イ 倒壊危険箇所の把握

市はブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀等の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路および避難場所等に重点を置く。

(2) ブロック塀等の倒壊防止対策

ア 安全点検等の啓発

市（建築指導課）は、市民に対しブロック塀等の安全点検および耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図る。

イ 適正な設計、施行の実施

関係業界に対して適正な設計、施工を指導し、倒壊による災害を防止する。

3 落下物対策

(1) 建築物の落下物防止対策

ア 落下物の種類

地震時に落下又は倒壊し、直接的被害を及ぼす危険のある物には、以下のようなものがある。

イ ビル関連落下物

- ・ 窓ガラスの飛散
- ・ 外装材（外壁タイル、モルタル等）の剥落
- ・ ウインド式クーラー
- ・ 屋上、屋外広告物等
- ・ 天井材

(2) 市の管理する建築物

各施設管理者は、落下物の危険性の高い建物を調査把握し、窓ガラスについてはフィルムの装着又は安全ガラス化を推進していく。

また、天井の仕上げ材などの非構造部材についても、耐震性の確保を図るため各種の点検を実施し、必要な改修等を行う。

その他、落下・倒壊防止のための必要な安全対策の徹底を図る。

(3) 民間建築物等

ア デパート等多くの人が集まる施設および主要な道路等に面する建築物

市（建築指導課）は、デパート、商業複合施設、文化施設等の多くの人が集まる施設等および国道、県道および主要な幹線道路となる市道に面する建築物について、飛散防止用フィルムの装着、安全ガラスへの改修、物品等の倒壊防止、天井の仕上げ材などの非構造部材、照明器具や屋外広告物の落下防止等の対策を講ずるよう指導を行う。

イ 道路に近接している3階以上の建築物

市（建築指導課）は、道路に近接している3階以上の建築物について目視による外観調査を行うことにより、改修等の必要があると判断されたものには所有者等に通知し、調査や改修等の助言、パンフレット等の配布を行う。

4 液状化対策

(1) 液状化危険地域の分布の現況

被害想定によると、液状化の発生のおそれのある地域は、秋田港付近、旧雄物川流域、雄物川流域、旭川下流域などに分布している。

(2) 液状化予防対策

ア 建築物の液状化被害予防施策の推進

各種指針（「小規模建築物基礎設計指針」、「建築基礎構造設計指針」）を活用し、建築確認申請などの機会において指導に努める。

イ インフラ・ライフラインの整備

地震動・液状化に強いインフラ・ライフラインの整備に努める。

第15節 津波防災施設対策

計画の方針

地形上、津波の被害が予想される地域については、津波防災に関する施設の整備を推進するとともに、海拔表示などの津波防災施策を推進する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 ライフライン等の機能確保	各課	関係機関
2 海拔情報の提供	防災安全対策課、道路建設課	秋田河川国道事務所 秋田地域振興局建設部 (県)秋田港湾事務所
3 海岸保全施設および河川管理施設の整備	商工貿易振興課、道路建設課	(県)秋田港湾事務所 秋田地域振興局建設部 秋田河川国道事務所
4 港湾施設の整備	商工貿易振興課	(国)秋田港湾事務所 (県)秋田港湾事務所
5 漁港および船舶係留施設の整備	農業農村振興課	(県)秋田港湾事務所
6 緊急輸送の環境整備	防災安全対策課	各道路管理者

1 ライフライン等の機能確保

ライフラインの被災は、安否情報、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるととともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備による代替性の確保を進める。

2 海拔情報の提供

市は、津波被害軽減の対策のひとつとして、公共施設や民間事業所、標識柱等の道路施設などに海拔表示シートを設置することにより、道路利用者や市民の津波に対する防災意識の向上を図る。

3 海岸保全施設および河川管理施設の整備

(1) 施設の現況

本市の海岸の総延長は26.1kmで砂浜海岸となっている。砂浜海岸では、冬季風浪等により年々侵食されるため県では、昭和31年の海岸法（昭和31年法律第101号。以下「海岸法」という。）制定により本格的な対策工事に着工し、逐次海岸保全施設整備を推進している。

(2) 施設の整備

沿岸域における津波防災は、海岸での防御と河川津波への対策が必要である。

このため、県は、比較的発生頻度の高い津波（設計津波）を想定し、海岸保全施設や河川津波の遡上する範囲の河川管理施設の整備検討の目安となる「目指すべき堤防高」を想定し対策を推進している。また、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるようにするなど対策を講ずる。

また、海岸保全施設を整備し、津波、高潮および波浪等から海岸や後背地を保護するため、国土交通省港湾局所管の秋田港海岸では海岸環境整備事業が行われている。

市は、国および県等関係機関と連携し、各整備事業を推進する。

4 港湾施設の整備

(1) 施設の現況

秋田港は重要港湾のひとつで、外貿コンテナ航路も開設されており、その取扱量は年々増大の傾向にある。

取扱貨物量の増大に伴い、東北の拠点港として、各種港湾施設の整備拡充が進められてきており、市では、日本海側の海上輸送ネットワークの拠点となる港としてコンテナ輸送に対応する基盤整備や港湾サービスを充実し、港湾機能の整備促進に努めている。

表 2-15-1 整備現況

区分	名称	所在地	備考
重要港	秋田港	秋田市	県の物流拠点港、外航コンテナ船、長距離カーフェリーの就航

表 2-15-2 公共岸壁の整備状況 (単位：バース)

水深 名称	-13m	-12m	-10m	-9m	-8m	-7.5m	-5.5m	-5m	-4.5m
秋田港	2	1	8	1		5	2	1	2

(2) 施設の整備

ア 港湾設備

港湾における津波防災は、施設の利用継続と背後地を守る対策が必要である。このため、県は、比較的発生頻度の高い津波を想定し、既存施設への影響の確認と対策を推進するとともに、粘り強く機能を発揮できるようにするなどの対策を講ずる。

イ 施設の安全管理の内容

各種計画等に基づきオイルフェンスや油処理剤などの資機材を整備している。

また、港湾管理者は、災害発生後の応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

ウ 避難対策施設等

(ア) 津波来襲時に備え、一時避難を考慮した築山等を港湾緑地内に設置するよう努める。

(イ) プレジャーボート等の小型船舶の適切な保管・管理に努める。

(ウ) 港湾取扱貨物の流出に備え、必要な資機材を準備するとともに、関係機関との連絡を密にし、適切に対処する体制を整える。

(エ) 港湾内に、オープンスペースを確保し、生活緊急物資保管用地、応急復旧資機材用地等とする。

5 漁港および船舶係留施設の整備

(1) 施設の現況

市内には指定された漁港はないが、秋田県漁業協同組合秋田支所が存在しており、雄物川河川敷地内に9,575㎡を要する漁船舶係留施設が設置されている。

(2) 施設の対策

津波災害時における船舶の被害を防止するため、十分注意を図るよう指導する。

6 緊急輸送の環境整備

県は、災害時の緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路を指定し、これに基づいた「緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、道路の新設や防災拠点の移動などの状況の経年変化や最新の津波浸水区域などの被害想定調査結果を考慮する等、必要に応じて適宜見直しを行うこととしている。

市は、この計画に基づき緊急輸送道路を指定している。

警察署は、緊急輸送道路における交通信号機等の地震対策および停電対策、交通管制施設の整備を行う。

第16節 安全避難の環境整備

計画の方針

市は災害が発生した場合に市民が安全に避難できるよう、避難場所の確保や避難誘導體制の整備を推進し、安全避難の環境整備に努める。

また、平常時から安全な避難場所、災害危険箇所等の所在等を市民に周知徹底するとともに、自主防災組織等の協力を得ながら避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））の伝達体制を確立して、避難の安全・迅速・円滑化を図る。

なお、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることから、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するために、一時的な津波避難所、避難路等の確保等、避難体制の整備を推進するとともに、自主防災組織および近隣者等の連携した避難の重要性について市民へ周知徹底を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 避難情報の発令	防災安全対策課、消防本部	各警察署
2 避難誘導體制の整備	各課	自主防災組織 各警察署
3 避難場所および避難所等の指定・整備	防災安全対策課、福祉保健部 各課	
4 避難所開設・運営体制の整備	防災安全対策課、生活総務課、 福祉総務課、秋田市保健所	
5 災害ハザードマップの作成・活用	防災安全対策課	
6 津波避難計画の策定	防災安全対策課	
7 避難所外の避難者への支援	防災安全対策課、秋田市保健所	
8 応援体制の整備	消防本部	

1 避難情報の発令

市は、発生した災害の規模、又は発生が予想される災害を前提に、迅速で安全な市民の避難又は避難誘導を確保するため、避難情報を発令し、関係機関および市民に周知する。

(1) 避難情報の種類

市は、災害種別毎に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告および避難指示（緊急）の発令基準などを設定する。

ア 避難準備・高齢者等避難開始

「避難準備・高齢者等避難開始」は、高齢者や障がい者、乳幼児等の要配慮者、特に避難行動に時間を要する居住者等が立ち退き避難を開始しなければならない時期に発令する。

イ 避難勧告

「避難勧告」は、通常の避難行動が可能な居住者等が立ち退き避難を開始しなければならない時期に発令する。

ウ 避難指示（緊急）

「避難指示（緊急）」は、現在の切迫した状況等から、人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況、もしくは、一部地域等で人的被害の発生した状況で発令する。

(2) 屋内安全確保等の指示

指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると居住者自ら判断した場合には、指定緊急避難場所以外の「近隣の安全な場所」への避難や、屋内の上層階や山や崖から離れた場所への移動等として、屋内安全確保を行うよう避難情報に併せて指示する。

(3) 避難情報に合わせて伝達する事項

ア 避難の理由（災害種別・規模・二次災害のおそれ等）
イ 避難対象地域、又は地区の範囲
ウ 避難情報の発令時刻
エ 避難場所、避難所（施設）、必要に応じて避難経路（浸水などで道路が通れない場合）など

(4) 伝達文の工夫

伝達文は、「お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子どもがいらっしゃる方など避難に時間のかかる方と、その支援をする方」などと対象者を明確にするとともに、「〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。」などと迫っている脅威が伝わりやすい伝達文をあらかじめ作成・準備しておく。

(5) 避難解除

避難の必要がなくなったとき、避難の解除を通知する。

(6) 避難情報の伝達手段

ア 伝達手段の整備

広報車、津波警報サイレン、秋田市災害時情報提供システム（防災ネットあきた）、FAXなどの様々な伝達手段の整備を図る。

なお、情報の伝達は、一般市民、要配慮者、観光客などが容易に理解できるよう正確で簡潔、かつ明朗な表現となるよう努める。

イ 伝達体制の整備

警察、消防職員、自主防災組織や地域コミュニティ団体などの連絡責任者を定めておくなど、避難情報の伝達体制の整備に努める。

(7) 避難者の優先順位の設定

避難者の状況を的確に判断し、緊急を要する者から避難する。この際、要配慮者の早期避難に資する情報提供に配慮する。

2 避難誘導体制の整備

市が現在指定している避難場所については、避難場所標識の設置や、避難場所案内板・避難場所誘導標識を主要な場所に設け、災害時における避難誘導体制の整備に努めている。

また、津波浸水想定区域内に、一時的な津波避難所の指定や津波避難場所標識の設置、海拔表示などにより、沿岸部における津波避難対策を講じている。

(1) 避難誘導の実施方針

避難誘導体制の整備については、以下に示す避難誘導の実施方針に基づいて、より適切なものとなるよう検討し推進する。

ア 広域的な災害により避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））が発令された場合、市は警察・消防等と連携し避難誘導を行うが、市民も身の安全を図るため、自主的に最寄りの「指定緊急避難場所、避難所、広域避難場所」又は公園、空き地等の安全区域に避難する。

イ 広域的な災害により避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））が発令された場合、市は対象とする区域へ職員を派遣し、避難すべき方向および避難先の指示伝達を行う。その際、警察、消防および自主防災組織等の住民組織と協力して、可能な限り、一定の地域又は自主防災組織等单位に住民を集合させた後、そのつど指定された「広域避難場所」等に誘導する。

ウ 市長は、避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））を発令する場合、最も安全に避難できる方向、場所等を指示するために必要な災害状況について、警察署長および消防長に意見を求めることができる。

エ 消防は、避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））を市が発令する場合には、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路および消防隊の運用等を勘案し、最も安全な避難方向を市長、警察署長等に連絡する。

オ 警察は、避難路等の要所に誘導のための警官を配置し市民の避難誘導に当たる。

カ 市、警察署、消防署、自主防災組織および市民は、要配慮者の避難に配慮する。特に、交差点や橋梁・トンネル等の混雑予想地点においては要配慮者の優先的な避難誘導に努める。

キ 市は、特別警報が発表された場合、市民に対し、ただちに命を守る行動をとり、身を守るために最善を尽くすよう、指示伝達を行う。

(2) 標識等の整備

ア 避難場所周辺の安全性の確保

市（防災安全対策課）は、避難場所・避難所および広域避難場所周辺について、秋田市防災カルテをもとに安全性の検討を行い、見直し整備を推進する。

イ 避難場所標識の整備

市（防災安全対策課）は、避難場所標識の維持管理を行うとともに、避難を表す図記号（ピクトグラム）を国際標準化機構（ISO）又は日本工業標準規格（JIS）に沿ったものとし、外国語表記も加えた標準化された新デザインの標識への更新を推進する。

ウ 避難場所誘導標識の整備

市（防災安全対策課）は、避難場所誘導標識の維持管理を行うとともに、外国人等を含めた要配慮者への配慮等をも含め、表示内容の再検討を行い、分かりやすい標識の整備・増設を推進する。

エ 避難場所案内板の増設

市（防災安全対策課）は、多数の人が集まる場所を中心として整備を行っているが、外国人や旅行者等、地理不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている市民に対しても避難場所としての周知を果たすものであることから、適切な設置・整備に努める。

(3) 避難誘導體制の確立

ア 状況判断基準等の確立

市（防災安全対策課、消防本部）は、災害時において、地域ごとの状況等について迅速に把握し、また、関係機関・隣接地区との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進め、災害種別ごとに、避難勧告、避難指示（緊急）等を適切に発令するための判断基準等のマニュアル等を整備する。

イ 主要道路の安全化

市（道路維持課）は、避難路となる主要道路を災害から防護するため、主要道路の安全化を図る。

ウ 避難先の安全確保

(ア) 施設管理者との協議

市（防災安全対策課、福祉総務課）は、避難した市民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設の整備、災害時の運用方法について、あらかじめ協議を行う。

(イ) 避難場所等の安全化

市（消防本部）は、避難場所・避難所および広域避難場所の安全確保に努める。

(ウ) 情報通信手段の整備

市（各課、防災安全対策課）は、状況に応じた適切な対応が速やかに行えるよう、避難所等に災害時優先電話、FAX、インターネット等の情報通信手段の配備を進める。

エ 避難誘導體制の整備

各警察署は市民・来訪者の広域避難場所への円滑な誘導を行うため、地域の実態や被害状況に即した避難誘導體制・誘導方法の整備について調査・研究し、災害時に備える。

オ 広報活動の推進

各警察署は、大規模災害発生時の避難者の円滑な避難行動と、消防車・救急車等の緊急車両の通行を確保するため、平素から広報活動を通じ車両運転者に対して災害発生時における運転者のとるべき措置の周知徹底に努める。

カ 津波災害に対する避難体制等の確立

(ア) 市民の避難体制の整備

- a 市（防災安全対策課）は、市民が迅速な避難行動をとれるよう、広報あきたや津波避難計画、津波ハザードマップなどを活用した啓発により、避難の心構えや各地域の一時的な津波避難所、主な避難路（避難方向）等を周知する。
- b 市（防災安全対策課）は、自主防災組織や管轄の警察署との協力のもとに、避難者・避難世帯や要配慮者の把握、応急救護活動が行える体制を整備する。
- c 市民は、日頃から自主防災組織や町内会等の研修会や訓練に参加し、地域ぐるみの避難体制の強化に努める。

(イ) 海岸利用者の避難誘導手段

市（商工貿易振興課）は、港湾地区の定期フェリー、大型クルーズ船および商業施設等を利用する観光客ならびに海水浴客等の入込み状況を把握し、現地の地理に不案内の者が多数利用する施設の管理者、事業者およびその地域の自主防災組織等とあらかじめ津波発生時の避難誘導等について協議・調整を行い、情報伝達および避難誘導の手段を定める。

(ウ) 津波避難誘導標識等の整備

市（防災安全対策課）は、津波避難誘導標識等の維持・管理を行うとともに、浸水区域内の市街地はもとより、港湾地区での地理不案内の観光客等に配慮した標識等の整備を推進する。

(エ) 避難誘導に関する行動ルール

消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導についての行動ルールを定める。

(オ) 津波避難ビルの開設体制の整備

津波避難ビル等は、避難が特に緊急を要することから、可能な限り、市民が素早く簡易に避難できる場所とするが、夜間等、施錠されているビル等の開設は、あらかじめ近隣住民に鍵の管理を委託し、直ちに津波避難ビルの開設ができるように体制を整備する。

3 指定緊急避難場所および指定避難所の指定・整備

災害が発生するおそれがある場合や発災した場合、危険を逃れるために避難する市民を受け入れる場所を確保するとともに、住居等を喪失した者に対しては、収容保護を目的として施設を提供することが必要である。このため、市は、災害別の指定緊急避難場所および指定避難所をあらかじめ指定し、その整備を行うとともに、周知を図る。さらに、地域の状況等に応じ、

適宜、指定緊急避難場所・指定避難所を加除していく。

なお、指定緊急避難場所は、災害の種類毎に指定することから、災害によっては最寄りの指定緊急避難場所が異なることをあらかじめ地域住民に周知をする。また、指定緊急避難場所が指定避難所を兼ねる場合についても、同様に周知する。

(1) 現況

避難場所および避難所については、具体的に定めるとともに継続的にその見直しを行い、市民に対する周知徹底と避難情報の伝達体制の確立に努めている。

(2) 避難場所および避難所の指定

ア 避難場所

災害発生後の避難場所として、小・中・高等学校・高等専門学校のグラウンドおよびおおむね0.25ha以上の面積を有する都市公園について、あらかじめ指定している。

ただし、災害の状況や積雪によっては、これに該当しない公共の施設であっても一時の避難場所として指定・開設することができるものとする。

<指定の要件>

- (ア) 各地区で予想される災害に対して安全であること。特に浸水想定区域を避け、また、火災や地震時等の大災害を予想してできるだけ木造密集市街地から300m以上離す。
- (イ) 面積は、収容人員一人当たり原則として2㎡以上とする。この際、昼間人口も考慮する。
- (ウ) 避難場所には努めて給水施設を整備する。
- (エ) 地域住民の集結場所として消防救護活動等の防災活動の拠点となる空地を必要に応じ配置する。

◆資料編 25-1 指定緊急避難場所一覧表

イ 広域避難場所

災害発生後、火災の延焼拡大などにより避難場所が危険な状況になった場合の二次避難の場所として、面積がおおむね10ha以上の公園等5箇所を、広域避難場所として指定している。なお、広域避難所の指定の基準は、以下のとおりである。

- (ア) 木造密集市街地から300m以上離れていること。
- (イ) 面積は収容人員一人当たり原則として2㎡とする。
- (ウ) 敷地内に建物がないことが望ましいが、ある場合は原則として耐火造建築物とする。

◆資料編 24-6 指定拠点施設一覧表

ウ 指定避難所

市（防災安全対策課）は、火災や家屋の倒壊等により居住場所を確保出来なくなった者の収容保護を目的として、地震被害想定結果を参考に安全な場所を考慮し、市内に避難所をあらかじめ指定している（指定避難所）。

指定避難所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、小・中・高等学校、大学、各種学校、市民サービスセンター、コミュニティセンター等の公共建築物とする。

なお、小集落が点在し、指定避難所までの距離がやや遠くなる地域については、集落ご

とに集会場、公民館、寺院等を指定緊急避難場所として活用し、これを經由して指定避難所へ避難する。

指定避難所には、太陽光発電等の導入を行い、停電が発生した場合でも施設の入り口を分かりやすくする。

また、災害時には旅行者をはじめとする配慮を要する者に対し、民間の宿泊施設などを一時的な滞在先として利用する必要が発生することも想定される。市は、関係機関と協定を締結するよう努める。

指定避難所については、耐震化など避難者の安全を考慮し、適宜、見直しを行う。また、指定避難所への非常用電源の計画的な整備および燃料の確保を図る。

◆資料編 25-2 指定避難所一覧表

エ 福祉避難所

市は、各福祉関係施設と「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」を締結し、高齢者や障がい者等、避難所での共同生活が難しい要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設をあらかじめ指定する。また、避難所の一部（学校においては、独立した教室等）を福祉避難室として利用することもできる。

<指定の要件>

- (ア) バリアフリー化している施設など、要配慮者の生活に支障が少ないよう整備された施設であること。
- (イ) 生活相談職員等必要な人員の確保という観点から（老人福祉センターや特別支援学校等の）既存施設を活用。

オ 一時的な津波避難所（津波避難ビル等）

(ア) 指定

市（防災安全対策課）は、県の津波浸水想定等に基づき、地震発生から津波到達までに時間的余裕のない地域においては、津波が到達する前にできるだけ短時間に避難が可能となるよう、一定の要件を満たす、公共施設や民間が保有する中・高層建物および高台等を、一時的な津波避難所として指定しており、実情に合わせて見直しを行う。

また、津波に伴う避難は長時間に及ぶ場合があることから、津波避難所には十分な収容力を確保する。

(イ) 津波災害警戒区域指定の場合

津波災害警戒区域が指定された場合等においては、必要に応じて、警戒区域の住民数を考慮した一定の条件を満たす指定緊急避難場所や、安全な場所で滞在可能な指定避難所を指定する。

(3) 避難路の選定

避難路は、避難所や避難方向、危険箇所等を示す各種災害ハザードマップ等を参考に、地域住民が地域の実情に合った災害別の避難路・避難経路を事前に確認し、選定するものとする。

なお、避難路となりえる道路については、津波災害、水害、土砂災害および建物倒壊等に加え複合定期的な災害を考慮した避難路の確保、整備に努める。

(4) 避難場所および避難所等の周知徹底

避難場所および避難所等は以下の方法により周知する。

- ア 避難場所および避難所等には明示標識を設置し、周辺には案内板や誘導標識を設置する。
- イ 防災カルテの活用や市の広報紙および各種会合等あらゆる機会を通じて周知する。
- ウ 訓練等を通じ、現場を確認させる。

(5) 避難所の耐震不燃化

市は、平常時より建物の耐震診断および耐震改修を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で昭和 56 年以前に建築された建物については診断を実施し、必要に応じて補強に努める。

(6) 避難所等における備蓄物資および資機材等の整備

市（防災安全対策課）は、避難所等に必要な食糧および資機材等をあらかじめ整備し、又は必要な時、直ちに配備できるよう準備に努める。主なものは、次に示すとおりである。

＜主な備蓄物資および調達資機材品目＞

1 食糧、飲料水	2 生活必需品
3 ラジオ	4 通信機材
5 放送設備	6 照明設備(非常用発電機を含む)
7 炊き出しに必要な機材および燃料	8 給水用機材
9 救護所および医療資機材	10 物資の集積所
11 シート、テント等	12 簡易トイレ
13 工具類	14 冷風機等暑さ対策用品
15 非常用電源の燃料	16 暖房器具および毛布等寒さ対策用品
17 紙おむつ・生理用品	18 マスク、消毒液

(7) 協力体制の整備

大規模災害など甚大だが被害が市内に限られるような災害が発生した場合には、避難所の開設について、近隣市町村等との相互利用および相互応援ができることが望ましい。

このため、災害時に近隣市町村やその他関係機関と連携が図れるよう協力体制を整備しておく。

4 避難所開設・運営体制の整備

(1) 避難所運営マニュアルの整備

市（防災安全対策課、生活総務課、福祉総務課）は、緊急時の避難所開設・運営を円滑に行うために、避難所および福祉避難所の開設・運営マニュアルを整備する。

マニュアルの整備は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）」

に添ったものとする。

(2) 市民との協働による避難所運営訓練の実施

市（防災安全対策課、生活総務課）は、緊急時の避難所運営が自治組織や自主防災組織を主体に円滑に行われるよう、市民との協働による避難所運営訓練を計画的に行う。また、訓練の検証結果を踏まえ、避難所の開設・運営マニュアルの見直しを行う。

(3) 避難者の健康管理

市（秋田市保健所）は、避難者又は在宅避難者の健康管理を確保するため、保健師等による避難所等の巡回健康相談等を実施する体制を整備する。

(4) 女性や高齢者等の視点から捉えた避難者対策

市は、女性や高齢者等の視点から捉えた避難誘導や避難所における運営・管理等の必要な支援について配慮するとともに、避難訓練などにおける女性や高齢者等の参加を推進する。

5 災害ハザードマップの作成・活用

市（防災安全対策課）は、洪水、土砂災害、津波に対する災害ハザードマップを作成し、市民に各災害の危険性を正しく認識してもらうため、市ホームページで公開している。

(1) 洪水ハザードマップ

市（防災安全対策課）は、台風や豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、国や県によって作成された浸水予測図に基づき、雄物川、新城川、草生津川、旭川、太平川、猿田川、岩見川の洪水ハザードマップを作成している。

今後市は、国や県の浸水想定 of 修正に伴い、洪水ハザードマップの逐次更新を行う。

また、市民に水害の危険性を正しく認識してもらうため、災害ハザードマップを市ホームページで公開するとともに、防災講話や自主防災リーダー研修会を通じ、浸水想定区域等の周知徹底を図る。

(2) 土砂災害ハザードマップ

市は、土砂災害ハザードマップを作成し、各地域に特有な土砂災害の形態を考慮して、避難基準、ならびに避難路、避難場所および避難所を定めている。

また市は、市民に土砂災害の危険性を正しく認識してもらうため、土砂災害ハザードマップを危険区域の世帯への配布や市のホームページで公開している。また、防災講話や自主防災リーダー研修会を通じ、土砂災害警戒区域等や警戒避難体制の周知徹底を図る。

(3) 津波ハザードマップ

市は、県の津波浸水想定を踏まえ、浸水の範囲や深さ、一時的な津波避難所、海拔、主な避難路（避難方向）などを地図に表した津波ハザードマップを作成している。

また市は、市民に津波の危険性を正しく認識してもらうため、津波ハザードマップを市のホームページで公開・全戸配布するとともに防災講話や自主防災リーダー研修会を通じ、浸水想定区域等の周知徹底を図る。

6 津波避難計画の策定

市は、基本事項を記載した津波避難計画を策定するとともに、地域ごとの津波避難計画の策定を全面的に支援する。

(1) 津波避難計画の基本事項

市（防災安全対策課）は、市民の安全避難に資するため、津波避難計画の基本事項を次のとおり定める。

- ア 津波浸水想定区域図（津波ハザードマップ）
- イ 避難対象地域（津波浸水想定区域と同様）
- ウ 一時的な津波避難所等、避難路（避難方向）、避難所
- エ 初動体制
- オ 避難方法
- カ 避難誘導等に従事する者の安全確保
- キ 津波情報の収集・伝達
- ク 避難指示（緊急）の発令基準
- ケ 津波対策の教育・啓発、避難訓練

(2) 地域ごとの津波避難計画等

地域住民は、自主防災組織との連携により、次の事項に留意して、地域の実情に添った学区や町内会等を単位とする津波避難計画等（防災避難マップ等）の策定に努める。その際、要配慮者の避難について配慮する。

- ア 一時的な津波避難所等、避難路（避難経路）、避難所
- イ 避難方法（車両使用の可否など）
- ウ 避難誘導員
- エ 避難指示（緊急）の伝達方法

7 避難所外の避難者への支援

市は、避難所以外（在宅、町内集会所、車中、テント等）に避難している者に支援を行えるよう、避難者からの情報収集等をとおして避難所外避難者の状況の把握や食料および生活関連物資等の供給、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達に必要な体制の整備に努める。

特に車中泊の被災者には、エコノミークラス症候群予防のため、健康相談や保健指導の実施に努める。

8 応援体制の整備

(1) 広域消防相互応援の要請および受入れ

大規模災害時に相互に応援活動を行うため、消防本部は、県内広域消防相互応援協定および近隣の消防本部との相互応援協定に基づく応援部隊の要請・受入れを円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理および指揮が行えるよう体制を整備する。

(2) 緊急消防援助隊の要請および受入れ

消防本部は、秋田県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れおよび指揮が行えるよう体制を整備する。

◆資料編 19－1 秋田県緊急消防援助隊受援計画

第17節 帰宅困難者対策

計画の方針

大規模災害が発生した際には、多くの人が市内外で帰宅困難になることが予想されることから、市は市民に対し、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を、県および関係機関等と連携し、実施していく。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 広報および啓発	防災安全対策課	
2 帰宅困難者支援体制の整備	防災安全対策課、秋田市民交流プラザ管理室、交通政策課	交通事業者

1 広報および啓発

(1) 市民への広報および啓発

市は、むやみに移動を開始しないことや帰宅困難となった場合の安否確認方法等について、平時から広報に努める。

(2) 学校および事業所への啓発

市は、公共交通機関を使用している学生の在籍している学校や、事業所等に対し、帰宅困難者の施設内待機とそのための食料等の備蓄の啓発を行う。

2 帰宅困難者支援体制の整備

(1) 一時的に滞在できる施設の確保

市は、主要駅や空港、大型商業施設等の周辺において、帰宅困難者が一時滞在施設として利用できる公共施設や民間事業所の確保に努める。

(2) 公共交通機関運行状況等の情報提供

市は、帰宅困難者に対し、交通事業者と連携して、公共交通機関運行状況等の情報提供に努める。

(3) 民間事業者との協力体制の整備

市は、各公共施設のほか、銀行・コンビニ店舗などを徒歩帰宅者の一時休憩所とすることや、水、電源等の提供による徒歩帰宅者支援体制づくりに努める。

(4) 交通機関による対策

交通事業者は、帰宅困難者に対する広報等のほか、関係機関における協力体制の構築や複数通信手段使用の訓練など、帰宅困難者支援体制を整備するよう努める。

第 18 節 孤立集落対策

計画の方針

市は、土砂災害や水害、なだれ、地震災害、津波災害等による孤立想定集落を把握し、孤立想定集落の予防対策として道路・橋梁の耐震化、橋梁、通信施設など公共施設の改修又は防護対策、道路バイパスの整備、地すべりやなだれ発生危険箇所などの災害危険箇所における危険防止対策等を計画的に実施する。

さらに、人口の減少が著しく急速に高齢化が進む中山間地の集落については、生活状況の把握に努めるとともに、これらの実態を踏まえたきめ細やかな対策を行う。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 孤立想定集落の把握	防災安全対策課	
2 予防対策	防災安全対策課、道路維持課	秋田地域振興局、 NTT東日本、東北電力(株)
3 孤立発生への備え	防災安全対策課、消防本部	

1 孤立想定集落の把握

迂回路のない集落について周辺の集落・避難所等と接続する道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落（地域）は、平成 30 年現在で 10 箇所確認されている。なお、今後も孤立する可能性のある集落（地域）について、被害想定等に基づいて事前の把握に努めていく。

◆資料編 33－1 孤立想定集落一覧表

2 予防対策

(1) 市民への周知

土砂災害危険箇所、土砂災害前兆現象、なだれ発生危険箇所、避難方法等を土砂災害ハザードマップの配布等により市民へ周知する。

(2) 交通路の確保

ア 道路網の整備

市は、土砂災害や水害等により交通が遮断されることによって孤立状態となることが想定しうる地区について、地すべり・がけ崩れ防止や堤防強化などを実施し、幹線道路や集落へのアクセス道路網の整備を推進する。

イ 危険箇所の巡視

秋田地方気象台が「記録的短時間大雨情報」や「土砂災害警戒情報」を発表した場合、大雨に伴う水害や土砂災害の発生する危険性が高まっていると考えられるので、危険箇所の巡視を行う。また、大雪警報が発表されたときは、なだれの発生を想定し、土砂災害危険箇所、なだれ危険箇所および周辺地域の巡視を強化する。

ウ 迂回路の確保

巡視により、土砂くずれ、冠水、なだれ等を確認した場合、又は土砂災害等が発生するおそれがある亀裂などを確認した場合は、関係機関と連絡調整し、二次災害の防止対策を実施するとともに、迂回路の安全を確保するための巡回・点検を実施する。

エ 孤立集落が確認された場合

迂回路が確保できない場合、さらに通信が被災し連絡手段が絶たれ集落の孤立を確認した場合は、県消防防災ヘリコプターによる被害情報収集、連絡・支援体制を整備する。

(3) 通信手段等の整備

ア 通信機器の整備

市は、一般電話施設の被災による通信の途絶を想定し、他の通信手段の確保が困難な中山間地においては、災害に強い衛星携帯電話機などの通信機器を整備する。また、通信機器に安定した電力を供給するために必要な自家発電機の整備と燃料の備蓄に努める。

イ 通信施設の整備

電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替通信施設の整備に努める。

(4) 電力の確保

ア 発電機の整備

市は、小型可搬型自家発電機の計画的な整備について検討する。

イ 電力施設の整備

電力事業者は、停電の早期復旧を図るとともに、停電の長期化を想定し、移動自家発電機などの配備に努める。

(5) 協力・連携体制の整備

土砂災害やなだれ、地震災害、津波災害等により孤立集落が発生した場合、市は、円滑に県や自衛隊、消防機関等の関係機関と協力体制の確立を図れるよう、平常時から関係機関との協力体制を整備する。

また、近隣集落間での人的交流による情報の伝達や共有体制を強めるとともに、アクセス可能な集落間での応援体制の構築に努める。

3 孤立発生への備え

(1) 集落内ヘリポート適地の確保

県の消防防災ヘリコプター等により、救急患者が発生した場合の患者搬送、住民の救出、物資の補給などを実施するため、市は、孤立集落内にヘリポート適地を確保する。

第19節 要配慮者等の安全確保

計画の方針

近年の災害では、自力で避難することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦や日本語での災害情報が理解できにくい外国人および地理に不案内な旅行者など何らかの介助や支援を必要とする方々（要配慮者）への配慮の必要性が強く認識されている。

これら要配慮者の安全確保のため、市は地域住民、自主防災組織および福祉・ボランティア団体等の協力のもと、平常時における地域の要配慮者の実態把握と災害時における情報の収集伝達および避難誘導などの支援対策の確立に努める。

また、市および要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から要配慮者を守るため、情報伝達、避難誘導、避難収容等において各種対策を実施し、災害時の安全の確保に努める。

基本的な考え方

- 1 地域住民は「要配慮者等」の問題を他人事ではなく、自ら担うべき課題として、行政との相互協力により解決することを認識する。
- 2 地域住民は、日頃から、地域内の要配慮者の所在と状況の把握に努める。
- 3 地域住民は、要配慮者等が自ら避難行動能力の向上に努められるよう日頃から支援する。
- 4 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保を日ごろから手当てしておく。
- 5 地域住民は、地域の実情に応じた必要な資機材を日ごろより検討し、準備する。
- 6 市は、以上5点につき、自主防災組織等を通じ地域住民に対して現況および必要な改善策を示し、地域の課題とするよう問題提起する。
- 7 市は、地域の検討した対策の実施に必要な支援、指導等を行う。
- 8 市は、介助を必要とする避難行動に対して、支障となるような要素の有無を調査し、要配慮者等とそうでない市民とが共生できるよう、必要な施策を計画的かつ総合的に推進する。
また、地域の要望に応じて、支障となる要素の解決に努める。

以上のような特別な配慮に基づいた施策の実施に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 福祉のまちづくり	防災安全対策課、福祉総務課、 関係各課	秋田市社会福祉協議会 自主防災組織
2 避難に関する配慮	防災安全対策課、福祉総務課	施設等管理者、自主防災組織
3 社会福祉施設等における 対策	防災安全対策課、福祉総務課、 障がい福祉課、長寿福祉課、 介護保険課、子ども総務課、 子ども育成課、保健総務課	施設等管理者、自主防災組織
4 在宅で避難行動や避難生 活に支援の必要な市民の対 策	防災安全対策課、福祉総務課、 長寿福祉課、各市民サービス センター	自主防災組織、民生委員・児 童委員
5 外国人および旅行者等の 安全確保対策	防災安全対策課、企画調整課、 市民課、観光振興課	自主防災組織、 観光施設管理者

1 福祉のまちづくり

(1) 福祉のまちづくりの方針

市は、要配慮者に配慮したハード、ソフト両面における社会環境の整備を積極的に行い、福祉のまちづくりに努める。

災害発生時における被災者の救出、救援については、家族、地域住民等近隣の相互扶助による自主的活動が不可欠であることから、市は地域住民による自主的な防災活動の主体となるべき自主防災組織等の育成強化に努める。

(2) ユニバーサルデザイン化の促進

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤の整備などをはじめ、都市施設全般のユニバーサルデザイン化を促進して「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー新法」という。）に沿って、指導・啓発に努める。

(3) 行政と地域住民およびボランティア等との協力体制の整備

広域にわたって被害をもたらす災害においては、行政が対応できる範囲に限界が生じるため、地域の住民やボランティア等と協力し、一体となって要配慮者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。したがって、市は、施設等管理者、近隣住民、自主防災組織等の協力やボランティア等とのネットワークにより、平常時から要配慮者を地域で支える体制を整備し、災害時にもその体制のもとに要配慮者を支援していく。

2 避難に関する配慮

災害発生時における要配慮者の避難については安全かつ的確な対応が不可欠であり、市は要配慮者の特性に応じた避難誘導、災害情報の伝達および避難生活などにおける支援体制の整備を図る。

(1) 要配慮者の実態把握

市は、要配慮者について、災害対策基本法における避難行動要支援者名簿にあたる避難支援対象者名簿（同意方式による）や災害対策基本条例に基づく要援護者把握用リストを作成し、自主防災組織や町内会等の単位ごとに把握しておく。把握した内容については、プライバシーに十分配慮する。

なお、緊急時はすべての避難支援対象者の安否確認が必要となるため、市が所有する要配慮者情報を開示し、自主防災組織、町内会等の地域関係者と連携して安否確認を行うための連絡体制の整備を行う。

(2) 避難誘導

ア 市、施設等管理者および関係機関は、要配慮者の特性に基づき、避難時に予想される特別の困難な事情に配慮した防災教育を行う。

イ 市、施設等管理者および関係機関は、家族の役割を啓発し、登録支援者、町内会等および自主防災組織等が平常時から近隣の要配慮者の実態把握を行い、緊急時に的確な避難誘導ができる体制の確立に努める。

ウ 市は、要配慮者の家族や登録支援者が自主防災組織などの地域コミュニティ団体などと、綿密な連携を取るための連絡体制の整備に努める。

エ 市は、要配慮者が避難時において必要な介護および対応などについて、パンフレットや広報紙等により、地域住民への周知に努める。また、防災訓練においては、要配慮者のための情報伝達、ならびに避難誘導訓練などを実施し、提起された課題に対応できる体制の整備に努める。

オ 市は、本市における要配慮者対策の基本的な考え方をまとめた「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」（平成27年3月改定）を策定している。また、プランに基づき、災害対策基本法における避難行動要支援者名簿にあたる避難支援対象者名簿や災害対策基本条例に基づく要援護者把握用リストを作成している。引き続き、自主防災組織および町内会等が実施主体となる個別避難支援プランの作成など、地域の避難支援体制構築を支援していく。また、要配慮者に対する情報伝達ルート確保に努める。

(3) 災害情報の伝達

市、施設等管理者および関係機関は、避難生活にある要配慮者の精神的、身体的および社会的特性に配慮した災害情報などの的確な伝達手段の確立に努める。

聴覚障がい者に対してはEメールやFAXにより、視覚障がい者には携帯電話等により防災情報を配信する。

(4) 避難生活

市、施設等管理者等および関係機関は、要配慮者の避難生活の安全を確保するため、避難収容施設の設備の改善に努めるとともに、介護および生活必需物資の提供などについては、要配慮者の特性に配慮した対応に努める。また、避難所開設・運営マニュアルの作成過程、避難訓練、検証などの場においても要配慮者の参画等により様々な視点の導入に努める。なお、避難行動要支援者名簿、要配慮者把握用リストに基づき、避難誘導された要配慮者については、名簿・リストの情報とともに避難所運営担当者や要配慮者用窓口要充分引き継がれ、必要な支援が受けられるよう配慮する。

ア 避難所生活への配慮

要配慮者の避難生活を支援するため、次の事項に配慮する。

- (ア) 避難所のバリアフリー化や男女のニーズの違いに配慮した対応ができるよう施設・設備のユニバーサルデザイン化を念頭に置いた避難施設の改修ならびに設備改善に努める。
- (イ) 食事および生活関連物資の配分等において、要配慮者の視点で捉え、食物アレルギーを持った人への原因物質除去食品、腎臓病患者への低たんぱく質食品の備蓄などに努める。
- (ウ) ホームヘルパーや民生委員・児童委員などとの協力体制の確立・整備に努める。
- (エ) 災害時には避難施設において避難生活を共にする住民との相互扶助の体制づくりに努める。

イ 福祉避難所の設置

市は、要配慮者の避難を想定し、避難所における福祉避難所の設置についてマニュアル化するとともに、各福祉関連施設と「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」を締結し、「福祉避難所（要配慮者のための配慮がされた避難所）」を指定する。福祉避難所はバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談員等必要な人員の確保が期待される施設とする。福祉避難所開設の際は、避難所同様、食糧等の物資支援を行う。

また、個別避難支援プランの作成を通じて、福祉避難所を活用することが想定される要配慮者の大まかな状況を把握するとともに、平常時から地域包括支援センターや施設等管理者との連携やホームヘルパー、民生委員・児童委員等の協力体制を確保するとともに、災害時の避難収容施設における共同の避難生活にある住民の相互扶助の体制づくりに努める。

ウ 要配慮者用窓口の設置

各避難所内に要配慮者用の窓口を設置し、相談対応（保健・福祉関係者、民生委員・児童委員など）、情報伝達、支援物資の提供等を行うため、平常時から関係者に対する訓練・研修を実施する。なお、窓口には女性や乳幼児の要望把握を行うため、女性を配置するとともに、介助者の有無や高齢者、障がい者の種類・程度に応じた優先順位を付した対応を行う。

(5) 地域との協調体制

施設等管理者は、市および関係機関と調整し、災害時における防災組織体制の整備を図るとともに、町内会等、自主防災組織等地域住民との協調体制の確立に努める。

3 社会福祉施設等における対策

施設等管理者は、行政および関係団体等と調整のもと、災害予防や初動体制を適切に実施するため、平常時から緊急時における防災組織体制の整備を図るとともに、町内会等、自主防災組織等の地域コミュニティ団体との協調体制の確立に努める。

(1) 防災組織体制の整備

施設等管理者は、災害時に備えて、職員の職務分担、動員計画および避難誘導体制等の整備を図る。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について整理・保管する。

市は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者や通所者等の安全確保を図る。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

夜間、休日等、施設職員が少ない状況で考えうる最悪の場合にも対応できるよう、要配慮者の安全確保体制の整備を行うことが必要である。

したがって、施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段等の整備を図るとともに、他の社会福祉施設等との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者の安全確保についての協力体制を整備する。また、施設等管理者は、災害に備え、警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡・協力体制の確立に努める。

また、市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

(3) 社会福祉施設等の構造強化

施設等管理者は、災害時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、施設の診断や補強工事の実施に努めるものとし、市はこれを促進する。

(4) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

施設等管理者は、防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

また、医療・福祉施設においては、施設の非常用電源の整備に努める。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動などについての教育を実施する。

また、夜間又は休日における防災訓練や、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。施設の周辺環境や建築構造、さらに入所者の実情に応じた防災訓練の実施に努める。

市は、施設等管理者に対し、防災知識および意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣の市民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

また、要配慮者に対しては、災害時において適切な行動をとるための防災教育の実施、要配慮者自身が対処できることを明確にし、必要な支援を周辺に周知することや、コミュニティ活動、防災訓練等への積極的な参加などについての啓発を行う。

(6) 避難確保計画の作成および避難訓練の実施

浸水想定区域および土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、水防法および土砂災害防止法に基づき、避難確保計画を作成し、市に報告するとともに、計画に基づく避難訓練を行うものとする。市（防災安全対策課および施設所管の民生主管部局）は、計画作成に対する必要な助言等によりその進捗を図るとともに、避難訓練の実施にあたっては必要な支援を行いその促進を図る。

市は、浸水想定区域および土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を水防法および土砂災害防止法に基づき、指定する。

◆資料編 35-1 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

〃 35-2 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

4 在宅で避難行動や避難生活に支援の必要な市民の対策

市は、在宅で避難行動や避難生活に支援を必要とする市民の安全確保対策として、消防機関や県警、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、町内会等の避難支援等関係者と連携するとともに、自主防災組織等の住民組織を中心とした地域ぐるみの支援体制づくりに努める。また、在宅避難生活援助のため、日本赤十字社秋田県支部等から診療訪問や、必要に応じた資機材の配布等などの協力を得る。

<対象者の範囲>

防災上、避難行動や避難生活の支援が必要な市民の範囲は、在宅で生活をしている次のような高齢者、障がい者、難病患者等になるものと想定する。

区分	対象者の範囲
高齢者	常時寝たきりの状態にある者
	常時ひとり暮らしの者
	常時高齢者のみの世帯である者
	日中ひとり暮らし、高齢者のみの世帯である者
	同居者が病弱者、障がい者、年少者である者
	要介護認定者
	認知症状のある者
障がい者	身体障がい児（者）
	知的障がい児（者）
	精神障がい者
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者証所持者、小児慢性特定疾病患者
その他	乳幼児、妊産婦、外国人など支援が必要な者

(1) 要配慮者の避難支援プラン等の作成

市は、要配慮者の支援業務を的確に行うため、県、医療機関、社会福祉施設などと協力し、平成22年3月に「秋田市災害時要介護者の避難支援プラン（平成27年3月改訂。以下「避難支援プラン」という。）」を策定している。この、避難支援プランの推進を通じ、市、消防団および自主防災組織等の地域における各種活動を通じた人とのつながりを深め、要配慮者が自ら地域に溶け込める環境を整備する。避難支援プランは、避難行動や避難生活に支援が必要な者に対して、具体的な支援策を盛り込んだ実施計画となるよう、随時改定を行う。

また、避難行動や避難生活に支援が必要な上記の範囲の者について、地域への情報提供への同意者の情報をまとめ、災害対策基本法における避難行動要支援者名簿にあたる避難支援対象者名簿の作成・充実化を図り、避難支援等関係者へ配布するとともに、自主防災組織および町内会等による個別避難支援プランの作成を推進し、避難支援体制構築を支援している。市は、提出された個別避難支援プランに基づき、避難支援対象者名簿に個別避難支援プラン作成の有無と支援者情報を追加するとともに、作成した個別避難支援プラン原本を台帳として整備し、福祉総務課地域福祉推進室で保管する。個別避難支援プランの写しについては、防災安全対策課および避難支援対象者本人のほか、支援者および市民サービスセンターが共有する。また、避難支援対象者の転居や支援者の変更など、本人又は支援者から変更の届出があった場合には、随時修正を行う。さらに、毎年1回は内容の確認と更新を行うなど、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために個別避難支援プランの適切な情報更新に努める。

さらにまた、自力での避難が困難で、特に支援が必要な要介護認定者や障がい者などについては、本人の同意の有無にかかわらず、災害対策基本条例に基づき、地域の町内会長等、自主防災組織代表、民生委員・児童委員に対して、要支援者把握用リストを配布し、日常的な所在把握と大災害時の安否確認・避難誘導への活用を図る。

＜「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」の基本的な考え方＞

- ア 要配慮者に対する避難支援は、自助・地域（家族、町内会等、自主防災組織）の共助を基本とする。
- イ 市は、要配慮者への支援対策と対応した避難準備・高齢者等避難開始（要配慮者を対象とした避難）を通知する。なお、避難準備・高齢者等避難開始は要配慮者および避難支援者に対し、迅速で確実に伝達されることが重要であり、これを伝達するための情報システムの整備は不可欠である。
- ウ 市は、要配慮者の住居、情報の伝達手段、必要な支援内容を平時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有すると共に、一人ひとりの要配慮者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な支援計画を策定する。
- エ 要配慮者の避難支援プランの作成は、地域性を配慮のうえ定める。

＜個別避難支援プランの内容＞

個別避難支援プランには、氏名、住所、生年月日等の基本的項目のほか、避難支援に必要な次に掲げる事項を記載する。

- 1 町内会等、自主防災組織、民生委員・児童委員
- 2 普段いる部屋や寝室の位置
- 3 自宅付近の一時的な避難場所と指定された避難場所・施設
- 4 避難を手伝ってくれる方(支援者)
- 5 かかりつけの医療機関など
- 6 担当ケアマネジャーなど
- 7 緊急時の家族など連絡先
- 8 継続している医療や福祉サービス、日常の介護者など
- 9 避難時に必要な生活用具・薬など
- 10 情報伝達する際に、注意することなど
- 11 避難先で注意することなど
- 12 支援者や市の福祉部門、防災部門と支援者への情報を提供することについて、要配慮者本人からの同意確認
- 13 支援者の情報を地域へ提供することについて、支援者本人からの同意確認
- 14 安心キットの設置状況

(2) 支援対策の現況

独居高齢者世帯等で緊急事態が発生したときにボタンを押すだけで関係機関や地域の協力員に救助を求めることができる緊急通報システムの貸し出しや言語機能障がい者等のためにFAXを利用した119番通報システムを実施している。

また、個別避難支援プランにおいて、風水害などで予め避難可能な状況で要配慮者へ避難準備・高齢者等避難開始を伝え避難を促したり、避難所までの避難を支援する支援者を選定している。

(3) 介助支援の必要な市民の状況把握

市は、在宅サービスや民生委員・児童委員活動および巡回活動などの実施により把握した要配慮者に係る情報（要配慮者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）の整理・保管等を行うことにより、要配慮者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。

また、秋田市保健所等関係機関との連携を図り、要配慮者に係る情報の共有化に努める。

(4) 災害時要援護者名簿の作成

市は、それぞれの所管業務遂行上避難行動や避難生活に支援を必要とする市民の情報を集約し、災害対策基本法における避難行動要支援者名簿にあたる災害時要援護者名簿を作成している。なお、名簿の活用にあたっては、市内部で情報を共有するとともに、対象者のプライバシーを十分保護しながら、関係機関との情報の共有化を図る。また、名簿については、随時修正・更新を行うよう努める。

災害時要援護者名簿を基に、避難支援対象者名簿や災害対策基本条例に基づく要援護者把握用リストを作成し、避難支援等関係者と情報共有する。

(5) 自主防災組織等による避難支援体制の整備

市は、町内会長等、自主防災組織代表および民生委員・児童委員など、「災害時要援護者の避難支援プラン」に定める情報提供先に避難支援対象者名簿や災害対策基本条例に基づく要援護者把握用リストを提供し、地域では直接の支援者などと必要最小限の情報共有を行い避難支援体制を整備する。また、NPOやボランティアとも連携し、これらのネットワークにより役割分担し、避難行動や避難生活に支援が必要な者の見守りおよび支援を行う。市は、避難支援等関係者が支援行動を行うにあたっての安全確保に努める。

なお、情報提供にあたっては、個人情報保護のため、必要最小限の情報を地域の支援関係者に限定的に提供するとともに、提供先への説明会・研修会の開催や覚書の締結などにより、取扱に伴う守秘義務や複製禁止、施錠可能な場所等への保管、情報共有範囲などについて、提供先が充分理解できるように、充分な対策を講じるものとする。

(6) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、近隣住民（自主防災組織）などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、介助支援の必要な市民の防災行動マニュアルの策定など、介助支援の必要な市民に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。

さらに、自主防災組織、町内会等、民生委員・児童委員による平常時の要配慮者見守り活動や、地区における要配慮者の所在や避難ルートを把握する地図の作成の支援に努める。

(7) 要配慮者に対する情報伝達体制の整備

市は、要配慮者に対する情報伝達体制として、避難準備・高齢者等避難開始等を自主防災組織の代表者又は町内会長等を通じた直接伝達を行うとともに、防災ネットあきた、民生委員・児童委員の連絡網など、複数ルートによる情報伝達体制の整備に努める。また、地域における情報伝達責任者の明確化に努める。

5 外国人および旅行者等の安全確保対策

市および関係機関は、市内に居住又は来訪する、言語、文化、生活習慣その他の自然的、社会的条件の異なる外国人および旅行者等の災害時の被害を最小限にとどめるための防災環境づくりに努める。

なお、秋田市における平成30年3月31日現在の外国人登録者数は1,260人である。

(1) 外国人の安全確保対策

ア 防災教育・広報

(ア) 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、災害時に適切な状況把握が困難となりがちな外国人に対しても積極的に防災訓練に参加するよう呼びかける。

(イ) 防災知識の普及・啓発

市（企画調整課）は、日本語を理解できない外国人のために、国際交流関係機関と協力して災害や地震、津波等に関する知識、防災上の心得等を解説した多言語による防災対策マニュアルを配付し、防災意識の向上に努める。

イ 地域における救援体制

(ア) 外国人の所在の把握

市（市民課）は、災害時における外国人の安否確認などを迅速に行い円滑な支援ができるように、外国人住民を含む住民基本台帳を適正に管理し、外国人の人数や所在の把握に努める。

(イ) 外国人が安心して生活できる環境の整備

a 外国人にやさしいまちづくりの促進

市（防災安全対策課）は、避難場所や避難路等の避難所の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

b 語学ボランティアの確保

市（企画調整課）は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその担当窓口を設置し、関係機関との連携を進める。

(2) 旅行者等の安全確保対策

ア 防災教育・広報

市（防災安全対策課、観光振興課）は、避難場所、避難路等の防災上の心得について、旅館組合などを通じ、旅行者等への広報に努める。

イ 地域における救援体制

市（防災安全対策課、観光振興課）は、観光施設管理者および自主防災組織等の地域コミュニティ団体と協力し、地域ぐるみによる旅行者等の安全確保、救援活動を支援できる体制整備に努める。

第 20 節 救急救助体制の整備

計画の方針

市（消防本部）は、大規模災害時において広域的又は局地的に多発することが予想される救急救助要請に的確に対処するため、体制の整備・充実を図るとともに、市民の自主救護能力の向上と災害時における市民互助への理解と協力を得るよう広報活動に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 救急救助体制の整備	消防本部	消防団
2 市民の自主救護能力向上等の推進	消防本部	市民、自主防災組織
3 応援体制の整備	消防本部	

1 救急救助体制の整備

市（消防本部）は、各救急病院間の通信ネットワーク等を活用し救急医療機関相互の連携を強化するとともに、救急救命士の増員と教育体制の充実、また、高規格救急車と高度救命用資機材の整備を図り、救急業務の高度化を推進する。

また、より高度な知識と技術を持つ救助隊員・消防隊員の指導、育成に努めるとともに、消防団員に対しても救急救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進し、救護活動能力の向上に努める。

2 市民の自主救護能力向上等の推進

大規模災害時における各防災機関の活動能力には限界があり、救急救助活動を実効あるものとするためには、市民による応急措置の実施などの協力が不可欠である。

(1) 救命講習の推進

市民の自主救護能力の向上および災害時救急医療活動を的確に実施するための事前準備として、普通救命講習等を通じて応急救護知識と技術の普及活動、ならびに災害時における救急医療活動方針に関するPR活動を推進する。

なお、平成 29 年 12 月末現在、市民の約 36% に当たる 112,253 人が心肺蘇生法を中心とした救命講習を受講しており、今後も「一家に一人」を目標に推進していく。

3 応援体制の整備

(1) 広域消防相互応援の要請および受入れ

大規模災害時に相互に応援活動を行うため、消防本部は、県内広域消防相互応援協定および近隣の消防本部との相互応援協定に基づく応援部隊の要請・受入れを円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理および指揮が行えるよう体制を整備する。

(2) 緊急消防援助隊の要請および受入れ

消防本部は、秋田県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れおよび指揮が行えるよう体制を整備する。

◆資料編 19－1 秋田県緊急消防援助隊受援計画

第 21 節 応急医療体制の整備

計画の方針

大規模な災害が発生した場合における救急医療活動が、的確かつ円滑に実施できるよう災害時医療救護の手順を定めるとともに、「秋田市健康危機管理基本指針」を活用しながら、平常時から秋田市医師会（以下「市医師会」という。）および日本赤十字社秋田県支部と協力し、医療救護班等の派遣体制を整え、初期医療体制および後方より支援する医療関係機関等との協力体制を整備、確立する。

その際、医療救護班および救護所の機能を十分に発揮するため、「秋田県災害医療救護計画」に基づき、「災害拠点病院」において医薬品、医療器具、衛生材料等の備蓄を図る。また、災害の規模が広域にわたり一度に多数の負傷者が出た場合に対処するため、広域的な救急医療体制の整備を促進する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 初期医療体制の整備	秋田市保健所、消防本部	市医師会、日本赤十字社、医療機関等
2 後方医療体制の整備	秋田市保健所、消防本部、 防災安全対策課	市医師会、医療機関等
3 医薬品の確保	秋田市保健所	市医師会、医療機関等 秋田県赤十字血液センター
4 広域的救護活動	秋田市保健所	市医師会、医療機関等

1 初期医療体制の整備

初期医療体制については、市医師会、日本赤十字社秋田県支部等の協力を得て、医療救護班の出動が準備されている。災害時に備え、以下の整備を実施する。

(1) 医療救護班の編成

市（秋田市保健所）は、大規模災害時における迅速な医療救護班の編成を行うため、市医師会および日本赤十字社秋田県支部等関係機関と協議して、緊急医療対策組織の確立および相互の迅速な通信体制・情報収集体制の整備に努める。

また、市（秋田市保健所）は国の防災基本計画に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）の円滑な受入れについて、県および関係機関との密接な連絡体制の整備に努める。

(2) 救護所の設置

医療救護班が出動したときは、直ちに救護所を開設し、負傷者等の収容治療にあたる体制を整える。

ア 設置場所の確保

市医師会等関係機関との調整を図り、救護所にあてるべき建物等を把握しておく。

イ 臨時・移動救護所用設備の調達

災害の状況等により適切な救護所用施設が確保できない場合に備え、テント、簡易ベッド等の臨時・移動救護所の設置に必要な資機材等を「秋田県災害医療救護計画」に基づき、県の指示を受けて災害拠点病院から調達する。

(3) トリアージ実施体制の整備

市（消防本部、秋田市保健所）は、初期医療措置の迅速化を図るために、医療機関協力のもと、負傷程度により治療の優先度を判定し負傷者を振り分けるトリアージの実施体制を整備する。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市（秋田市保健所、消防本部）は、医療機関等と連携し、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(5) 市民に対する災害医療の普及啓発

市（消防本部）は、救急蘇生法、災害時のトリアージの意義、災害時の救急搬送システム等について、市民への普及啓発を図る。

2 後方医療体制の整備

(1) 後方支援体制の整備

ア 市（秋田市保健所）は、医療救護班による対応が困難な重傷患者等を収容するため、県指定の医療活動拠点や災害協力医療機関への要請等、後方医療支援体制について、関係機関との調整を図り、その体制整備に努める。

イ 市（秋田市保健所）は、県や日本赤十字社秋田県支部の医療救護班等の派遣要請について、関係機関等と調整を図り、その体制整備に努める。

◆資料編 23-1 救急告示医療機関一覧表

(2) 応援医療体制の整備

市および市内災害拠点病院は、県が指定した災害時における地域の医療拠点として二次救急を担う後方指定病院との間で、災害時における情報連絡や負傷者の搬送について協議のうえ体制を確立し、そのために必要となる設備機器について整備を促進する。なお、医療施設においては、施設の非常用電源の整備に努めるものとする。

(3) 負傷者の搬送体制の整備

ア 陸上の搬送

市（消防本部）は、道路管理者、警察および関係機関等との連携調整を図り、高規格救急車を配備するなど、効率的な搬送体制の確立に努める。

警察署は、災害発生時には、道路の被災状況を確認の上、交通規制を行うとともに、緊急通行車両の陸路搬送路を優先的に確保する。

なお、民間車両等の中で災害時に緊急通行車両として使用される可能性があるものは、予め緊急通行車両の事前届出をする。

イ 緊急時の搬送

市（防災安全対策課）は、陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送の事態等に備え、県の消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプター等を活用した緊急搬送を迅速に行うため、臨時ヘリポートを設け、関係機関との連絡体制等の整備に努める。

(4) 在宅医療機器使用患者等への対応

在宅医療機器使用患者等を抱える医療機関は、平常時からこれらの患者に関する連絡体制および搬送先等の計画を策定するものとする。

(5) 医療関係者に対する訓練等の実施

ア 病院防災マニュアルの作成

病院の防災に当たっては、災害により病院が陥る様々な状況に応じて、適切な対応が行われる必要がある。このため病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、病院に患者を受け入れる場合の対応策等について留意した病院防災マニュアルを作成するよう努める。

イ 防災訓練の実施

防災は日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて病院防災マニュアルの職員への徹底が必要である。病院は、年2回以上の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。また、地域の防災関係機関や地域の市民との共同による防災訓練の実施に努める。

(6) 医療機関の設備等の整備

医療機関は以下の設備等の整備に努める。

ア ライフラインの確保に係る貯水タンク、自家発電装置等の整備

イ 水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約

ウ メンテナンス会社との災害時優先復旧工事契約

3 医薬品の確保

(1) 医薬品等の備蓄

医薬品については、医療の専門的な分野に属するものであることから、「秋田県災害医療救護計画」に基づき医療機関および薬剤師会等が主体となって整備する。

市（秋田市保健所）においては、避難所又は救護所等における応急手当などに必要な救急セット等の整備を行う。

また、福祉施設はストーマ装具（蓄便袋または蓄尿袋（パウチなどともいう）およびそれに付随する用具等）の備蓄に努める。

(2) 保管場所

災害時における医薬品等の一時保管場所は、保健センター等とする。

(3) 医薬品等の調達体制

市（秋田市保健所）は、災害時に備え、あらかじめ関係業者との協力体制の確立に努める。

(4) 希用医薬品等の確保

化学薬品工場等で災害に伴って発生するおそれのある疾病の治療に必要な希用医薬品については、医療機関による流通備蓄その他の方法により備蓄する。

(5) お薬手帳の活用

「お薬手帳」には、薬の服用履歴をはじめ、既往症、アレルギーなどの医療関係者に必要な情報が収められており、平成23年3月11日の東日本大震災においては、救護に当たる医療関係者の間でその有用性が注目された。

「お薬手帳」は、災害時に早期に適切な治療に結びつくとともに、救護所等において、被災地の限られた環境（限定された医薬品の種類）で患者の症状に応じた効率的な治療が可能となり、別の避難所に移動する際にも受診の継続がスムーズになることから、保健所は平常時から、避難する際の携行品として、お薬手帳の普及啓発を図る。

(6) 血液製剤等の確保

秋田県赤十字血液センターでは、平常時から計画に基づいた献血者の確保に努め、輸血用血液製剤の適正在庫の維持を図る。

(7) 医療用ガスの確保

県災害医療対策本部は、（一社）日本産業・医療ガス協会東北地域本部秋田県支部の協力を得て、災害時における医療用ガスの安定供給を図る。

4 広域的救護活動

大規模災害の発生等による医師等の不足、又は医薬品、医療資機材等の不足に対応するため、広域医療体制の整備に努める。

(1) 活動体制の整備

- ア 市（秋田市保健所）は、血液供給の円滑化を図るため、秋田県赤十字血液センターとの連絡体制を確保する。
- イ 市内で医師、医薬品等が不足した場合に、速やかに対処できるよう、県内の広域医療体制の整備に努める。
- ウ 県および市医師会等の協力体制の確立に努める。

表 2-21-1 市医師会の連絡先

機関名称	連絡先住所	電話	F A X
一般社団法人 秋田市医師会	秋田市八橋南一丁目 8-5	865-0252	863-3982

- エ 市は、近隣市町村と災害時の相互応援協定を締結に努める。

(2) 災害・救急医療情報システム

各種防災・災害医療情報の収集・提供ならびに平常時の救急医療の高度化を図るため、コンピュータ等を用いた情報ネットワークを構築して、「秋田県災害・救急医療情報システム」が整備されている。

市は、「秋田県災害・救急医療情報システム」へ防災・医療情報の提供を行う。

第22節

広域応援体制の整備

計画の方針

市が大規模災害により被災した場合には、市だけですべての対策を実施することは困難となり、また隣接する市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣の市町村のみならず、広域的な地方自治体間の相互応援体制を確立しておくことが必要である。

また、県外市町村が被災し、被災都道府県から秋田県に災害救助法に基づく被災者の受入要請があった場合は、県と市が協力し、被災都道府県と連携を図り速やかに避難所等の開設など、被災者の受入体制の確保に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 相互応援体制の確立	防災安全対策課、企画調整課、 環境都市推進課、市場管理室、 建設総務課	防災関係機関
2 消防機関相互応援協定	消防本部	消防機関
3 公共機関その他事業者間の相互応援協定等	上下水道局	防災関係機関
4 医療機関の広域応援体制	秋田市保健所	秋田市医師会、医療機関

1 相互応援体制の確立

(1) 本市における協定等の締結状況

現在、国、指定公共機関、地方自治体および民間団体と下記のとおり協定等を締結している。

- ◆資料編 6-1 国との協定に関する資料
 - 〃 7-1 自治体間の協定に関する資料
 - 〃 8-1 民間団体等との協定に関する資料
 - 〃 9-1 指定公共機関等との協力に関する資料

(2) 市町村間の相互応援

ア 協定の締結

市は、市の地域にかかわる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていく。

イ 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

ウ 受援計画の整備

広域応援を受ける際に必要となる、受入体制（対策本部の応援、現地活動の応援、災害ボランティア等の受入等）構築のため、受援計画を整備する。

エ 支援体制の整備

市は、他都市との災害時応援協定の締結を踏まえた、相互の人的・物的支援体制の整備に努める。

また、東北地区六都市相互応援協定および中核市相互応援協定の実効性を高めるため、各連絡会議等における平素からの情報共有に努める。

(3) 県等の機関に対する職員派遣の要請およびあっせん

市（防災安全対策課）は、災害時の県や国等の機関に対する職員派遣の要請およびあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、相互の人的・物的支援体制の整備に努める。

(4) 公共的団体等との協力体制の確立

市（防災安全対策課）は、災害時の応急対策等について、市の区域内又は所掌事務に関係する公共的団体等に対して、積極的協力が得られるよう、協力体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(5) 他市町村災害時の応援活動のための体制整備

市（防災安全対策課）は、被災市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで応援側で賄うことができる自己完結型の体制とする。

(6) 他市町村からの被災者の受入体制の整備

市は、市営住宅や民間賃貸住宅等を活用した応急仮設住宅等により、他市町村からの被災者の受入体制の整備を図る。

(7) 他市町村からの被災者への支援等

市は、受け入れた被災者について、県と協力して避難所等における生活状況を把握し、様々なニーズに沿った支援や情報提供に努める。

2 消防機関相互応援協定

(1) 緊急消防援助隊

市長は、大規模な災害が発生した場合、市および消防相互応援協定に基づく消防活動に不足が見込まれるときは、県知事に消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「消防組織法」という。）第44条第1項に基づいた緊急消防援助隊の派遣を要請する。

また、県知事の要請を待つかまがない場合、消防庁長官は緊急消防援助隊の派遣を決め、必要な措置をとることができる（同第44条第2項）。

これらの措置に十分に対応できるよう、市は平常時から県との連絡体制の確立を図るとともに、受援時の受け入れ体制の整備を図る。

(2) 消防機関間の協定等の締結状況

各消防機関は、災害規模に応じて、現有消防力を結集しても消防力に不足が生じると見込まれるときは、消防組織法第39条に基づき地方公共団体の地域を越えて広域的な消防部隊の応援要請、応援部隊の派遣を実施するため、各種協定・計画・要綱を定め、広域的消防応援体制の確立を図ることとしている。

現在、各消防関係機関等と協定を締結している。

◆資料編5-1 消防関係機関との業務協定等関係資料

(3) 応援要請の整備

市長は、消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、消防組織法等の規定に基づき応援要請が円滑に行えるよう、応援要請体制の整備を行う。なお、消防機関による応援要請は以下のとおりとし、平常時から協定を締結した機関との間で、訓練、情報交換を実施しておく。

ア 「秋田県広域消防相互応援協定」および「秋田県消防広域応援基本計画」の定めるところによる、消防相互応援要請。

イ 火災が多発し、現有消防力を結集しても消防力に不足が生じると見込まれるときは、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日消防広第74号）」に基づき、知事を通じて消防庁長官に対する緊急消防援助隊の出動要請。

(4) 秋田市消防応援計画に基づく訓練

市域内に大規模災害が発生し、消防組織法等の規定による緊急消防援助隊など広域消防応援を受ける場合において、応援消防部隊の受け入れ体制および対応要領を樹立し、さらには市消防部隊と応援消防部隊との円滑な活動を確保し、応援消防部隊の活動が実効あるものとするため、各種訓練想定に基づく訓練を実施し、計画に習熟する必要がある。

3 公共機関その他事業者間の相互応援協定等

(1) 協定等の締結状況

公共機関その他事業者と相互応援協定等を締結している。

◆資料編 10-1 公共機関その他事業者間との協定に関する資料

(2) 応援体制の整備

電気、電話、ガス、水道等のライフライン関係事業者は、大規模災害発生時において迅速かつ確かな応急対策が行えるよう、供給ブロック単位又は広域的な支援態勢の充実を図るとともに、県の範囲を超える支援体制について必要な応援協定等の締結に努める。

4 医療機関の広域応援体制

(1) 広域医療体制の現況

大規模災害の発生によって、医師等が不足し、又は医薬品、医療資機材等の不足を補うため、広域医療体制の整備が必要でありその整備を進めている。

(2) 広域医療体制の整備

ア 基本方針

市は、大規模災害時においては医療救護体制として、災害医療の拠点となる医療機関等との連携および医療救護班の派遣体制の確立、患者搬送体制や患者収容力の確保に加え、医薬品や医療器材の備蓄等、災害医療救護に係る総合的体制整備を推進するとともに、平常時における救急医療体制の整備や高度化を推進する。

こうした体制を支えるため「秋田県災害・救急医療情報システム」、「広域災害救急医療情報システム (EMIS)」および「秋田県災害医療救護計画」に参画し、広域連携に基づく相互支援体制の整備推進を図る。

イ 具体的な対策

- (ア) 災害発生時に必要とする応急医薬品および衛生材料を、常時一定量備蓄し、供給の確保を図る。
- (イ) 秋田県赤十字血液センターのほか、市内の病院は平常時から秋田県災害・救急医療情報システムの血液応需モニターを通じ、輸血用製剤の在庫数について情報提供を行い、供給の円滑化を図る。
- (ウ) 医師会等の関係団体に、衛星通信装置を配備し、災害時の通信機能の強化を図る。
- (エ) 市内で医師、医薬品等が不足した場合に、速やかに対処できるよう、県内の広域医療体制の整備に努める。
- (オ) 県および市医師会等ならびに保健所等関係機関の協力体制の確立に努める。

◆資料編 11-1 医療機関との協定に関する資料

第23節 ボランティア活動の推進

計画の方針

大規模災害発生時には、市や防災関係機関はもとより、自主防災組織など地域コミュニティ団体の協力が不可欠である。また、避難所における避難者の生活支援、要配慮者や被災者個人の生活の維持、被災者の生活再建のために、ボランティア組織や個人ボランティアの活動に依拠するところが多い。

このため、被災地内外から駆けつけるさまざまなボランティアの受入れ体制やその活動が円滑に行われるよう環境の整備を図るとともに、平常時からボランティア活動について広く市民に呼びかけ、ボランティア意識の啓発や育成に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 災害ボランティアの活動分野	各課	秋田市社会福祉協議会 県、日赤秋田県支部
2 災害ボランティアの活動への支援	防災安全対策課、福祉総務課	秋田市社会福祉協議会 県、日赤秋田県支部

1 災害ボランティアの活動分野

災害ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティアとに区別できる。

(1) 一般ボランティア

- ア 炊き出し、給食の配食
- イ 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- ウ 清掃および防疫の補助
- エ 災害支援物資、資材の集配作業および搬送
- オ 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- カ 避難所における被災者に対する介護、看護の補助
- キ 献血、募金活動
- ク 文化財、記念物および古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- ケ その他被災者の生活支援に関する活動

(2) 専門ボランティア

- ア 災害救援（初期消火、救助、応急手当およびその他支援）
- イ 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）
- ウ 福祉（手話通訳、介護等）

- エ 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）
- オ 宅地および建築物危険度判定（被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士）
- カ 土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士）
- キ 語学・通訳（中国語、韓国語／朝鮮語、英語等）
- ク 特殊車両の操作（大型重機）
- ケ ボランティアコーディネーター
- コ その他輸送や無線通信などの応急・復旧活動の支援に必要な専門技術・知識を要する活動

2 災害ボランティアの活動への支援

(1) 災害ボランティア連絡会議の開催

災害時の被災者支援を充実させるためには、行政からボランティアへの積極的かつ適切な情報提供が不可欠である。

また、ボランティア活動における自主性、自発性の精神を、行政として十分に理解し、尊重した支援体制を構築することが必要である。

このため市（福祉総務課）は必要に応じて秋田市社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他ボランティア関係団体を構成員とする連絡会議を開催し、平常時から相互理解を深め、災害時においてボランティア活動がより円滑に展開できる連携協力体制づくりに努める。

(2) 災害ボランティア活動支援指針の策定

県と関係団体は、大規模災害発生後において、県内外から集まる災害ボランティアを混乱なく被災地に受け入れるとともに、効果的な活動が行われるための支援を含む事項を定めた「災害ボランティア活動支援指針」を策定している。

市（福祉総務課）および秋田市社会福祉協議会は、この指針をもとにボランティア受入体制の確保に努める。

(3) 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備

秋田市社会福祉協議会は、必要時に災害ボランティアセンターの迅速な設置や、ボランティア活動が円滑に行われるようにするため、同協議会が作成した「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」について、関係者等に周知するとともに、訓練等を通じて逐次見直しを図る。

市は、災害ボランティア設置・運営に関する訓練に協力・支援する。

(4) 災害ボランティア活動の環境整備

ア 活動支援拠点

市（福祉総務課）は、秋田市社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他ボランティア関係団体と連携を図りながら、ボランティアの受付、ボランティアニーズの把握と振り分けなど、災害ボランティア活動の支援を行う災害ボランティアセンターの設置場所に

ついてあらかじめ定めておく。

イ 活動拠点の整備

ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管などの場となるボランティアの活動拠点は、原則としてボランティアを受け入れる市が用意する。

また、市が活動拠点を設置することが困難な場合や、県域又は、広域の活動拠点の設置が必要な場合は、県と協議のうえ、活動拠点となる県有施設の提供を受ける。

ウ 災害ボランティア活動の環境整備

市（福祉総務課）は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、秋田市社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他ボランティア関係団体と連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、活動資機材の整備に努める。

また、広報紙の活用などにより、災害ボランティア活動の普及啓発を図るほか、活動マニュアルの作成や災害ボランティアの防災訓練等を働きかけることにより、平常時からの体制の整備に努める。

エ 受援体制の強化

市が被災した際に、円滑に災害ボランティアを受入れ支援活動を活かすために、地域および市民が様々なボランティアを受け入れる環境や知恵（「受援力」）を強化する取組を行う。

第24節

防災都市づくりの推進

計画の方針

災害が発生した場合、大きな被害が予想される木造住宅密集地や都市基盤未整備地に対しては、建築物の不燃化や土地区画整備事業を推進するとともに、新たな宅地等の開発地域については、各種都市整備手法による開発指導を行う。また、建築物の耐震不燃化の推進、延焼遮断帯、オープンスペース等の整備を図り、「安全で災害に強いまちづくり」（防災都市づくり）に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 都市計画に基づく防災化	都市計画課、秋田駅東地区土地区画整理工事事務所、上下水道局	
2 オープンスペースの整備	農地森林整備課、都市計画課、公園課	
3 延焼遮断帯の整備	道路建設課	
4 道路・橋梁等の整備	道路建設課、道路維持課	秋田河川国道事務所、東日本高速道路(株)、秋田地域振興局建設部
5 河川等の整備	農地森林整備課、道路建設課	秋田河川国道事務所、秋田地域振興局建設部
6 海岸保全、港湾施設の整備	商工貿易振興課	(国)秋田港湾事務所、(県)秋田港湾事務所

1 都市計画に基づく防災化

(1) 地域指定による規制・誘導等

市は、建築物が密集し火災等により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域および準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

防火地域および準防火地域の指定に当たっては、該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込めるなど、実際の指定のための要件が整ったところから順次行う。

ア 防火地域

集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等、都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について、容積率の高い地域から順次指定を進める。

イ 準防火地域

防火地域以外の商業地域、近隣商業地域および建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

(2) 面的整備事業等による安全な市街地の整備

木造家屋が密集している既成市街地や、道路等の公共施設が未整備のまま市街化が見込まれる地域等については、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し、建築物の耐震化や不燃化、道路、公園、下水道などの総合的整備を実施し、都市の防災化に努める。

ア 市街地再開発事業の推進

建物の密集や老朽化等の進んだ既成市街地において、市街地再開発事業により、土地の高度利用化や公共施設の整備拡充を図り、都市機能の更新・強化を進めるとともに、耐震機能などを備えた建築物整備を含む事業化を積極的に推進し、安全で住み良い市街地への転換に努める。

イ 土地区画整理事業の推進

公共団体および組合施行による土地区画整理事業の推進や地区計画制度の運用等により、道路、公園、下水道との公共施設が一体的に整備された良好な市街地の整備拡大を進めるとともに、都市基盤の未整備の地区については、新規事業化を積極的に推進する。

2 オープンスペースの整備

市（都市計画課、公園課、農地森林整備課）は、火災の延焼防止と避難者の安全確保を図るため、公園、緑地の地区ごとの計画的な配置を進める。さらに、緑地の保全創出・農地の保全に努め、オープンスペースをできる限り多く確保する。

(1) 公園・緑道の整備

都市公園の新設、既設公園の拡充および再整備を今後とも推進し、また、緑道等による緑のネットワーク化を図るとともに、災害時の防災拠点空間として、防災施設の設置スペースの確保など災害対応機能の強化推進を図る。

(2) 緑地・農地の保全

現在残されている斜面緑地や市街地周辺の緑地に市街化抑制機能を求め、重点的に保全又は緑の都市空間として整備する。

また、その他残存する農地等については、農業的土地利用を図るべき地域と都市的土地利用を図るべき地域の区別を明確にして、各種施策を有効に活用しながら、オープンスペースとしての保全を図る。

3 延焼遮断帯の整備

市は、市内を「防災区画」に区分することで広域火災の発生を未然に防止する観点から、道路、鉄道、河川等の延焼遮断帯としての機能の強化・整備を進める。

(1) 幹線道路沿道の不燃化

自動車専用道路、国道、主要地方道等の幹線道路を対象として、沿道の不燃化を促進する。

(2) 河川・鉄道沿線の不燃化

市内河川および鉄道区間沿線の不燃化を推進するとともに沿道空間を活用した散策道整備を図り、公園、学校、福祉施設、その他の公共施設との回遊性を確保し、河川、鉄道沿線の延焼遮断機能の向上に努める。

4 道路・橋梁等の整備

(1) 道路施設の整備

市（道路建設課、道路維持課）および他の道路管理者は、災害応急対策に必要な物資の輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を円滑に行うため、平常時から道路施設について危険箇所および迂回路を調査して、逐次改良および補修を実施するよう努める。

(2) 橋梁の整備

市（道路建設課、道路維持課）は、災害時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障のないよう、橋梁の点検や耐震点検、補強工事等の実施を徹底する。特に災害時の緊急輸送路として重要な路線の既設の橋梁については、国、県との連携のもとに、点検結果等に基づき緊急度の高いものから順次対策を実施する。

また、橋梁の新設や架け替えに当たっては、耐震設計基準に合致した耐震性の高い橋梁の整備を行う。

5 河川等の整備

河川は平常時、都市部における身近な水辺空間として人々に憩いの場を提供するばかりではなく、震災時、河川敷は貴重なオープンスペースとしての役割を担っており、延焼遮断帯や避難地・避難路としての積極的な活用を図る。

市および他の河川管理者は、河川管理施設等の点検や、風水害等による被害が懸念される箇所については、緊急に河川構造物の改築・改良を行い、被害防災に努める。また、地震に対しては、河川管理施設等の「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づいた耐震診断の実施や、耐震性向上の検討を行い、診断結果等を踏まえて重要度に応じて耐震補強等を推進する。特に、地震による水門、樋管、堤防等の被害のために浸水等の二次災害が懸念される箇所については、緊急に河川構造物の改築・改良や地震に起因する堤防の沈下による浸水被害を回避するための

堤防の耐震性向上を図る。同時に河川水を緊急時の消火・生活用水として用いるため、車両のアクセスを確保する河川整備を実施する。

ため池等については、受益者の協力および県の支援を得て、災害防止対策の整備を推進する。特に地震に対しては、受益者の協力のもとにため池等に係る詳細情報の整備を行い、地震時に緊急点検を要するため池を決定し、県の支援を得て耐震事業化を進める。

6 海岸保全、港湾施設の整備

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設を整備し、津波、高潮および波浪等から海岸や後背地を保護する。

(2) 港湾施設

ア 整備概況

区分	名称	所在地	備考
重要港	秋田港	秋田市	県の物流拠点港、外航コンテナ船、長距離カーフェリーの就航

イ 公共岸壁の整備状況

(平成28年3月現在 単位：バース)

名称	水深									
	-13m	-12m	-10m	-9m	-8m	-7.5m	-5.5m	-5m	-4.5m	
秋田港	2	1	8	1		6	2	4	2	

ウ 港湾施設の整備・管理

(ア) 港湾整備

大水深の泊地や航路を整備するとともに、防波堤等の外かく施設の整備促進を図る。

(イ) 避難対策施設等

港湾内に、オープンスペースを確保し、生活緊急物資保管用地、応急復旧資機材用地等とする。

(ウ) 施設の安全管理の内容

各種計画等に基づきオイルフェンスや油処理剤などの資機材を整備している。

また、港湾管理者は、災害発生後の応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

第25節 道路・橋梁等の強化対策

計画の方針

近年の震災では、避難路や救助、救急、消火活動および緊急物資の輸送路として重要な役割を担う道路橋梁の被災により、応急対策活動が妨げられ、地域社会が大きな影響を受けた事例が多い。そのため、災害に強く、信頼性の高い、道路網および橋梁の整備が強く求められていることから、適切な幅員を持つ幹線道路により、都市の骨格的道路網を計画的に形成するとともに、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化および被害軽減のための諸施策を実施する。なお、場所によって地形、地質および地盤等の自然条件が大きく異なり、道路施設の受ける被害の要因や内容が異なってくることから、その場所の自然条件に対応した対策を実施していく。

市は、地震や豪雨等に対する道路ネットワークの安全性・信頼性の向上を図るため、道路防災総点検結果に基づく危険箇所の継続的点検および施設の整備を計画的に実施するとともに、異常気象時の通行規制、巡回点検の要領策定、情報連絡体制等の整備、道路モニターの活用等により、安全確保を図る。

また、橋梁においては、パトロール等により異状箇所を発見した場合は、早急に橋梁の保全を図るとともに、既設橋梁については、「秋田市橋梁長寿命化修繕計画（平成27年3月）」に基づき、計画的に補修・補強の実施を進める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 道路・橋梁施設等の現況	道路維持課	
2 道路施設の整備	道路維持課、道路建設課	秋田河川国道事務所、 東日本高速道路(株)、 秋田地域振興局建設部
3 橋梁の整備	道路維持課、道路建設課、農 地森林整備課	同上（各道路管理者）
4 トンネル等の整備	道路維持課、消防本部	同上（各道路管理者）

1 道路・橋梁施設等の現況

(1) 現況

市域における国、県、市が管理する道路は、平時からの適切な維持・管理に努めるとともに、災害等に対処するための計画的整備が進められている。

風水害等による道路の被害は、落石・崩壊、岩石崩壊、地すべり、なだれ、土石流等等が予想される。地震による被害は、沖積層地域では亀裂、陥没、沈下隆起が、高盛土部では地すべり、崩壊が、切土部や山裾部においては土砂崩壊、落石等が予想され、また沿岸部には液状化の発生しやすい砂丘や沖積低地がある。

橋梁については、長寿命化を目的とする補修・補強の実施が必要なものがある。また、路線の重要度等に応じて現行の耐震基準に対応する耐震補強の実施が必要なものもある。なお、市内の道路橋梁等の状況は次のとおりである。

表 2-25-1 道路・橋梁の状況

(平成 29 年度末現在)

区分	管理区分	道路延長(km)	橋梁数
国道	国	44.6	34
県道	県	338.2	222
市道	市	1,919.2	692
高速道路	東日本高速道路(株)	30.6	23

また、トンネルの現況については、表 2-25-2 のとおりである。構造上の特殊性から、大規模な災害に発展する危険性があるため、平常時から施設の点検等に努める。

表 2-25-2 トンネルの状況

区分	管理区分	路線名	名称(延長)
国道	国	一般国道7号	中村トンネル(107m)、 勝平はまなすトンネル(355m)
県道	県	秋田北野田線	秋田中央道路トンネル(2,015m)
		秋田雄和本荘線	田代峠トンネル(298m)
		秋田昭和線	手形トンネル(276m)
		秋田空港線	雄和トンネル1号(63m)、雄和トンネル2号(99m)
		秋田御所野雄和線	樁台地下道(169m)
市道	市	竹ノ花藤森線	平尾鳥トンネル(160m)
		五百刈沢隧道線	五百刈沢隧道(85m)
		山手台1号線	山手台フォレストパス(229m)
		秋田環状2号線	千秋トンネル(189m)
		神内大又2号線	黒崎森隧道(275m)
		中の沢線	小又沢トンネル(45m)

2 道路施設の整備

市(道路維持課、道路建設課)および他の道路管理者は、災害応急対策に必要な物資、その他、応急措置を実施するための緊急輸送道路等の安全性、信頼性の向上を図るため、継続的道路防災点検および施設の整備を計画的に実施する。

(1) 道路全体の点検および対策工事

ア 維持補修および改良

市（道路維持課）は、災害による被害の軽減を図るために、防災補修工事を必要とする箇所については、工法決定のための調査、測量等を実施し、対策工事を行う。

イ 道路防災点検の実施

市（道路維持課）は、道路防災点検結果に基づく継続的点検と施設の整備を計画的に実施する。

道路防災総点検項目（豪雨・豪雪等に起因する危険箇所）としては、落石、崩壊、岩石崩壊、地すべり、なだれ、盛土、擁壁などがある。

ウ 災害防止対策

市（道路維持課）は、落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保

市は、各道路管理者と連携して道路ネットワークの整備を実施するものとし、対策の優先順位については、緊急輸送道路ネットワーク計画路線、事前通行規制区間の有無、迂回路の有無、交通量、バス路線等を総合的に勘案して決定する。

ア 緊急輸送道路の整備

市（道路建設課）は、緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げ、円滑な道路交通の確保に努める。

イ 市街地の道路整備

市（道路建設課）は、市街地を形成する道路の整備を推進する。

ウ 電線類の地中化

市（道路建設課）は、円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

エ 情報連絡施設・体制の整備

市（道路維持課）は、応急対策、通行規制および情報収集・提供を迅速に行うために必要となるパソコン、移動電子端末等を活用した情報連絡施設・体制等の整備に努める。これらの整備計画は国の指導、社会の要請等に適切に対応し、順次高度化を図っていく。

(3) 迂回道路の調査

市（道路維持課）は、災害時において道路が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するために、重要な道路に連絡する迂回道路をあらかじめ調査して緊急事態に備える。

3 橋梁の整備

市（道路建設課、道路維持課、農地森林整備課）は、災害時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障のないよう、定期的な橋梁点検をもとに必要に応じ修繕や耐震補強工事等を実施する。特に災害時の緊急輸送路として重要な路線の既設の橋梁については、国、県との連携のもとに、緊急度の高いものから順次耐震補強を含めた対策を実施する。

また、橋梁の新設や架け替えに当たっては、現行の耐震設計基準に準拠し整備を行う。

(1) 橋梁等の点検整備

ア 日常点検の実施

市（道路維持課、農地森林整備課）は、道路パトロール等による日常点検を実施し、適正な補修を行う。パトロール等により異状箇所を発見した場合は、一般交通の安全確保のため必要な通行規制を実施するとともに、応急対策を講じ早急に橋梁の保全を図る。

イ 橋梁の補修計画

市（道路維持課）は、「秋田市橋梁長寿命化修繕計画（平成27年3月）」に基づき、整備の促進を図る。

(2) 橋梁等の耐震性能と対策工事

ア 耐震性の評価

市（道路維持課、農地森林整備課）は、架橋年次や構造形式、路線の重要度等に応じ、対象となる橋梁の耐震性の評価を行い、耐震補強等の対策を計画的に実施する。

イ 対策工事の実施

耐震補強等が必要な橋梁については、「道路橋示方書」（公益財団法人日本道路協会、2017）に基づく耐震性能の確保を目的に、下部工の補強、支承の取替、沓座の拡幅、落橋防止装置の設置などを行い、必要に応じて架替等を実施していく。

ウ 基準に基づいた耐震設計

新設橋梁については「道路橋示方書」に基づいて耐震設計を行う。

また、老朽橋についても、この基準により架替を行う。

表 2-25-3 関係機関の連絡先

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	FAX
国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所	道路管理 第二課	秋田市山王一丁目 10-29	864-2292	864-4405
東日本高速道路(株) 東北支社	秋田 管理事務所	秋田市上北手古野大繋沢 30-2	826-1700	826-1703
秋田地域振興局 建設部	保全・環境 課	秋田市山王四丁目 1-2	860-3472	860-3826
秋田中央警察署	交通課	秋田市千秋明德町 1-9	835-1111	835-1111 (内 412)
秋田臨港警察署	交通課	秋田市土崎港西三丁目 1-8	845-0141	845-0141 (内 419)
秋田東警察署	交通課	秋田市上北手百崎字内山 60-2	825-5110	825-5110

4 トンネル等の整備

(1) トンネルおよびスノーシェットの整備

ア 安全点検調査の実施

市（道路維持課）は、トンネルの安全点検調査を実施する。

イ 補強工事の実施

市（道路維持課）は、補強等の対策を必要とする箇所を指定し、補強工事を実施する。

ウ 訓練の実施

市（消防本部）は、トンネル災害を想定した各種訓練を関係機関と連携を図り、実施する。

第26節 農業災害対策

計画の方針

市は、ほ場整備等の農業施設設備事業を計画的に推進するとともに、気象条件に対応した農業技術の向上に努め、農業災害の防止を図る。

また、地震による農業被害を予防し、又は拡大を防止するために、既設の農業用施設等の補強、改修を計画的に推進するとともに、施設等の新設に当たっては耐震性の向上に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 農地および農業用施設等の整備	農地森林整備課	秋田地域振興局、土地改良区
2 農地および農業用施設等の災害予防対策	農地森林整備課	秋田地域振興局、土地改良区
3 農作物等の対策	農業農村振興課、園芸振興センター	
4 体制の整備	農地森林整備課	秋田地域振興局、土地改良区

1 農地および農業用施設等の整備

(1) 農地および農業用施設の現況

農村部は、労働力の高齢化と兼業化等が進み、農地および農業用施設の維持管理が不十分な状態となり、施設等が老朽化しているものがある。

(2) 農地および農業用施設の整備

市（農地森林整備課）は、老朽化した頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の用排水施設の整備促進を図るとともに農地および農業用施設の改良や改善の指導を行う。

2 農地および農業用施設等の災害予防対策

(1) 防災措置等

市は、次のとおり農地、農業用施設等の災害予防対策を推進する。

ア 風水害による被害の防止

洪水、土砂災害、湛水等から農地、農業用施設等を守るため、防災ダム、防災ため池等の整備を進める。また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を適切に発揮するため、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽ため池の補強、低・湿地地域等における排水

対策、降雨等による農地の浸食対策等、総合的に農地防災事業を推進し、被害発生未然防止を図る。

◆資料編 34-1 農用地等湛水危険箇所表

イ 地震による被害の防止

(ア) 地震によって決壊又は転倒のおそれのある農業用ため池、頭首工、樋門、揚排水機場等は、耐震性調査実施の検討を行い、調査の結果により、必要に応じて貯水制限などの使用制限により安全使用に努めるほか、補強、改修を実施し震災対策を図る。

(イ) 地震によって水田に亀裂が発生したり、かんがい施設等に被害が出たりした場合は、水不足等によって農作物に大きな影響が出る。この場合には亀裂部周囲への盛土、揚水機による灌水などによって被害の防止、軽減を図る。

3 農作物等の対策

(1) 農作物等の現況

農作物の豊凶は、気象条件によって大きく左右されるので、農業気象情報の周知と予防対策に努めている。

(2) 予防対策

ア 農業気象情報の周知徹底

市（農業農村振興課）は、定期的に農業気象情報等（作況ニュース等を含む）を農業従事者等へ周知し、緊急を要する冷霜害等に関する気象情報は、報道機関等の協力を得るなど速やかに伝達できる体制を確立し、予防対策の徹底を図る。

イ 農業技術指導等

市（農業農村振興課）は、農業技術指導関係機関と連携し、気象条件に対応した農業技術等向上のための指導に努める。

4 体制の整備

市は、災害時に備え、平常時から次の体制を整備しておく。

(1) 施設の点検

台風や豪雨、震度4以上の地震が発生した場合は、土地改良区等と連携して直ちにパトロールを実施し、農業用ため池等の緊急点検を行う体制を整備する。

(2) 連絡体制の整備

ア 関係機関との連絡体制の整備

土地改良区等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に伝達され、また、市から土地改良区等への情報伝達が確実に行われるよう、緊急連絡体制を整備する。

イ 防災気象情報、地震情報の収集・連絡

大雨警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報、震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報、津波情報および被害情報の収集・伝達を迅速に行う体制を整備する。

(3) 避難誘導體制の整備

危険と認められる箇所については、市民に対する避難勧告・避難指示（緊急）の発令等を行うとともに、適切な避難誘導ができるよう体制を確立しておく。

第 27 節

上水道施設の強化対策

計画の方針

災害の発生に伴う断・減水を最小限にとどめるため、市は、施設面の災害予防対策を実施する。また、応急対策を円滑に実施するため、平常時から災害時の連絡体制の整備、災害対応用資機材の確保、防災広報活動に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 水道施設の整備	上下水道局	
2 応急体制の整備	防災安全対策課、上下水道局	

1 水道施設の整備

(1) 水道施設の現況

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。秋田市には、主要施設として浄水場 5 箇所、配水場 17 箇所があり、平成 29 年度末現在の給水人口は 306,172 人（行政区域内普及率 99.4%）である。

また、新規構造物については「水道施設耐震工法指針」（社団法人日本水道協会，2009）による耐震構造となっており、送配水管路についても、耐震管による整備を行っている。

(2) 水道施設の防災性の強化

水道施設の建設に際しては自然災害を受けにくい地形、地質および強固な地盤の地区を候補地とし、施設的设计に当たっては、災害に耐えることができる構造とする。また、水道施設の安全性を強化するため、老朽施設の補修・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。

ア 取水導水施設

取水導水施設の常時監視を実施して保守に努めるとともに、耐震・耐火整備補強を行う。

イ 浄水・送水施設

施設の適切な維持管理を行い、計画的な更新・補強を実施する。

仁井田浄水場については、更新に合わせ耐震化や浸水対策を実施する。

ウ 配水施設

経年管の取り替えを推進し、すべての配水管を対象として、耐震性を含めた強化を図る。

また、災害に強い上水道の構築を目指し、市内を 60 のブロックに分割する「配水ブロック化」を進めている。これにより、漏水箇所のすばやい復旧や、断水範囲の最小化、災害時における水の相互融通、水圧・水量・水質など配水状況の詳細な把握が可能となる。平

成 29 年度末現在で 43 ブロックの整備が完了しており、引き続き整備を進めていく。

(3) 予備電源（非常用発電機）の整備

豊岩浄水場、俄沢浄水場、俄沢第一水源地、松渕浄水場、御所野配水場、雄和ポンプ場、雄和高区配水場、清水木ポンプ場、手形山団地ポンプ場、キャンパスタウン自由が丘ポンプ場、椿川送水ポンプ場、椿川配水ポンプ場に非常用電源を設置し、その他については可搬式の非常用発電機を運搬し対応する。

市は、定期的に予備電源の整備点検を実施するとともに、適切な保守に努める。

2 応急体制の整備

災害により水道施設が被災した場合に備え、市では、秋田市上下水道局災害対策実施計画等を策定し、計画に基づき円滑な応急給水と迅速な復旧を実施する。

また、災害への対応を適切に行うためには、平常時からの訓練や職員の意識啓発が重要であるため、効果的な訓練を実施するとともに、計画や要領の見直しを行っていく。

(1) 応急給水体制と資機材の整備

ア 応急給水体制の整備

災害により水道施設が被害を受けた場合、住民が必要とする最少限の飲料水を確保するため応急給水の実施体制を整備する。

イ 資機材の確保

応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の確保に努める。

(2) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。また、災害により通信不能になることを避けるため、通信手段の多様化を図る。

(3) 防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、住民、町内会等に対し、平常時から飲料水等の確保などについて広報する。

(4) 職員に対する教育・訓練

災害発生時における的確な防災対応を確保するため、定期的な防災訓練や研修会を実施する。訓練内容は以下のとおりとする。

ア 防災訓練

市が防災関係機関と協力し行う訓練

イ 情報の収集伝達訓練

拠点施設間を中心とした無線による情報伝達訓練

ウ 職員の参集訓練

交通手段の使用を制限し、勤務時間内外の条件を加味した訓練

エ 初動業務訓練

拠点施設における初動業務マニュアルの実施訓練

第28節 下水道施設の強化対策

計画の方針

災害による被害を最小限にとどめるため、市は、下水道(以下農業集落排水を含む)施設の耐震性等の強化とともに、資機材の整備や関係機関との協力体制の整備を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 下水道施設の整備	上下水道局	

1 下水道施設の整備

(1) 下水道施設の現況

下水道は、トイレの水洗化による生活環境の改善や浸水対策など、市民が健康で安全かつ快適な生活を送るうえで欠くことのできない施設であるほか、河川等の公共用水域の水質保全にも資するものである。

平成29年度末現在の下水道施設等(公共下水道・農業集落排水・浄化槽)の普及率は98.4%である。

(2) 下水道施設の強化

ポンプ場、終末処理場、幹線管渠等の主要構造物は、地震、風水害等の災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行い、不良部分については清掃、補修および改良に努め、災害等による機能のマヒを最小限にとどめる。

ア 管渠の補強整備

市(上下水道局)は、定期的パトロールを実施するなど、常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、老朽管の改築等を行う。

(ア) 地質が軟弱又は不均等な地区に布設された下水管渠を重点に、老朽化が著しいものを補強するとともに、幹線管渠等については耐震化を図る。

(イ) 新たに下水管渠を敷設する場合は、基礎地盤条件等総合的見地から検討し計画する。

特に地盤の悪い場所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可とう性継手を使用する等の工法で実施する。また、改良土による埋め戻し等、液状化防止に有効な施工方法を採用する。

イ ポンプ場、終末処理場等

市(上下水道局)は、電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。

(ア) ポンプ場又は終末処理場等と下水管渠の連結箇所は破損しやすいため、老朽化した箇

所は速やかに補強する。

- (イ) 設計に当たっては、「下水道施設計画・設計指針と解説」（社団法人日本下水道協会編、2006）に基づいて行う。
- (ウ) 耐震対策に当たっては、「下水道の地震対策マニュアル」および「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づいて行う。
- (エ) 浸水が想定されるポンプ場や終末処理場は、災害発生時に施設の機能を確保するため、防水扉を設置するなどの耐水化を行う。

(3) 予備電源（非常用発電機）の整備

八橋下水道終末処理場および各浄化センター 3 箇所（金足、羽川、仁別）、雨水排水ポンプ場 2 箇所（明田、山王）、汚水ポンプ場 10 箇所（川口、土崎、中島、馬場、御野場、新屋、牛島、外旭川、広面、仁井田）および農業集落排水処理施設 7 箇所（砂子渕、飛沢、岩見三内中央、下三内、赤平、新波、種平）では、停電時に備えて予備電源（非常用発電機）を整備しており、停電時には予備電源が自動的に起動し、機能停止による排水不能が生じないよう設定されている。市は、定期的に予備電源の整備点検を実施するとともに、適切な保守に努める。

第29節 電力施設の強化対策

計画の方針

災害発生時における電力供給ラインを確保するため、平常時から耐震性の確保等、電力施設の強化を進め、地震、台風、洪水、雷害、塩害等の災害による被害を最小限にとどめるよう予防措置を講じていく。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 電力施設の現況		東北電力(株)
2 電力施設の予防対策		東北電力(株)

1 電力施設の現況

(1) 変電設備

耐震設計は、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」(社団法人日本電気協会, 2010)により実施している。

また、地形的に水害を受けやすい箇所については、敷地、機器および建物等のかさ上げを行ったり、防水扉などを設けたりするなど、浸水を防止する対策をとっている。

(2) 送電設備

ア 架空電線路

「電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号。以下「電気設備に関する技術基準を定める省令」という。)(平成29年改正)に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中電線路

「変電所等における電気設備の耐震設計指針」等に基づき設計を行う。

(3) 配電設備

ア 架空電線路

電気設備に関する技術基準を定める省令に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を配慮した設計を行う。

2 電力施設の予防対策

各施設の耐災害性強化および被害軽減のための諸施策を実施し、地震や風水害による被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講じる。

(1) 風水害に対する設備の強化および保全

ア 発電施設

- (ア) 構築物、附属設備および防護施設を整備する。
- (イ) 耐雷遮へい、避雷器の適正更新および耐塩対策を強化する。
- (ウ) 重点系統保護継電装置を強化する。

イ 送配電設備

- (ア) 重要設備、回線等に対する災害予防対策と異常箇所の早期発見および早期対策を講ずる。
- (イ) 支持物等の基礎周辺の保全対策を行う。
- (ウ) 電線路付近における樹木、ビニールハウス等の飛来物に対する災害予防策を行う。
- (エ) 各種避雷装置等の増強により耐雷対策および耐塩対策を強化する。

ウ 通信設備

- (ア) 主要通信システムのループ化に努める。
- (イ) 移動無線応援体制を強化する。
- (ウ) 無停電電源および予備電源を強化する。

(2) 設備の耐震性の強化

- ア 過去に発生した地震被害の実態等を考慮して、各施設の被害防止対策を講ずる。
- イ 地震により不等沈下や地すべりなどのおそれのある軟弱地盤にある設備の基礎を補強する。
- ウ 新たに施設、設備を建設する場合は軟弱地盤地域を避ける。

(3) 電気施設予防点検

定期的に電気施設の巡視点検を実施（災害発生のおそれがある場合は、その直前に実施）する。

(4) 災害復旧体制の確立

- ア 情報連絡体制を確保する。
- イ 非常体制の発令と復旧要員を確保する。
- ウ 復旧資材および輸送力を確保する。

(5) 防災訓練の実施

- ア 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別に、又は総合的に実施する。
- イ 各防災関係機関の実施する訓練へ参加する。

(6) 設備の維持管理

電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条に基づき「保安規程」を定め、定期巡視および特別の巡視を実施し、不具合設備については、発生のとど改修を行うなど災害時における不測の事故防止を図る。

ア 定期巡視

全設備について定期的に巡回し、設備の不具合箇所は、発見のとど改修する。

イ 災害時における事故防止

地震時には、設備の異常有無確認のため、目視による点検を随時実施する。

第 30 節 ガス施設の強化対策

計画の方針

災害発生時におけるガス供給ラインを確保するため、平常時から浸水防止対策、代替施設の確保および系統のブロック化等を進め、施設の耐震性の確保を実施するなど、風水害や地震による被害を最小限にとどめるよう予防措置を講じていく。

また、災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに防災訓練を実施する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 都市ガス製造施設等		東部ガス(株)
2 LPガス		LPガス製造施設等

1 都市ガス製造施設等

(1) 施設の現況

市内における都市ガスの事業者は1事業者（東部ガス(株)）で、総世帯の約64%（平成24年12月31日現在）に対してガスを供給しており、地震災害による施設の被害を防止するため、各施設の耐震化の向上を図っている。

◆資料編 17-3 都市ガス

ア 製造設備

製造設備については、ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「ガス事業法」という。）、消防法、建築基準法および「製造設備等耐震設計指針」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき設計、施工する。さらに、施設の耐震機能を維持するため、点検基準を作成し、これにより点検整備を実施している。

イ ガス導管

導管については、ガス事業法、「中低圧ガス導管耐震設計指針」（一般社団法人日本ガス協会）および「高圧ガス導管耐震設計指針」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき設計、施工する。導管にはプラスチックライニング鋼管（PLP）、ならびにポリエチレン管等を採用し、耐震化を図っている。また、大規模地震の際に、ガスの供給を継続すると二次災害のおそれのある地域については、ガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対しては、ガスの供給を継続するために、導管網のブロック化を採用している。

ウ 構造設備

構造設備については、ガス事業法、消防法、建築基準法、および「ガス工作物技術基準・同解釈例」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき設計、施工する。

(2) 予防対策

ア 都市ガス施設および設備の維持管理

施設の管理者は、ガス事業法に基づく保安規程にしたがってガス施設の点検等を行い、所要の機能を維持するとともに、材質、構造等においても耐震性の強化を推進する。

イ 資機(器)材の整備

災害の拡大防止、災害応急復旧のための資機(器)材を整備する。

ウ 教育訓練の実施

(ア) 訓練の実施を通じて、通信連絡、要員の動員および施設の応急復旧等災害発生時の災害応急活動の迅速確実な体制の確立を図る。

(イ) ガスによる二次災害を防止するため、平素からガス需要者に対し、ガス漏れ発生時における処置等について周知徹底する。

エ 災害対策体制の強化

都市ガス施設の管理者は、移動無線通信体制および防災組織を整備するとともに各事業者間の相互協力体制を確立する。

2 LPガス

(1) 施設の現況

LPガスは、一般家庭用や飲食店の使用となっており、一部でタクシーの燃料や工業用として使用されている。市内には製造所(充てん所)、オートガススタンド、貯蔵施設などの設備が設置されている。

◆資料編 17-4 LPガス

(2) 予防対策

LPガス販売事業者の規制等については、県が監督しているため、市は、県および事業者との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

ア LPガス施設および設備の維持管理

(ア) 地震対策用安全器具の普及

LPガス消費設備については、地震時に一般家庭のLPガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具(マイコンメーター)の普及促進を図る。

(イ) LPガス集中監視システムの普及

LPガス販売事業者が地震時にLPガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行ううえで有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

イ 資機材の整備

LPガス販売事業者等は、災害の発生による被害の拡大防止、災害応急復旧のための資機材を各自整備する。

ウ 教育訓練の実施

LPガス販売事業者等は、LPガス漏えい時の対応又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施

する。

エ 事業者間の相互応援体制の整備

ＬＰガス販売事業者等は、地震や風水害時にＬＰガスによる災害が発生し又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、ＬＰガス販売事業者等の相互応援体制の整備を図る。

オ 危険時の実施措置

ＬＰガス販売事業者等は、ＬＰガスによる災害の防止又は災害時のＬＰガスの保安を確保するため、次により危険時の実施措置を計画する。

(ア) 危険時の通報

ＬＰガス製造所又はＬＰガス充てん容器からガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに消防署および防災関係機関に連絡するとともに拡大防止等の応急措置を行う。

(イ) 緊急措置

災害発生防止のため必要があるときは、緊急時対応業務を速やかに実施し、県等に連絡する。

第31節 電話施設の強化対策

計画の方針

災害発生時にも重要通信を確保できるよう、通信施設等においては、耐水、耐風、耐雪、耐震等の構造にするとともに、火災等に比較的弱い架空ケーブルは地下化を推進するなど、災害時に通信障害が発生しないよう、通信網の信頼性の向上を促進する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 一般加入電話		東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)
2 携帯電話		(株)NTTドコモ、au(KDDI(株))、ソフトバンク(株)

1 一般加入電話

(1) 東日本電信電話株式会社（NTT東日本 秋田支店）

ア 通信設備の現況

平成30年3月31日現在における県内の加入電話数は約19万回線である。

NTT東日本（秋田支店）では、各交換所間の中継回線は、ケーブルの地下化や有線と無線方式の併用などにより、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築を図っている。

また、災害発生時における通信確保のため、必要により臨時回線や臨時公衆電話を設置するため、ポータブル衛星通信車を配備している。

イ 予防対策

NTT東日本（秋田支店）では、以下の対策を講じている。

(ア) 建物および局内外設置

施設を災害から防護するため、電気通信設備および建物等については、耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火等の構造としている。

(イ) 災害時に備えての通信の確保

a 通信の途絶を防止するため、主要な伝送路を多ルート構成とする。

b 被災した電気通信設備等を迅速かつ確実に復旧するための災害対策用機器および資材等の整備を図るとともに、災害時の輸送を円滑に行うための措置計画を具体的に定める。

c 安定した通信を確保するため、主要な電気通信設備について、予備電源を設置する。

(ウ) 災害時措置計画

災害時等において、通信不通地域の解消、又は重要通信の確保を図るため、伝送措置、

交換措置および運用措置に関する措置計画を作成する。

(エ) 災害時の広域応援等

- a 広範囲な地域において災害が発生した場合は、必要により全国規模をも視野に入れた応援班の編成、災害対策用機器および資材等の確保と輸送体制、応援者の作業体制などを整備する。
- b 災害が発生し、又は発生のおそれのある場合に社員の非常招集、非常配置および社外機関に対する応援又は協力の要請方法等について具体的に定める。

(オ) 防災訓練の実施

社内訓練のほか、秋田市総合防災訓練をはじめとする地方自治体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。

(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（東北支店）

ア 通信設備の現況

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項の通信網の整備を行っている。

- (ア) 主要な伝送路を多ルート構成、もしくはループ構成としている。
- (イ) 主要な中継交換機を分散配置している。
- (ウ) 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築している。
- (エ) 通信ケーブルの地中化を推進している。
- (オ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置している。

イ 予防対策

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（東北支店）では、以下の対策を講じている。

(ア) 災害対策用機器および車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所および数量を定め、必要に応じて器機および車両等を配備する。

(イ) 災害対策用資機材等の確保と整備

- a 災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。
- b 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材および車両等の種類および数量、ならびに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- c 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い、非常事態に備える。

(3) KDDI株式会社（東北総支社）

ア 通信設備の現況

- (ア) 大規模災害に備えて、電気通信設備等の耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火対策を実施している。

- (イ) 災害が発生した場合においても通信を確保するため、車載型基地局、移動電源車、非常用発電機の配備等を実施している。
 - (ウ) 災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置および網装置に関する措置計画を該当部門が作成し、早期の復旧を図る。
- イ 予防対策
- KDD I 株式会社（東北総支社）では、以下の対策を講じている。
- (ア) 災害対策用機器および車両等の配備
 - 災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所および数量を定め、器機および車両等を配備するとともに、必要に応じて、全国へ支援を依頼し、総合的に早期復旧に備える。
 - (イ) 災害対策用資機材等の確保と整備
 - a 災害対策用資機材等の確保
 - 災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。
 - b 災害対策用資機材等の輸送
 - 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材および物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類および数量ならびに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
 - (ウ) 災害対策用資機材等の整備点検
 - 災害対策用指揮時等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
 - (エ) 防災訓練の実施
 - 社内訓練のほか、国および地方公共団体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。

2 携帯電話

(1) 株式会社NTTドコモ（東北支社秋田支店）

ア 通信設備の現況

- (ア) 災害から防護するため、電気通信設備等の耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火対策を実施している。
- (イ) 災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行っている。
- (ウ) 災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置および網装置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

イ 予防対策

株式会社NTTドコモ（東北支社秋田支店）では、以下の対策を講じている。

- (ア) 災害対策用機器および車両等の配備
 - 災害発生時において通信を確保し、又は被害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管

場所および数量を定め、必要に応じて機器および車両等を配備する。

(イ) 災害対策用資機材等の確保と整備

a 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

b 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材および物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類および数量、ならびに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(ウ) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(2) a u (KDDI株式会社(東北総支社))

「1 一般加入電話 (3) KDDI株式会社(東北総支社)」参照

(3) ソフトバンク株式会社(仙台事業所)

ア 通信設備の現況

(ア) 災害から防護するため、電気通信設備等の耐水、耐雪、耐震、耐火対策を実施している。

(イ) 災害が発生した場合に通信を確保するために、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化および予備電源の設置等を行っている。

(ウ) 災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置および網装置に関する措置計画を作成し、現行化を図り、実施している。

イ 予防対策

ソフトバンク株式会社(仙台事業所)では、以下の対策を講じている。

(ア) 災害対策用機器又は車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。

(イ) 災害対策用資機材等の確保と整備

a 災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資機材の確保に努める。

b 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材および物資等の輸送を円滑に行うため、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

c 災害時対策用資機材について、整備点検を行い、非常事態に備える。

d 非常事態に備え、食料、飲料水、医療品、被服、生活用備品等を備える。

第32節 鉄道施設の強化対策

計画の方針

各鉄道事業者は、災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、防災体制等の確立を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 鉄道施設の現況		東日本旅客鉄道(株)、 秋田臨海鉄道(株)
2 鉄道施設の予防対策		東日本旅客鉄道(株)、 秋田臨海鉄道(株)

1 鉄道施設の現況

各鉄道事業者は、災害から鉄道施設を防護するため、路線諸設備の点検整備を実施するとともに、周囲の諸条件の変化に対応した防災対策を実施している。

また、地震発生時における鉄道輸送力を確保するため、各施設の耐震性の強化、被害の軽減のための諸施策の実施、防災器具等の点検整備、関係社員の出勤、応急復旧のための体制の整備に努めている。

2 鉄道施設の予防対策

(1) 施設の維持管理・補強措置

鉄道事業者は、線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋・橋梁・盛土・土留・トンネル等の定期的な検査を行い、耐震性および災害による被害防止等のチェックにより防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強・取替えなどの事業を推進する。

ア 施設、設備の点検

耐震補強を推進するとともに、地震時における要注意構造物の点検を実施する。

イ 橋梁の維持補修

ウ 河川改修および橋梁の改良

エ のり面、土留の維持補修

オ 落石防止設備の強化

カ 空高不足による橋げた衝撃事故防止および自動車転落事故防止の推進

キ 駅舎等建物の維持補修

ク 駅舎の安全性強化

(ア) 定期的な巡回、点検を実施し、駅舎の安全の確保を図る。

(イ) 建物の位置、構造については、建築基準法その他の関係法令に基づき耐震性上の安全の確保を図る。

ケ 路線周辺の環境変化に応ずる災害予防の強化

コ その他防災上必要な設備の改良

(2) 警戒体制の確立

台風および強風時等における路線警戒体制を確立する。

(3) 列車の防護

ア 災害（東日本旅客鉄道株式会社では、運転規則の発令基準を超えた地震）が発生したときは、定められた運行規制を行い、列車の安全を確保する。

イ 乗務員には、地震の発生と同時に無線により情報を伝達する。

(4) 防災訓練の実施

必要に応じて非常招集等の防災訓練を行う。

(5) 資機材の整備

早急な運転再開を図るため、平常時から必要な資機材を整備する。

(6) 情報連絡体制確保

鉄道の運転規制時における乗客等の混乱を避けるため、運行状況や復旧の見通しなどの広報が行えるよう、鉄道事業者、行政機関および報道機関が、それぞれの機関および機関相互間において情報収集・連絡体制の整備を図ることにより、乗客等への迅速な情報伝達を確保するよう努める。

(7) 安全確認手順等の社内体制の充実

災害発生時における安全確保のための運転規制や早期運転再開のための安全確認手順等を確立するほか、内部での情報連絡手段や関係機関との通信手段を確保するなど、社内体制の充実に努める。

第33節 緊急輸送の環境整備

計画の方針

災害時における被災者や応急対策活動に必要な人員、物資等の円滑な輸送を図るため、輸送路および輸送手段等の確保について、あらかじめ環境の整備に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 陸上輸送の環境整備	防災安全対策課、各課	各道路管理者、各警察署、 秋田県トラック協会、 バス運送機関
2 航空輸送の環境整備	防災安全対策課	(県)総合防災課
3 海上輸送の環境整備		(国)秋田港湾事務所、 (県)秋田港湾事務所

1 陸上輸送の環境整備

(1) 緊急輸送道路

県は、災害時の緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路を指定し、これに基づいた「緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、道路の新設や防災拠点の移動などの状況の経年変化や最新の津波浸水区域などの被害想定調査結果を考慮する等、必要に応じて適宜見直しを行うこととしている。

市は、この計画に基づき緊急輸送道路を指定している。

警察署は、緊急輸送道路における交通信号機等の地震対策および停電対策、交通管制施設の整備を行う。

第1次緊急輸送路線	1 高速自動車国道 2 県庁を中心として第1次指定拠点まで連絡する道路 3 隣接県境通過路線
第2次緊急輸送路線	1 県庁を中心として第2次指定拠点まで連絡する道路 2 隣接県境通過路線 3 代替ネットワーク路線
第3次緊急輸送路線	1 県庁を中心として第3次指定拠点まで連絡する道路

◆資料編 24-3 緊急輸送道路ネットワーク図

(2) 集積場所・輸送拠点

市は、災害時における物資の受入れ、一時保管および市内各地域への配布を効率的に行うため、集積場所および輸送拠点を指定する。指定された施設については、災害が発生した場合、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は、「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管および中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を進める。

◆資料編 24-6 指定拠点施設一覧表

(3) 緊急輸送自動車の確保

市（防災安全対策課）は、災害時の緊急輸送車両として、市保有車両を確保するとともに、民間業者との応援体制を整備する。

ア 市保有車両の確保

市は、物資等の輸送手段として使用する車両については、円滑かつ効率的な活用ができるよう常時点検整備に努める。

イ 民間業者からの車両の確保

市は、災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関およびその他の関係事業所と緊急時の車両等供給体制の整備に努める。

ウ 緊急通行車両等の事前届出

防災活動に従事する者で、災害時に車両による緊急通行を要する者は、災害時の交通規制に際し緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、緊急通行車両および規制除外車両の事前届出を警察署等を経由して、県公安委員会に届け出るとともに同届出済証を保管し、災害時に備える。

(ア) 事前届出の対象車両

- a 災害時において、「防災基本計画」、「防災業務計画」、「地域防災計画」等に基づき、「災害対策基本法第 50 条第 1 項」に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方自治体の長、その他の執行機関、指定公共機関および指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、もしくは指定公共機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

(イ) 規制除外車両事前届出の対象車両

- a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(ウ) 手続が不要な車両

災害対策に従事する自衛隊等で、特別のナンバープレートを有している車両は、事前

届出や標章交付の手続きが不要となる。

(エ) 事前届出に関する手続き

a 申請者

緊急通行に係わる業務の実施について、責任を有する者（代行者を含む。）

b 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する県公安委員会（警察本部および警察署経由）

c 申請書類

輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）、当該車両の自動車検査証の写し、緊急通行車両等事前届出書（規制除外車両については規制除外車両事前届出書）2通

d 届出済証の交付

申請者は検査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証および規制除外車両事前届出済書の交付を受ける。

2 航空輸送の環境整備

(1) ヘリポートの整備

航空輸送力を保持するため、ヘリポートの整備を推進する。

(2) 臨時ヘリポートの設定

ア 設定基準

- 1 30m×30m以上の面積があり、周囲に障害物のないこと。
- 2 施設の周囲のうち、少なくとも1～2方向に電柱、高压線、煙突その他の高層建築物がないこと。
- 3 ヘリコプターの離着陸に際しては、約 20m/s の横風が発生するのでその風圧を考慮すること。

◆資料編 24-4 臨時ヘリポート設定基準

イ 設置予定地

県では、市街化の状況に応じ、市内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよう、臨時ヘリポートの適地を毎年調査し、臨時ヘリポートの予定地の確保に努めている。

市は、設置予定地について、施設管理者の協力を得て、緊急時の開設に備え、必要な整備に努める。

◆資料編 24-5 臨時ヘリポート設定場所

(3) 物資集積場所

災害時に道路・橋梁破損や交通混雑のため陸上輸送が困難となることが予想されることから、空輸による物資の輸送・集積場所を設置する。指定された施設については、災害が発生した場合、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標

識等を設置する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管および中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を順次行う。

3 海上輸送の環境整備

台風や季節風に伴う強風や高波は、港湾・漁港の諸活動に大きな影響を与えるほか、しばしば船舶や港湾施設に被害をもたらす。また、海岸においても同様に高波・高潮により海岸線が後退したり、家屋や農地が浸水等の被害を受けることがある。

したがって、防波堤、消波堤、護岸等の施設整備を促進し、港湾や漁港における災害を防止するとともに海岸の保全管理に努める。

また、港湾内にある緑地等については、災害時の避難場所としても活用できるよう防災面も考慮した上で整備を図る。

(1) 施設の現況

秋田港は、長距離カーフェリーや外貿コンテナ船が就航し、港湾取扱貨物量も増加するなど物流拠点港として重要な役割を担っている。

(2) 港湾施設の整備

大規模な地震が発生した場合、被災直後の緊急物資、避難者および支援活動資機材・人員の海上輸送や緊急物資等の輸送終了後、被災した港湾施設が復旧するまでの間の最小限の港湾機能を保持するための整備を図る。

ア 耐震強化岸壁の整備

災害時における緊急物資の海上輸送を確保するため、県内最大の物流港である秋田港では、寺内ふ頭岸壁（-7.5m）1バースを耐震強化岸壁として改良している。また、秋田港飯島地区-11m岸壁の供用に向けた関連施設の整備を図る。

イ 訓練の実施

耐震強化岸壁および背後のふ頭用地を利用した緊急物資輸送に備え、受入れ体制を確立させるとともに、必要に応じて訓練を実施する。

(3) 施設の安全管理

港湾内には、石油等危険物の貯蔵・輸送施設などが設置されており、災害時に大規模な二次災害を引き起こす可能性があることから、各種計画等に基づきオイルフェンスや油処理剤等の資機材を確保する。

(4) 避難対策施設の整備

港湾内には、緑地等から構成される多目的に利用可能なオープンスペースを確保し、被災した市民の避難用地、生活緊急物資保管用地、応急復旧資機材用地とする。

第34節 給水体制の整備

計画の方針

被災者の生命維持に必要な最低限の飲料水、生活用水および消火用水を供給できるよう体制の整備を進めるほか、家庭内備蓄の協力や応援体制の構築を図る。また、給水用具の調達および応急給水拠点、取水拠点の適正配置に努める。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 給水目標	上下水道局	
2 飲料水等の確保	防災安全対策課、上下水道局	
3 応急給水資機(器)材の整備	上下水道局	
4 応援協力体制の整備	上下水道局	

1 給水目標

(1) 現況

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。新規構造物については「水道施設耐震工法指針」による耐震構造となっており、送配水管路についても、耐震管による整備を行っている。主要施設は浄水場5箇所、配水場17箇所である。これらにより、被災から3日間は、飲料水として1人1日当たり3リットル、また、4日目以降は、生活用水を含めて1人1日当たり20リットルを供給する体制の整備に努めている。

- ◆資料編 28-1 給水区域および施設配置図
- ◆資料編 28-2 浄水場・配水場一覧表
- ◆資料編 28-3 小規模水道一覧表

2 飲料水等の確保

被災者の飲料水確保のため応急給水拠点、取水拠点の拡大を図るとともに、給水用具の充実を図る。

(1) 応急給水拠点施設の整備

市(上下水道局)は、災害時には、導水管や送水管、配水管等に被害の発生が予想され、停電等による水道機能の一時停止も考慮されることから、市民の生命維持のため、配水池等の既存施設の有効活用や、応急給水施設(応急給水栓や緊急貯水槽等)を整備することにより、必要な飲料水の確保に努める。

◆資料編 28－4 応急給水施設一覧表

(2) 応急給水施設の維持管理

市（上下水道局および防災安全対策課）は、避難市民等の飲料水、生活用水および消火用水を確保するため、応急給水施設の維持管理に努める。

(3) 市民への啓発

市（防災安全対策課）は、市民が非常時に備えた飲料水の確保（3日分）に努めるよう啓発を行う。

また、災害に備え、各家庭において容量10～20リットル程度のポリエチレン容器等を常備しておくよう、市民に周知徹底を図る。

(4) 事業所への備蓄指導

市は、事業所に対し、地域における一員として、従業員およびその家族、さらには地域住民に配慮した備蓄を行うよう啓発に努める。

3 応急給水資機（器）材の整備

市（上下水道局）は、災害による水道施設の損壊・汚染等によって、供給が不能となった場合、速やかに応急給水活動が行えるよう、次の応急給水資機（器）材の備蓄・更新ならびに調達体制の整備を行い、給水用資機（器）材および給水車等の保有状況ならびに給水能力を常に把握しておく。

- (1) 給水タンク車
- (2) 給水タンク
- (3) ポリエチレン容器
- (4) 非常用給水袋等

◆資料編 28－5 給水資機（器）材一覧表

4 応援協力体制の整備

大規模な災害に備え、今後も他都市や民間業者等との協力体制の整備に努める。

第35節

食糧・生活必需品の確保

計画の方針

災害が発生した直後の市民の生活を維持するため、食糧、そのほか生活必需品等の備蓄を進める。また、家庭内備蓄の指導や応援体制の拡充によりその調達体制を強化する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 備蓄の推進	防災安全対策課	市民、流通業者
2 公的備蓄品の整備目標	防災安全対策課	秋田県
3 備蓄倉庫等の整備	防災安全対策課	
4 緊急調達体制の整備	防災安全対策課	日本赤十字社、流通業者
5 防災用資機材の整備	防災安全対策課	

1 備蓄の推進

(1) 備蓄の推進

災害時には、食糧等の流通機構が混乱状態となり、一時的に市民の食糧等が不足することが予想される。このため、被災時に必要となる食糧、生活必需品の内容、数量を事前に想定・把握するとともに、適切な備蓄・調達の方法を検討し、効率的かつ適切な備蓄・調達計画を策定する。

ア 公的備蓄

市（防災安全対策課）は、備蓄・調達計画に基づき、現物備蓄が必要とされるものについて順次備蓄を実施するとともに、品質管理、補充体制を考慮し、避難場所等に優先的に備蓄庫を整備する。

イ 流通備蓄

市は、食糧や生活必需品等の供給について民間の流通事業者等と協定を締結している。今後さらに、流通備蓄の活用に向けて、協定を締結するなどし、体制の充実に努める。

◆資料編8-1 民間団体等との協定に関する資料

ウ 市民の備蓄

市（防災安全対策課）は、市民に対し家庭内備蓄の徹底を図るとともに、事業所等による備蓄協力について指導を進める。

(ア) 市民への家庭内備蓄の指導

食糧、生活必需品について3日分相当の家庭内備蓄を励行するものとし、広報等を利用し、その普及に努める。

(イ) 事業所等への食糧・生活必需品等の備蓄指導

災害発生時に備え、市内の事業所等における食糧・生活必需品等の備蓄について協力を要請する。

2 公的備蓄品の整備目標

(1) 共同備蓄

市は、県と市町村で定めた品目や数量を共同備蓄する。

備蓄目標量は、避難想定者数約13万9千人（想定地震：北由利断層、冬の18時に発生）の3日間分とし、その内の7割を公助により、3割を自助、共助で対応することとする。

県と市町村の共同備蓄は、公助の内の3分の1とし、残りの3分の2を流通備蓄等により確保する。

共同備蓄の県と市町村の割合は、県が2分の1を、残りの2分の1を各市町村の人口割負担とする。

表 2-35-1 備蓄に関する役割分担

【公助】 7 / 10		【自助・共助】 3 / 10
1 / 3	2 / 3	
県と市町村の共同備蓄 (約3.2万人分)	流通備蓄等 (約6.5万人分)	家庭や地域の備え (約4.2万人分)

表 2-35-2 県と市町村の共同備蓄品目

区分	品目	区分	品目
食料品等	主食	衛生用品	紙おむつ（大人用）
	主食（お粥等）		紙おむつ（子供用）
	飲料水		生理用品
	粉ミルク	発電・照明機材	自家発電機
	ほ乳瓶		投光器
防寒用品	毛布	コードリール	
	石油ストーブ	燃料タンク	
衛生用品	トイレ	その他	タオル
	トイレットペーパー		給水袋
			医薬品セット

(2) 市の備蓄

市は、県と市町村の共同備蓄のほか、必要な品目の備蓄を行う。

主な備蓄品目

ア 防水シート

- イ 石鹸
- ウ マスク
- エ 懐中電灯
- オ 移動炊飯器
- カ 飲料水や生活用水（緊急貯水槽等）
- キ はんぶん米（低たんぱく質アルファ化米）など
- ◆資料編 29－1 県と市町村の共同備蓄品目と備蓄すべき数量
- ◆資料編 29－2 秋田市備蓄一覧表

3 備蓄倉庫等の整備

(1) 備蓄倉庫の整備

現在、市の既設公共施設や小・中学校の空き教室を活用し、食糧、生活必需品の備蓄を図っているが、今後、防災資機材の備蓄などに向けて備蓄庫の設置について計画的な推進を図る。

(2) 分散備蓄の実施

災害時におけるリスクを少なくし、発災時の迅速な対応を図るため、中心的な備蓄場所である備蓄倉庫以外に、各避難場所での分散備蓄を行う。

4 緊急調達体制の整備

(1) 調達体制の整備

以下の供給方法に対応した調達体制を事前に明確化しておく。

ア 備蓄による調達

発災当日は、食糧等の調達が困難なため、備蓄倉庫の既存備蓄物品を供給する。

イ 民間流通事業者等からの調達

流通事業者等との協定に基づき、必要とする物資について協力を要請し、調達する。調達に協力する流通事業者等については拡充を図る。

ウ 県からの調達

災害の状況により必要と判断される場合は、県で保有する物品等について応援要請し、調達する。

エ 日本赤十字社秋田県支部からの調達

日本赤十字社秋田県支部に応援要請し、調達する。

オ 協定都市からの調達

応援協定に基づき、必要とする物資について要請し、調達する。

(2) 物資の受入れ体制の整備

調達した食糧・生活必需品の受入れや一時保管および市内各地域への配布を効率的に行うため、集積場所および輸送拠点を指定する。

なお、市民への速やかな支給が必要とされる物資については、直接避難場所で受入れるものとし、マニュアル等によりこのための体制を整備しておく。

さらに、災害時における物資の受入れ・支給に関して、市職員を適切に配置し、市民およびボランティアと協力して作業を行えるよう体制の整備を図る。また、受入れた物資の保管所について追加指定を行う。

(3) 応援協力体制

今後も他都市や民間流通事業者等との間に救援物資の調達や物資輸送についての協力体制を整備する。

また、物流事業者および関係機関等と連携した支援物資等の集積・仕分け・輸送等のマニュアル整備に努める。

5 防災用資機材の整備

市（防災安全対策課）は、地域防災活動の強化対策として自主防災組織に対し、地域の防災活動に必要な資機材の助成を推進し、充実を図る。

第36節 廃棄物処理体制の整備

計画の方針

被災地および避難所の一般ごみ（一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみなど）、し尿（被災家屋のくみ取りし尿等や避難所の仮設トイレのし尿）、がれき（損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等）、有害廃棄物・危険物（アスベスト、ガソリンなど）の収集・処理が迅速に行われるよう、処理体制の整備を推進する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 ごみ処理体制の整備	環境部各課	
2 し尿処理体制の整備	防災安全対策課、環境部各課	

1 ごみ処理体制の整備

災害発生時のごみ処理を迅速かつ衛生的に実施するため、ごみ処理施設の構造および耐震性の強化、仮置場の確保、仮設集積所の設置、収集運搬・処分業者の応援体制の検討により、ごみの収集・運搬・管理体制の強化や処理方法の検討を行う。なお、大規模災害時には、「秋田市災害廃棄物処理計画」に基づくごみ処理体制の整備に努める。

(1) 現況

本市のごみ処理は、市内全域を対象として4区分11分別収集を実施しており、家庭系ごみは委託業者により、事業系ごみは許可業者が収集している。また、分別収集されたごみは、秋田市総合環境センター等において適正かつ衛生的に、溶融処理・破碎処理・埋立て処分・再資源化処理を行う。

- ◆資料編 26-1 ごみ処理施設一覧表
- 〃 26-3 ごみ収集車（環境部）保有状況一覧表
- 〃 26-4 ごみ収集車（委託）保有状況一覧表
- 〃 26-6 ごみ収集運搬許可業者名および保有状況一覧表

(2) 予防対策

ア 廃棄物処理施設の安全性・耐震性の強化

大規模な災害が発生した場合には、多量のごみが市内各所において発生することが予想される。これらの処理の中核となる廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）が災害時にも円滑に機能するよう、平常時から施設の保守管理を徹底するとともに、施設のオーバーホール時において定期的に検査を行い安全性・耐震性の強化に努める。

イ 仮置場の確保

災害廃棄物等を適正に処理するためには、中間処理が前提となるため、仮置場が必要となる。仮置場は、県との協定に基づく仮置場、市内の都市公園や運動場などを選定して確保する。

ウ 避難所等における仮設集積所の確保

市（環境部、市民生活部）は、各避難場所・避難所等に避難者数に応じた仮設集積所の場所を確保する。処理施設は分別対応となっているため、原則として家庭ごみ・資源化物・粗大ごみ・水銀含有ごみの4区分を実施する。

エ 収集・運搬・管理体制の確立

災害時のごみの排出量は、通常時のごみの量を大きく超えることが想定されるため、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制を検討する。また、他市町村・民間等の協力を得て、災害時における広域応援が迅速に進められるよう体制づくりを確立する。

オ 収集運搬および処理の計画の作成

市（環境部）は、収集運搬するごみの処理について、国、県、その他関係機関と協議して、収集運搬部門、中間処理部門および最終処理部門における民間業者の可能動員数、処理能力を勘案した処理の計画を作成・整備し、応援体制の確立を図る。

2 し尿処理体制の整備

し尿等の処理は、災害発生時における被災地等の市民の生活環境の保全や精神的な安定を図るため重要となる。

したがって、被災地および避難所におけるし尿処理体制を迅速かつ衛生的に実施するため、仮設トイレ等を確保・設置するとともに、収集体制の整備を図る。

(1) 現況

し尿は、市内全域を区域割りにより6つの許可業者が計画収集を実施している。また、一般家庭は原則として毎月1回定期的に、事業所等は申し込みにより随時収集している。

◆資料編 26-2 し尿処理施設一覧表

〃 26-5 し尿収集運搬許可業者名および保有状況一覧表

(2) 予防対策

ア 災害用仮設トイレ等の備蓄

市（環境都市推進課、防災安全対策課）は、発災時に広域避難場所、避難場所・避難所等に配備するため、仮設トイレや災害用排便処理袋等の備蓄を進める。また、被害が大規模な場合や長期化する場合に備え、仮設トイレの調達先、調達方法および受入ヤード等の検討を進める。

イ 仮設トイレの確保

市（環境都市推進課）は、協定を締結した各レンタル業者の仮設トイレ保有数を把握し、災害時に設置できる数量を確保する。

ウ 避難所等における仮設トイレの設置場所の確保

市（環境部、市民生活部）は、被災地における防疫上、各避難場所・避難所等への仮設トイレの設置を最優先するため、収集が容易な場所を確保する。また、短期間で仮設トイレの設置が行えるよう設置体制を検討し確立する。

エ 収集・運搬・管理体制の確立

避難場所等のし尿の収集は、優先的かつ早急に収集処理されるよう、被害規模に応じた許可業者の可能動員数および近隣市町村からの応援などを勘案し、収集運搬体制の確立を図る。

第 37 節 文化財の災害予防

計画の方針

文化財は郷土の歴史や文化を正しく理解するための貴重な歴史的財産であり、適切な保存と活用の調和を図りながら後世に伝えていかなければならない。

このため、災害における被害を未然に防止する観点から防災対策を確立し、それぞれの実状に即した対策を講じて文化財を保護していく。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 指定文化財への対策	教育委員会	文化財の各管理者
2 施設ごとの予防対策	教育委員会	文化財の各管理者
3 古文書等歴史資料	教育委員会	文化財の各管理者

1 指定文化財への対策

(1) 文化財の指定状況

市内の指定文化財は 290 件で、このうち有形文化財（建造物・絵画・工芸等）は 228 件で全体の 78.6%を占めている。これらの文化財では防災対策が最も重要な課題となっている。また、記念物（史跡・名勝・天然記念物）は、鉱物・植物・動物等多種多様であり、これらを災害から防護するため、管理者はそれぞれの性質に応じた対策が必要である。

なお、文化財の指定状況は下記のとおりである。

表 2-37-1 文化財の指定状況

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

種別	有形文化財							無形文化財	民俗文化財		記念物			総数
	建造物	絵画	彫刻	工芸	書跡・古文書	歴史資料	考古資料		有形	無形	史跡	名勝	天然記念物	
国	8	—	1	—	1	1	2	—	2	3	3	1	1	23
県	3	12	10	27	17	9	19	—	4	2	5	—	1	109
市	8	16	18	20	23	20	13	2	7	10	8	2	11	158
計	19	28	29	47	41	30	34	2	13	15	16	3	13	290

◆資料編 18-1 国、県、市指定文化財一覧表

(2) 文化財の災害予防対策

ア 文化財管理者に対する指導の徹底

教育委員会は以下を文化財管理者に指導徹底する。

- (ア) 定期的に災害対策等が有効であるか防災診断を受ける。また、防災責任者は自主的に消防・防災訓練を実施して、火災の発生予防に努める。
- (イ) 消火・警報設備等の整備に努める。
- (ウ) 文化財の搬出責任者には、文化財の性質、保全についての知識・技術を有する者をあて、また、搬出場所等をあらかじめ定めておく。
- (エ) 平成21年度に文化庁が作成した防火・防犯対策チェックリスト（以下、チェックリスト）に基づく日常点検を行う。
- (オ) 文化財の倒壊・損壊防止等に努める。

イ 保存施設等の整備

教育委員会は保存施設等について、以下の防災対策を行う。

- (ア) 災害防止のため、保存施設等の耐火・耐震化を推進する。
- (イ) 文化財の復元修理等を計画的に推進する。

(3) 広報

文化財を火災や震災、風水害等の災害から守るため、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定めて文化財を災害から守る活動を行っている。

なお、市民には文化財保護思想の高揚を図るため、文化財防火デーの実施を広報等に掲載して周知している。

2 施設ごとの予防対策

教育委員会は文化財について、以下の防災対策を行う。

(1) 史跡・名勝・天然記念物等

- ア 指定地域の周知徹底を図るため、標識・説明板・標柱・境界標柱・囲柵等を整備する。
- イ 警報・防火・消火のための施設を整備する。
- ウ チェックリスト等を活用した定期的なパトロールにより、危険箇所の早期発見と改善を図り、地震災害の予防に努める。
- エ 震災等によるき損・滅失の拡大防止のため必要な応急措置を執る。

(2) 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置やチェックリストに基づく点検整備および診断等を実施する。県および市はこれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

(3) 美術工芸品、有形民俗文化財

文化財所有者は、県および市の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をする。

3 古文書等歴史資料

市内には、指定文化財や記念物のほか、後世に残していくべき貴重な古文書等歴史資料が多く存在しているが、その実態が十分に把握されてない状況にある。このため、以下の対策を講じる。

(1) 所在情報の把握

古文書等歴史資料の所在状況の把握に努める。

(2) 古文書等歴史資料保管者への助言

ア 資料の保存方法に関する情報を提供し、必要に応じて助言する。

イ 公的機関への寄贈寄託など、制度に関する情報を提供し、必要に応じて助言する。

(3) 市民に対する被災古文書等に関する保全等の啓発

市民に対し、被災した貴重な資料に対する保全（注意事項）および取扱い等について周知を図る。

◆資料編 18-2 被災した貴重な資料に対する保全（注意事項）

第38節 計画的な地震防災対策の推進

計画の方針

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号。以下「地震防災対策特別措置法」という。）に基づき、県は、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、都道府県、市町村および関係機関を実施主体とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、防災対策に資する施設の整備を推進している。

県では、平成23年度～平成27年度に実施した第四次地震防災緊急事業五箇年計画の事業未達成部分を含め、地震防災対策、消防防災力のさらなる強化・拡充を目的とし、各種事業を計上した「第五次地震防災緊急事業五箇年計画〔平成28年度～平成32年度〕（平成30年3月）」（以下「五箇年計画」という。）を策定し、施設整備等の計画的な推進を図っている。

また、県では、ハード・ソフト両面からの各種取組を着実に実施していくため、「秋田県防災・減災行動計画（平成28年3月）」（以下「防災・減災行動計画」という。）を策定し、計画的な地震防災対策を推進している。

これを受け、市（防災安全対策課）は県が作成した五箇年計画および防災・減災行動計画にのっとり、地震防災対策の計画的な推進を図る。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 五箇年計画の概要		
2 五箇年計画の対象施設等	各課	
3 防災・減災行動計画の推進	各課	

1 五箇年計画の概要

(1) 五箇年計画の対象地区

地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する地区は、過去の被害地震および活断層の分布状況など、本市の地震災害環境を勘案し、本市を含む県全域である。

(2) 五箇年計画の修正

五箇年計画の期間中において地震防災上の事由により計画を修正する必要があるときは、県は国その他の関係機関と調整し、地震防災対策特別措置法第2条第4項の規定による五箇年計画の変更を行うこととなっている。

2 五箇年計画の対象施設等

市域において、五箇年計画に定めることにより、平成 28 年度から平成 32 年度までの期間で、地震防災上緊急に整備すべき施設等は地震防災対策特別措置法第 3 条第 1 項各号に掲げる次の施設である。

(1) 避難地

市は、地震災害時における避難者の一時的な安全を確保するため、避難地の整備を県と調整を図りながら事業を推進する。

(2) 避難路

市は、地震災害時における避難者の避難ルートの安全を確保するため、市域の避難路の整備を県と調整を図りながら事業を推進する。

(3) 消防用施設

市は、地震災害時における地震火災の初期消火、延焼防止等の被害の軽減を図るため防火水槽等の消防水利、消防ポンプ自動車や救助工作車等の消防車両、その他の整備を県および各関係機関と調整を図りながら事業を推進する。

(4) 緊急輸送道路

市は、地震災害時における救急救助、消火、負傷者の搬送、避難および収容、救援物資の搬送、情報の収集伝達その他の応急対策が円滑に行えるよう、緊急通行車両を確保するための道路の整備を県と調整を図りながら事業を推進する。

(5) 共同溝等

市は、地震災害時における都市のライフラインの確保を図るため共同電線溝の整備を県および関係機関と調整を図りながら事業を推進する。

(6) 市立小中学校の地震防災上の改築・補強

市は、地震災害時の児童・生徒の安全および避難収容施設ともなる小中学校の耐震構造化を確保するため、事業の推進に努める。

(7) 公的建造物

市は、昭和 56 年以前に建築された公共施設のうち、避難所に指定され、かつ地震防災上改築もしくは補強が必要と判断されたものについて、地震災害時に同避難所に避難してきた被災者を二次被害から守るため、耐震化の推進に努める。

(8) 飲料水・電源確保施設

市は、地震災害時において市民等の安全を確保するため、飲料水、電源等の生活用水の確保に必要な施設、設備の整備を推進する。

3 防災・減災行動計画の推進

市は、県が推進する地震をはじめとする各種災害が発生した場合の人的・物的被害の軽減を目指した4つのテーマからなる基本目標と、その目標を達成するための39の施策と80の取組・事業で構成された防災・減災行動計画にのっとり、自助・共助・公助が連携した効果的、かつ効率的な地震防災対策の推進を図る。

- (1) 災害に強いまちづくり
- (2) 災害対応力の強化
- (3) 地域防災力の強化
- (4) 消防力の強化

第 39 節**地域防災拠点等の整備****計画の方針**

市は、災害発生時における応急措置を迅速かつ的確に実施するため、既存の応急対策活動の拠点となる施設・設備については、防災点検等を実施し、防災上必要な改修、補強等を計画的に推進する。また、市は、指定防災拠点以外の施設等であっても防災上重要な施設等として、地域防災計画で位置づける施設等については、今後の防災対策上の施設等の整備について積極的に推進する。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 地域防災拠点施設等の整備	防災安全対策課	
2 備蓄拠点の整備	防災安全対策課	

1 地域防災拠点施設等の整備

市は、地域における災害環境を把握のうえ、指定防災拠点および防災上重要な施設（以下「指定防災拠点等」という。）について、計画的な診断、防災点検等をもとに防災上必要な補修、改修その他の対策を講ずるほか、指定防災拠点等の管理者に対して同様の措置を講ずるよう指導、要請するとともに、地域の災害環境に照らして新たに必要な地域防災拠点等の整備促進について積極的に取り組む。

(1) 地域防災拠点施設

市は、地域の災害環境に基づき、災害発生時における災害対策本部等の防災活動の拠点としての機能のほか、平常時における防災に関する広報や訓練等のコミュニティ活動の場としての機能を果たすための総合施設、備蓄施設およびその他地域防災拠点施設にふさわしい設備等を備えた施設等の積極的な整備に努める。

地域防災拠点施設としては、災害対策本部等を設置する市本庁舎とともに、防災活動の連携等による組織的なコミュニティ活動を勘案した区域ごとに各市民サービスセンターを当該区域の防災拠点として位置づける。

表 2-39-1 地域防災拠点施設

名称	所在地	整備すべき主な機能
市役所 中央市民サービスセンター	秋田市山王一丁目 1-1	1 情報の収集・提供のための 通信・広報機能
北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目 3-1	2 防災活動用資機材の備蓄
西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町 13-34	3 非常用飲料水の備蓄
河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ケ崎 38-2	4 食糧等救援物資の備蓄
雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部 48-1	5 平常時の防災教育の場
南部市民サービスセンター	秋田市御野場一丁目 5-1	
東部市民サービスセンター	秋田市広面字釣瓶町 13-3	

(2) 地域防災拠点施設以外に定めるべき防災上重要な施設

防災上重要な施設は、おおむね次のとおりとする。

- ア 消防団、自主防災組織、災害ボランティアの活動拠点となる施設・設備等
- イ 市が指定する避難場所および避難所又は救護所となる施設
- ウ 市の区域内の医療機関、福祉施設、備蓄倉庫その他の防災拠点となるべき施設等
- エ 市の区域内の水源施設、電源施設その他のエネルギー施設等

2 備蓄拠点の整備

市（防災安全対策課）は、災害時における被災者の安全な生活の確保に必要な生活関連物資等の確保対策の一環として、備蓄拠点を整備し、計画的な推進を図る。

また、保管場所については、被災者の避難生活も考慮し、避難場所等に指定されている学校、市民サービスセンター等の避難収容施設のスペースの活用についても配慮する。

第40節

広域防災拠点等の整備

計画の方針

大規模な災害が発生した場合は、県外からの広域応援部隊や救援物資等を被害の少ない地域に集結・集積させた上で、被災地に展開および搬送するなど、広域応援活動を円滑に行う必要がある。このため、県はこのような広域応援活動の拠点となる施設（広域拠点施設）を予め指定している。

市は、県と連携し、広域防災拠点等における後方支援を行うとともに、市において大規模災害が発生した場合は、広域応援活動を受け入れる拠点の確保を図るものとする。

実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 県による広域防災拠点の指定等		県
2 広域防災拠点の後方支援等	防災安全対策課	

1 県による広域防災拠点の指定等

(1) 広域防災拠点の機能

県が指定する広域防災拠点は、次の機能を果たす施設とする。

名称	機能
集結場所・ベースキャンプ	県外等からの自衛隊、警察、消防等の部隊の集結場所又は活動拠点となるベースキャンプ
一次物資集積拠点	救援物資の受け入れ、仕分け、保管および出庫を行い、市町村等に輸送する施設
広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）	重症患者を広域搬送する空港において、症状の安定化等を図るために設置する臨時の医療施設

(2) 広域防災拠点の指定等

県は、県北・中央・県南の各地域に、広域防災拠点を指定しており、秋田市を含む秋田中央地域の指定状況は、以下のとおりである。

地域	施設の名称	機能	ヘリポートの有無
秋田 中央 地域	県立中央公園運動広場	集結場所・ベースキャンプ	
	県立中央公園スカイドーム	一次物資集積拠点	
	秋田空港	広域搬送拠点臨時医療施設	有

2 広域防災拠点の後方支援等

(1) 広域防災拠点における後方支援

県が行う市域の広域防災拠点の開設にあたり協力を求められた場合、市は、必要な後方支援に努める。

また、市は、県や施設の所有者又は管理者、施設を使用する防災関係機関等と連携し、広域防災拠点等における被災地への後方支援に努める。

(2) ベースキャンプの整備等

広域応援部隊は、県が指定した集結地やベースキャンプから被災地に展開する場合のほか、被災した市内にベースキャンプを設置して活動することが想定される。

このため、大規模災害時において市災害対策本部は、広域応援部隊や自衛隊、医療チーム等を受け入れる市域のベースキャンプとなる施設又は場所を、災害状況を勘案し迅速に決定し、広く周知する。また、ベースキャンプの運用方法等について予め検討する。

(3) 二次物資集積拠点の整備等

市が自ら調達し、又は県に要請した救援物資は、指定避難所に直接輸送される場合のほか、市においても、救援物資の受け入れ、仕分け、保管および出庫を行い、指定避難所等に輸送する中継所等の機能を果たす施設（以下本節において「二次物資集積拠点」という。）を開設する必要がある。

このため、大規模災害時において市災害対策本部は、二次物資集積拠点となる施設を、災害状況を勘案し迅速に決定し、広く周知する。また、二次物資集積拠点の運用方法等について予め検討する。

なお、二次物資集積拠点の運営および二次物資集積拠点から指定避難所への輸送等について、倉庫事業者や運送事業者からの協力が得られるよう、市は、これらの事業者との協定締結を進めている。

